

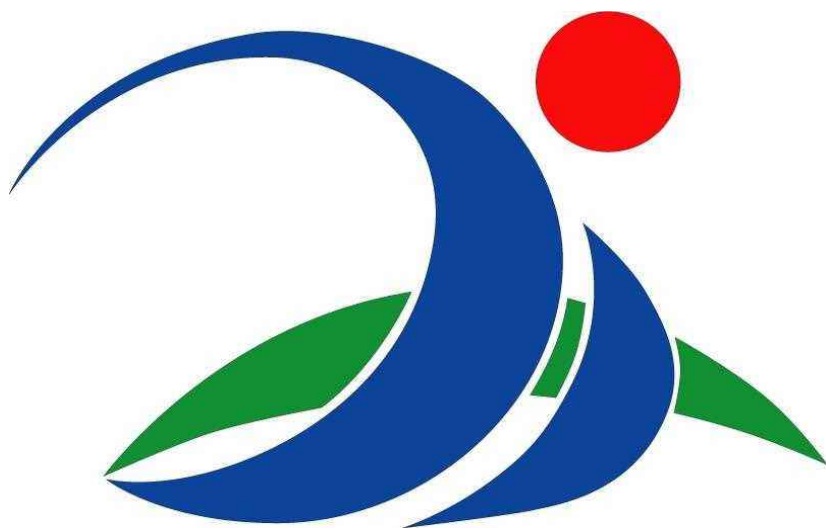
令和3年度

宮古島の教育



沖縄県指定天然記念物「宮古馬」

宮古島市教育委員会



宮古島市市章

製作意図

宮古島市の頭文字である平仮名の「み」をモチーフに
宮古島市民が未来へ飛躍する様子を、美しい海や空、
緑の大地、太陽をイメージしてデザインしている。

発刊にあたって

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子

本市教育委員会は、第2次宮古島市総合計画（平成29年度～令和8年度）と第2次宮古島市教育大綱（平成30年度～令和3年度）において、「郷土の歴史と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育の振興に取り組んでおります。

学校教育については、「子どもたちの『生きる力』を育む学校教育の推進」を主要施策としております。小学校は昨年度から、中学校においては今年度から新学習指導要領の全面实施となりました。新学習指導要領の目指す3つの資質能力「実際の社会や生活で生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」、「学びを人生や社会に活かそうとする学びに向かう力、人間性の涵養等」を主体的・対話的で深い学びの授業改善により、育成していきます。また、GIGAスクール構想の一人一台端末を活用した段階的・組織的な取組により、児童生徒の情報活用能力及び職員のICT活用指導力の向上により、「個別最適な学び」・「協働的な学び」の充実にも取り組みます。

社会教育については、「みんなで学ぶ生涯学習」を主要施策として、全ての市民に多様な学習機会を提供するとともに、人生を創造するという生涯学習社会の充実を目指し、社会教育の推進と生涯学習の振興に努めます。

スポーツ振興については「生涯スポーツの充実」を主要施策として、気軽にスポーツに親しめる環境づくりと施設の充実、生涯スポーツ・競技スポーツ機会の充実を目指し、市民の健康の保持や増進及び体力向上を図ってまいります。

文化振興については「文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進」を主要施策として、市民文化の向上を図るため、市民の文化・芸術活動を積極的に支援してまいります。10月に開館した宮古島市歴史文化資料館を活用し、地域の自然、歴史に加え国指定重要無形文化財「宮古上布」の魅力を発信するとともに、郷土文化に対する理解や関心を深められる機会を創出しつつ、新たな地域文化の振興にも努めてまいります。

教育行政の充実・強化については「教育の使命を尊重する開かれた教育行政を目指す」を主要施策に、多様化・高度化するニーズに対応した効率的な教育行政の運営を図り、教育委員会の活性化、及び組織・体制の見直しに取り組んでまいります。

この度、本市の令和3年度の教育施策をまとめた「令和3年度 宮古島市の教育」を発刊致しました。本市の教育施策の現状についてのご理解を深めて頂くとともに、多くの皆様から教育行政への助言・提言を頂き、効果的な教育施策の展開とさらなる教育振興へつなげていきたいと考えております。

今後とも、市民各位並びに関係機関の更なるご支援・ご協力を頂きますようお願い申し上げ、発刊にあたってのあいさつと致します。

2021年11月吉日

目 次

1 章 宮古島の概要

- 1 宮古島の概況…………… 1
- 2 宮古島の市木・市花等…………… 2

2 章 地方教育行財政

- 1 教育委員及び教育長…………… 3
- 2 宮古島市教育委員会の沿革…………… 4
- 3 教育委員会の会議の状況…………… 7
- 4 宮古島の財政…………… 9
- 5 令和3年度教育予算…………… 10
- 6 宮古島市教育委員会主要施策体系…………… 11
- 7 宮古島市教育委員会事務分掌…………… 12～13

3 章 学校教育～子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進～

1 節 宮古島の学校教育…………… 14～37

- 1 学校教育の振興
- 2 施 策
 - 【幼稚園】
 - 【小・中学校】
- 3 令和元年度 事業実績

2 節 教育研究所…………… 38～43

- 1 設置の目的
- 2 方 針
- 3 事 業
- 4 組 織
- 5 運 営
- 6 職員構成
- 7 事業概要
- 8 令和3年度 事業計画
- 9 令和2年度 事業実績

3 節 学校給食共同調理場…………… 44～46

- 1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要
- 2 学校給食の目的及び目標
- 3 給食共同調理場の事業
- 4 令和3年度 年間給食回数予定表
- 5 配送状況
- 6 給食状況
- 7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

4 節 学校教育施設…………… 47

- 1 施設整備の基本方針と役割
- 2 令和3年度 事業計画

5 節 学校規模適正化…………… 48～49

- 1 設置目的
- 2 学校規模適正化に関する基本的な考え方
- 3 令和3年度 事業計画
- 4 事業実績

4 章 社会教育～みんなで学ぶ生涯学習～

1 節 社会教育…………… 50～55

- 1 主要施策
- 2 施策の推進
- 3 令和3年度 生涯学習・社会教育事業計画
- 4 施策の推進体制
- 5 社会教育・生涯学習活動スナップ集

2 節	公民館	56～76
1	現状と課題	
2	運営目標	
3	執行体制と活動内容	
4	各公民館	
3 節	図書館	77～80
1	現状と課題	
2	運営の基本方針	
3	重点目標	
4	令和3年度 事業計画	
5	施策の推進体制	
6	事業実績	
5 章	文化振興～文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進～	
1 節	文化振興	81～84
1	目標	
2	現状と課題	
3	施策項目	
4	令和3年度 事業計画	
5	令和2年度 文化事業の実績	
2 節	文化財	85
1	施策項目	
2	令和3年度 事業計画	
3	施策の推進体制	
3 節	総合博物館	86～90
1	基本方針	
2	常設展示	
3	沖縄振興特別推進交付金事業を活用した取り組み	
4	令和3年度事業計画	
5	令和2年度事業実績	
6	施策の推進体制	
4 節	文化ホール	91～93
1	設置目的	
2	施設の概要	
3	施設の開館日及び開館時間	
4	施策の推進体制	
5	自主文化事業	
6	令和3年度事業計画	
7	令和2年度事業実績	
8	令和2年度利用状況	
6 章	スポーツ振興～生涯スポーツの充実～	94～96
1	基本方針	
2	社会体育における重点施策	
3	令和3年度 事業計画	
4	施策の推進体制	
5	令和2年度 事業実績	
6	体育施設の概要	

資料編

【各種委員等】

- 1 各種委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97～101
 - (1) 宮古島市社会教育委員
 - (2) 宮古島市放課後子ども教室推進事業及び地域学校協働本部推進事業運営委員会委員
 - (3) 宮古島市文化財保護審議会委員
 - (4) 宮古島市史編さん委員
 - (5) 宮古島市スポーツ推進委員
 - (6) 宮古島市スポーツ推進審議会委員
 - (7) 宮古島市公民館運営審議会委員
 - (8) 宮古島市総合博物館協議会委員
 - (9) 宮古島市文化ホール運営委員会委員
 - (10) 宮古島市立図書館協議会委員
- 2 社会教育団体等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101～102
 - (1) 宮古島市子ども会育成連絡協議会
 - (2) 宮古地区婦人連合会
 - (3) 宮古地区PTA連合会
 - (4) 宮古地区青少年健全育成市民会議
- 3 歴代教育委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
- 4 歴代教育長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 104

【学校・教育機関】

- 1 令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師配置一覧・・・・・・・・ 105～106
- 2 令和3年度宮古島市立小学校・中学校・幼稚園・こども園一覧・・・・ 107～110
- 3 令和3年度児童・生徒・園児数・・・・・・・・・・・・ 111～113
 - (1) 小学校児童数
 - (2) 中学校生徒数
 - (3) 幼稚園園児数
 - (4) こども園園児数
 - (5) 預かり保育利用園児数
- 4 宮古島市立学校施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114～116
 - (1) 小学校の敷地及び施設面積
 - (2) 中学校の敷地及び施設面積
 - (3) 幼稚園の敷地及び施設面積

附録 第2次宮古島市教育ビジョン

1 章 宮古島市の概要

宮古島の概況

位 置

宮古諸島は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ中間にあつて、北緯24度から25度、東経125度から126度を結ぶ網目の中に位置しており、沖縄本島(那覇)の南西約290キロメートル、石垣島の東北東約133キロメートルの距離にあります。

また、大きな河川もなく、生活用水等のほとんどを地下水に頼っています。

面 積

本市の面積は204.2平方キロメートルで、大小6つの島々(宮古島、池間島、大神島、伊良部島、下地島、来間島)からなり、その中でも宮古島が最も大きく、総面積の約78%を占め、宮古群島の中心をなしています。

平坦な地形は農耕に適し、総面積の52%が耕地面積です。

気 候

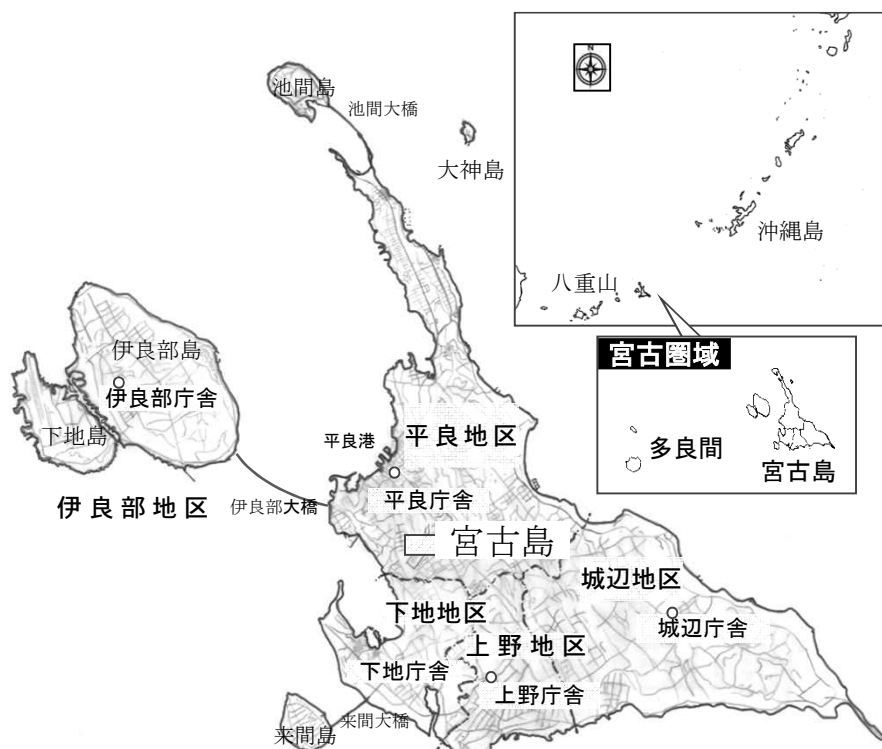
気候は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均気温は23.8℃、降水量の平年値は2,057mmで1年を通して寒暖の差が少ない穏やかな気候です。

人 口

令和3年4月末現在の本市の人口は、55,317人(平良37,742人、城辺5,662人、下地3,014人、上野3,842人、伊良部5,057人)で世帯数が28,549世帯となっています。

産 業

第1次産業が主で、特産品としては黒糖、泡盛、もずく、海ぶどう、マンゴーなどがあります。



宮古島の市木・市花等

【市 木】ガジュマル

常緑高木で、熱帯雨林では20mもの大木になる。クワ科イチジク属。沖縄では、各島の低地、岸壁面、樹上などにさまざまな形で生育する。老大木にもなると、その特異な形状が神秘怪奇に見えることから神木霊木にもなる。

昔の子どもたちは幹の白い樹液を遊びに用いたりした。



【市 花】ブーゲンビレア

ブーゲンビレアは常緑のつる性植物。花は、赤、青、黄、白と色彩豊か。色のついた部分は花びらではなく、葉の変形した苞（ほう）で本当の花は茎の中にある筒状の部分。日当たりと水はけのよい場所であれば、土質は特に選ばず、鉢栽培、生垣、フェンスなどトレリス型仕立てなど作り方もいろいろ楽しめる熱帯を代表する植物の一つ。



【市花木】デイゴ

春から初夏にかけて樹冠全体に咲く虹色の花。沖縄三大名花とされ県花にも指定されている。公園や街路樹としてよく栽培されている。この木を素材にして、琉球漆器や各種工芸品にも使われている。



【市 鳥】サシバ

秋に越冬のためにフィリピン方面へ渡るが、宮古群島は昔からサシバの中継地として知られている。北風の吹き出す「寒露」のころ（10月10日前後）にその風を利用して南下して来る。成鳥はカラスほどの大きさで目が黄色の鋭い顔つきをしている。体はすこし赤みのあるかっ色で胸と腹にかっ色の横じまがある。

昔は食料として、また子どもたちのおもちゃとして捕獲されていたが、現在は数が減り、国際保護鳥に指定されている。



【市 魚】タカサゴ（方言名：グルクン）

色彩豊かな25cm前後の美しい魚で、広く庶民に親しまれる。熱帯性で沖縄からインド洋にかけて分布。1年を通して漁獲できる本県の主要魚種である。沖縄では数少ない大衆魚として広く県民の食卓に普及しており、かまぼこの原料にも利用されている。さらに、沖縄の海を連想させる美しい色彩を持っており、味も良いとされている。



【市 蝶】オオゴマダラ

日本最大のチョウの1つ。羽を広げた時の大きさが6～8cmある。えさとなるホウライカガミには、毒が含まれており、この毒が成虫になっても残るため、敵に襲われる事は少ない。飛び方はゆるやかで優雅。サナギは、「金のサナギ」でよく知られている。



【市 貝】スイジガイ

6本の角があり、水の字に似た姿をしている。漢字で書くと「水字貝」となる。魔よけや火難よけとして利用するのは、沖縄の風習のひとつで、宮古でも古くからスイジガイのツノを縄で結び豚舎の前に吊したり、石垣や軒下につるしたりしている。



2 章

地方教育行財政

1 教育委員及び教育長



教育長
大城 裕子



教育長職務代理者
中尾 忠笹



委 員
渡久山 ひろみ



委 員
下地 一美



委 員
新城 久恵

役職名	氏 名	任 期	住 所
教 育 長	大城 裕子	令和3年 2月12日～令和 4年 3月31日	平良字下里
教育長 職務代理者	中尾 忠笹	令和2年12月 5日～令和 6年12月 4日	平良字西里
委 員	渡久山 ひろみ	平成30年12月 5日～令和 4年12月 4日	伊良部字仲地
委 員	下地 一美	令和元年12月24日～令和 5年12月23日	城辺字比嘉
委 員	新城 久恵	令和 2年 6月29日～令和 3年12月 4日	平良字東仲宗根

2 宮古島市教育委員会の沿革

平17. 10. 1	市町村合併による「宮古島市」の誕生 市町村合併による「暫定教育委員」の辞令交付 暫定教育委員名 旧平良市・久貝勝盛、旧城辺町・砂川恵良、旧下地町・洲鎌勝彦、 旧伊良部町・前泊直喜、旧上野村・狩俣廣一 委員長 狩俣廣一、委員長職務代理者 砂川恵良 教育長 久貝勝盛を選出
12. 5	臨時議会にて新市教育委員の承認 新市教育委員辞令交付 濱川 隆（4年）、羽地芳子（4年）、新里玲子（3年） 久貝勝盛（2年）、前泊直喜（1年） 第1回宮古島市教育委員会の開催 委員長及び委員長職務代理者、教育長の選出 委員長 濱川 隆、委員長職務代理者 新里玲子 教育長 久貝勝盛を選出
平18. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 新里玲子、委員長職務代理者 羽地芳子を選出 前泊直喜委員任期満了、池間照夫委員辞令交付
平19. 12. 5	久貝勝盛教育長任期満了、下地恵吉委員辞令交付 第9回臨時教育委員会開催 教育長の選出 下地恵吉を選出 委員長の選出 新里玲子委員長を再任 委員長職務代理者 池間照夫を選出
平20. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 濱川 隆、委員長職務代理者 池間照夫を再任 新里玲子委員長任期満了、下地由子委員辞令交付
平21. 12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 下地由子、委員長職務代理者 池村直記を選出 濱川隆委員長、羽地芳子委員任期満了、宮國博委員、池村直記委員辞令交付
平22 2. 16	第7回臨時教育委員会開催 下地恵吉教育長辞職承認
2. 28	下地恵吉教育長退任
3. 2	川上哲也委員辞令交付 第9回臨時教育委員会開催 教育長の選出 川上哲也を選出
4. 28	宮古島市学校規模適正化検討委員会設置
5. 7	宮古島市立図書館北分館開館セレモニー
7. 5	下地由子委員長より宮古島市学校規模適正化検討委員会川上哲也委員長に対し「宮古島市学校規模適正化基本方針の策定について」諮問
7. 30	全国高校総合体育大会男子バレーボール大会開幕（～8月2日）
12. 5	委員長及び委員長職務代理者の選出 委員長 宮國博、委員長職務代理者 池村直記を選出 池間照夫委員任期満了、佐和田貴美子委員辞令交付
12. 20	宮古島市立大神小中学校及び大神幼稚園を廃止する条例を定例議会で可決 （平成23年4月1日から施行）
平23. 3. 23	宮古島市学校規模適正化検討委員会川上哲也委員長より宮國博委員長に対し「宮古島市学校規模適正化基本方針」答申
8. 16	宮古島市立学校適正規模について（基本方針）策定
10. 27	池村直記教育委員長職務代理者辞職承認
11. 30	佐平博昭委員辞令交付

12. 4	川上哲也教育長任期満了
12. 5	川満弘志委員辞令交付 教育委員長選出 宮國博を選出 教育委員長職務代理者選出 佐平博昭を選出 教育長選出 川満弘志を選出
平24. 4. 1	学校規模適正化対策班を教育部に設置
12. 4	下地由子委員任期満了
12. 5	下地信輔委員辞令交付 教育委員長選出 宮國博を選出 教育委員長職務代理者選出 佐平博昭を選出
平25. 4. 23	宮古島市立学校規模適正化基本方針（平成23年8月決定）の一部見直し
12. 5	宮國博委員、佐平博昭委員辞令交付（再任）
平26. 2. 17 2. 28 3. 1	川満弘志教育長辞職承認 川満弘志教育長退任 委員長選出 佐平博昭を選出 委員長職務代理者選出 佐和田貴美子を選出 教育長選出 宮國博を選出
3. 7	下地信輔委員辞職承認 下地信輔委員退任
3. 20	野原敏之委員辞令交付 佐和田勝彦委員辞令交付
4. 1	来間中学校を下地中学校へ統合
12. 5	佐和田貴美子委員辞令交付（再任） 教育委員長職務代理者選出 佐和田貴美子を選出
平27. 4. 1	宮原小学校を鏡原小学校へ統合
12. 5	野原敏之委員辞令交付（再任）
平28. 2. 25	教育委員長選出 佐和田貴美子委員を選出 委員長職務代理者 野原敏之委員を選出
3. 2	佐平博昭委員辞職承認
3. 31	池間雅昭委員辞令交付 宮國博教育委員辞任
4. 1	地方教育行政法改正に伴う新制度移行 教育長 宮國博辞令交付
4. 7	教育長職務代理者に佐和田貴美子委員を指名
12. 4	佐和田勝彦委員任期満了
12. 5	中尾忠侅委員辞令交付
12. 28	平良図書館北分館 閉館
平29. 12. 5	池間雅昭委員辞令交付（再任）
12. 20	（仮称）城辺地区統合中学校を設置する条例を定例議会で可決 （平成33年4月1日から施行）
平30. 3. 31	宮島小学校、宮島幼稚園廃止 下地幼稚園、上野幼稚園廃止（下地こども園、上野こども園に移行）
4. 1	結の橋学園開校準備室設置
11. 30	平良図書館閉館
12. 4	佐和田貴美子委員任期満了

12. 5	渡久山ひろみ委員辞令交付 教育長職務代理者に野原敏之委員を指名
平31. 3. 29	宮國博教育長辞令交付（再任）
4. 1	伊良部中学校・佐良浜中学校・伊良部小学校・佐良浜小学校を統合し、 伊良部島小学校・伊良部島中学校 通称「結の橋学園」 開校 伊良部幼稚園廃止（伊良部こども園に移行）
令 1. 8. 17	宮古島市新図書館・公民館 未来創造センター 会館
12. 4	野原敏之委員任期満了
12. 24	下地一美委員辞令交付
12. 26	教育長職務代理者に中尾忠笹委員を指名
令 2. 3. 31	池間雅昭委員辞職
4. 1	来間小学校を下地小学校へ統合
6. 29	新城久恵委員辞令交付
10. 1	城東中学校開校準備室設置
令 3. 1. 21	宮國博教育長辞職承認
1. 24	宮國博教育長辞任
2. 12	大城裕子教育長辞令交付 大城裕子教育長就任
3. 7	城辺中学校・福嶺中学校閉校式
3. 27	砂川中学校・西城中学校閉校式
3. 31	城辺中学校・砂川中学校・西城中学校・福嶺中学校 閉校
4. 1	城辺中学校・砂川中学校・西城中学校・福嶺中学校を統合し、 城東中学校 開校 城東中学校開校式

3 教育委員会の会議の状況

教育委員会の会議は、月1回の定例会と随時に開催される臨時会があり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの会議開催数、付議事件数とその内容は次のとおりです。

(1) 開催数 定例会12回 臨時会13回

議案番号	会議名	議案名	担当課
議案第1号	第1回(臨時)	新型コロナウイルス感染症対策のための幼・小・中学校の臨時休業について	学校教育課
議案第2号	〃	幼児・児童・生徒及び教育関係者等が新型コロナウイルスに感染した際の対応について	学校教育課
議案第3号	〃	学校給食共同調理場における新型コロナウイルス対策及び発生時の対応について	学校給食共同調理場
議案第4号	第2回(臨時)	新型コロナウイルス感染症対策のための幼・小・中学校の臨時休業の延長について	学校教育課
議案第5号	第3回(定例)	宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱について	生涯学習振興課
報告第1号	〃	臨時代理処分の承認について(宮古島市幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正)	児童家庭課
報告第2号	〃	臨時代理処分の承認について(宮古島市体育施設の利用料金の変更承認について)	生涯学習振興課
議案第6号	第4回(臨時)	新型コロナウイルス感染症対策のための幼・小・中学校の臨時休業の延長について	学校教育課
議案第7号	第5回(定例)	宮古島市史編さん委員の委嘱について	生涯学習振興課
議案第8号	〃	宮古島市社会教育委員の委嘱について	生涯学習振興課
議案第9号	第6回(定例)	宮古島市総合博物館協議会委員の任命について	総合博物館
議案第10号	〃	宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会委員の任命について	学校給食共同調理場
議案第11号	〃	宮古島市立学校管理規則の一部改正について	学校教育課
議案第12号	〃	宮古島市芸術文化支援補助金交付要綱の一部改正について	生涯学習振興課
議案第13号	〃	城辺地区統合中学校に係るスクールバス導入計画の承認について	教育総務課
議案第14号	第7回(臨時)	県費負担教職員の懲戒処分に係る内申について	学校教育課
議案第15号	第8回(定例)	宮古島市学力向上対策補助金交付要綱の廃止について	学校教育課
議案第16号	〃	宮古島市研究指定校(園)指定要綱の一部改正について	学校教育課
議案第17号	〃	学校における新型コロナウイルス発生時の対応について	学校教育課
報告第3号	〃	臨時代理処分の承認について(宮古島市立幼稚園管理規則の一部改正)	児童家庭課
報告第4号	〃	臨時代理処分の承認について(宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正)	児童家庭課
議案第18号	〃	宮古島市教育委員会職員の人事異動について	教育総務課
議案第19号	第9回(定例)	宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	生涯学習振興課
議案第20号	〃	宮古島市スポーツ推進審議会運営規則の一部改正について	生涯学習振興課
議案第21号	〃	城辺地区統合中学校を開設するための実施計画の承認について	教育総務課
議案第22号	〃	令和3年度宮古島市立中学校使用教科用図書の採択について	学校教育課
議案第23号	〃	宮古島市立教育研究所設置条例の一部改正について	学校教育課
議案第24号	〃	宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部改正について	教育総務課
議案第25号	第11回(定例)	宮古島市スポーツ推進審議会委員の委嘱について	生涯学習振興課
議案第26号	〃	宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部改正について	学校教育課
議案第27号	〃	宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱の一部改正について	学校給食共同調理場
議案第28号	〃	宮古島市教育委員会職員の人事異動について	教育総務課
報告第5号	〃	令和2年度宮古島市立学校給食共同調理場運営委員会の報告について	学校給食共同調理場
議案第29号	第12回(定例)	宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正について	教育施設班
議案第30号	第12回(定例)	宮古島市文化ホール条例施行規則の一部を改正する規則について	生涯学習振興課
議案第31号	〃	宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について	教育総務課
議案第32号	〃	宮古島市小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について	教育総務課
議案第33号	〃	宮古島市立学校職員服務規程の一部改正について	学校教育課
議案第34号	〃	宮古島市教育委員会の権限に属する事務補助執行に関する規則の一部改正について	学校教育課
報告第6号	〃	臨時代理処分の承認について(公立学校管理職途中人事異動の内申について)	学校教育課
議案第35号	第13回(定例)	宮古島市成人祝金給付要綱の制定について	生涯学習振興課
議案第36号	〃	宮古島市立教育研究所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について	学校教育課

議案第37号	〃	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	教育総務課
議案第38号	〃	宮古島市教育委員会届出書等の押印省略に関する規則の制定について	教育総務課
議案第39号	〃	宮古島市教育委員会本人確認の取扱いに関する規則の制定について	教育総務課
報告第7号	〃	臨時代理処分の承認について（宮古島市学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定）	学校給食共同調理場
報告第8号	〃	臨時代理処分の承認について（宮古島市立学校職員服務規程の一部改正）	学校教育課
報告第9号	〃	臨時代理処分の承認について（教育委員会職員の人事について）	教育総務課
報告第10号	〃	市長の専決処分の報告について（城辺地区統合中学校校舎建築工事（建築2工区）変更契約について）	教育施設班
議案第40号	〃	宮古島市議会提出議案の意見聴取について（議決内容の一部変更）	教育施設班
報告第11号	〃	国立大学法人福井大学大学院教育学研究科と宮古島市教育委員会との連携に関する協定書の締結について	学校教育課
議案第41号	第14回（定例）	令和3年度宮古島市立幼稚園休園の承認について	児童家庭課
議案第42号	〃	宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する規則の一部改正について	学校教育課
議案第43号	〃	宮古島市学習用ICT機器運用規程の制定について	学校教育課
報告第12号	〃	宮古島市教育情報化推進計画の改訂について	学校教育課
議案第44号	第16回（臨時）	学校における新型コロナウイルス発生時の対応について	学校教育課
議案第45号	第17回（臨時）	宮古島市教育委員会教育長職務代理者の指名及び事務委任等に関する規則の制定について	教育総務課
議案第46号	〃	教育長の辞職の同意について	教育総務課
議案第47号	第18回（臨時）	新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園、小学校、中学校の臨時休業について	学校教育課
議案第48号	第19回（定例）	「令和3年度宮古島市立幼稚園休園の承認について」の議決内容の一部変更について	児童家庭課
議案第49号	〃	宮古島市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について	学校教育課
報告第13号	〃	臨時代理処分の承認について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	教育総務課
議案第50号	〃	宮古島市公民館設置及び管理に関する条例の一部改正について	中央公民館
議案第51号	第20回（臨時）	宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	生涯学習振興課
議案第52号	第21回（臨時）	新型コロナウイルス感染症対策のための幼・小・中学校の臨時休業の解除について	学校教育課
議案第53号	第22回（臨時）	教育長の営利企業等の従事について	教育総務課
議案第54号	第23回（臨時）	令和3年度公立学校管理職定期人事異動に対する内申について	学校教育課
議案第55号	第24回（定例）	宮古島市学校給食共同調理場管理規則の一部改正について	学校給食共同調理場
議案第56号	〃	宮古島市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱の全部改正について	学校給食共同調理場
議案第57号	〃	宮古島市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正について	学校教育課
議案第58号	第25回（定例）	宮古島市公民館非常勤館長の任命について	中央公民館
議案第59号	〃	宮古島市未来創造センター非常勤センター長の任命について	中央公民館
議案第60号	〃	宮古島市総合博物館団体取扱規程の制定について	総合博物館
議案第61号	〃	宮古島市立学校処務規程の一部改正について	学校教育課
議案第62号	〃	宮古島市教育委員会会計年度任用職員に関する規程の一部改正について	教育総務課
議案第63号	〃	宮古島市学校施設長寿命化計画の策定について	教育施設班
議案第64号	〃	宮古島市教育委員会組織規則の一部改正について	教育総務課
議案第65号	〃	宮古島市教育委員会組織規則の改正に伴う関係訓令の整備について	教育総務課
議案第66号	〃	宮古島市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について	児童家庭課
議案第67号	〃	宮古島市立教育研究所長の任命について	教育総務課
報告第14号	〃	宮古島市立学校給食共同調理場（城辺・上野・下地）基本計画内部検討委員会の報告について	学校給食共同調理場
報告第15号	〃	臨時代理処分の報告について（宮古島市教育委員会職員の人事異動について）	教育総務課
報告第16号	〃	宮古島市立学校のいじめ事案に関する報告について	学校教育課

4 宮古島市の財政

(1) 令和3年度一般会計歳入科目別比較

(単位:千円、%)

款	令和3年度	令和2年度	比 較	構成比
1 市 税	5,757,070	5,619,133	137,937	15.3
2 地 方 譲 与 税	358,473	355,680	2,793	0.9
3 利 子 割 交 付 金	2,346	2,183	163	0.0
4 配 当 割 交 付 金	8,100	7,886	214	0.0
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,321	6,976	345	0.0
6 法 人 事 業 税 交 付 金	43,557	31,551	12,006	0.1
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,244	1,021,752	△ 15,508	2.7
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	48,722	50,272	△ 1,550	0.1
9 国有提供施設所在市町村助成交付金	23,782	25,258	△ 1,476	0.1
10 環 境 性 能 割 交 付 金	24,416	28,084	△ 3,668	0.1
11 地 方 特 例 交 付 金	17,518	7,017	10,501	0.0
12 地 方 交 付 税	10,904,608	11,188,097	△ 283,489	28.9
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,950	9,950	0	0.0
14 分 担 金 及 び 負 担 金	323,537	365,073	△ 41,536	0.9
15 使 用 料 及 び 手 数 料	638,859	659,779	△ 20,920	1.7
16 国 庫 支 出 金	6,285,746	6,455,704	△ 169,958	16.7
17 県 支 出 金	6,514,049	6,106,658	407,391	17.3
18 財 産 収 入	103,341	86,062	17,279	0.3
19 寄 附 金	19,737	32,389	△ 12,652	0.1
20 繰 入 金	2,285,662	3,546,792	△ 1,261,130	6.1
21 繰 越 金	1	1	0	0.0
22 諸 収 入	250,661	267,487	△ 16,826	0.7
23 市 債	3,107,300	8,466,216	△ 5,358,916	8.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	0	0	0	0.0
歳 入 合 計	37,741,000	44,340,000	△ 6,599,000	100.0

(2) 令和3年度一般会計歳出科目別比較

(単位:千円、%)

款	令和3年度	令和2年度	比 較	構成比	令和3年度予算財源内訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国・県	地方債	その他	
1 議 会 費	235,940	230,508	5,432	0.6	0	0	0	235,940
2 総 務 費	6,437,621	12,324,483	△ 5,886,862	17.1	1,851,622	798,400	215,878	3,571,721
3 民 生 費	12,404,652	12,315,950	88,702	32.9	6,645,728	85,600	310,124	5,363,200
4 衛 生 費	2,326,788	1,731,525	595,263	6.2	241,274	105,900	182,119	1,797,495
5 労 働 費	9,091	9,573	△ 482	0.0	0	0	0	9,091
6 農林水産業費	4,130,327	4,119,264	11,063	10.9	2,405,753	458,300	292,803	973,471
7 商 工 費	328,952	312,461	16,491	0.9	120	0	54,403	274,429
8 土 木 費	2,901,725	4,190,299	△ 1,288,574	7.7	1,528,052	549,900	348,489	475,284
9 消 防 費	844,008	856,188	△ 12,180	2.2	0	80,100	0	763,908
10 教 育 費	3,149,059	3,858,268	△ 709,209	8.3	127,246	123,100	347,823	2,550,890
11 災 害 復 旧 費	6	6	0	0.0	0	0	0	6
12 公 債 費	4,283,607	4,026,382	257,225	11.4	0	0	135,570	4,148,037
13 諸 支 出 金	389,224	335,093	54,131	1.0	0	0	0	389,224
14 予 備 費	300,000	30,000	270,000	0.8	0	0	0	300,000
歳 出 合 計	37,741,000	44,340,000	△ 6,599,000	100.0	12,799,795	2,201,300	1,887,209	20,852,696

5 令和3年度 教育予算

(単位:千円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度	比 較	令和3年度の財源内訳				教育費に占める割合
				国・県	地方債	その他	一般財源	
教育総務費	560,515	487,037	73,478	18,457	13,600	9,043	519,415	17.8
教育委員会費	3,704	3,740	△ 36	0	0	0	3,704	
事務局費	405,689	338,971	66,718	7	0	2,143	403,539	
教育指導費	117,495	111,993	5,502	18,450	13,600	5,400	80,045	
学力向上対策費	11,906	12,370	△ 464	0	0	1,500	10,406	
教育研究所運営費	21,721	19,963	1,758	0	0	0	21,721	
小学校費	547,677	575,861	△ 28,184	19,623	15,000	2,100	510,954	17.4
学校管理費	389,154	404,002	△ 14,848	411	15,000	0	373,743	
教育振興費	158,523	171,859	△ 13,336	19,212	0	2,100	137,211	
学校建設費	0	0	0	0	0	0	0	
中学校費	460,736	1,222,316	△ 761,580	22,993	81,800	2,100	353,843	14.6
学校管理費	350,910	281,092	69,818	393	81,800	0	268,717	
教育振興費	109,826	133,319	△ 23,493	22,600	0	2,100	85,126	
学校建設費	0	807,905	△ 807,905	0	0	0	0	
幼稚園費	198,195	207,076	△ 8,881	24,196	0	5,757	168,242	6.3
幼稚園管理費	198,195	207,076	△ 8,881	24,196	0	5,757	168,242	
幼稚園建設費	0	0	0	0	0	0	0	
社会教育費	696,732	672,808	23,924	41,977	12,700	51,591	590,464	22.1
社会教育総務費	103,577	100,445	3,132	0	0	3,700	99,877	
生涯学習振興費	10,042	10,227	△ 185	6,014	0	0	4,028	
公民館費	115,878	108,527	7,351	0	0	6,157	109,721	
文化財保護費	92,866	73,215	19,651	35,963	12,700	23,720	20,483	
図書館費	185,925	182,949	2,976	0	0	900	185,025	
文化振興費	5,817	6,022	△ 205	0	0	0	5,817	
博物館費	86,118	82,027	4,091	0	0	5,500	80,618	
文化ホール運営費	85,690	92,352	△ 6,662	0	0	11,614	74,076	
市史編さん費	10,819	17,044	△ 6,225	0	0	0	10,819	
保健体育費	685,204	693,170	△ 7,966	0	0	277,232	407,972	21.8
保健体育総務費	24,234	21,300	2,934	0	0	0	24,234	
体育施設管理費	78,568	89,060	△ 10,492	0	0	2,224	76,344	
給食センター運営費	582,402	582,810	△ 408	0	0	275,008	307,394	
合 計	3,149,059	3,858,268	△ 709,209	127,246	123,100	347,823	2,550,890	100.0

6 令和3年度 宮古島市教育委員会主要施策体系



7 宮古島市教育委員会事務分掌

教 育 部	教育総務課	TEL (0980) 73-1970 FAX (0980) 73-1967
	総務係	○教育委員会会議に関する事 ○秘書業務に関する事 ○広報に関する事 ○教育予算の総括に関する事 ○県教育委員連合会及び県教育長会に関する事 ○表彰及び儀式に関する事 ○規則規定の制定及び改廃に関する事 ○地方教育行政調査に関する事 ○宮古島市の教育編さん発行に関する事 ○奨学資金に関する事 ○その他他課に属さない事 ○市費負担職員の給与に関する事 ○市費負担職員の任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関する事 ○教職員の健康診断に関する事 ○公印の管理及び文書の収受に関する事 ○請願及び陳情の総括に関する事 ○課の庶務及び課の予算執行に関する事 ○教育行政に関する相談に関する事
	学校規模適正化対策係	○学校規模適正化に関する事 ○学校規模適正化検討委員会に関する事 ○通学区域及び通園区域に関する事 ○宮古島市学校区審議会に関する事 ○学校施設の建設計画に関する事
	教育施設課	TEL (0980) 73-1986 FAX (0980) 73-1967
	整備係	○教育施設の建設に関する事 ○学校建設の建設計画、設置に関する事 ○学校施設建設長期計画・長寿命化計画に関する事 ○建築物非構造材調査及び改修工事に関する事 ○学校施設に関する国及び県の調査及び統計に関する事 ○学校施設の維持管理業務、130万円以上の改修工事に関する事 ○教育委員会が管理する建築物の設計精査（委託・工事）に関する事 ○教育委員会が管理する建築物（新築及び修繕500万円以上）の施工監理に関する事 ○教育委員会が管理する建築物における基本構想及び基本計画の技術協力に関する事 ○所管補助事業の申請及び報告に関する事
	管理係	○学校施設の用途変更、廃止及び処分に関する事 ○公立学校施設台帳の整理保存に関する事 ○行政財産使用許可申請に関する事 ○休校及び廃校の学校施設使用許可申請に関する事 ○学校施設の警備に関する事 ○学校施設付属設備（自家用電気工作物、消防用設備、浄化槽、空調設備、昇降機）等の保守管理に関する事 ○学校施設の空調設備の集中管理業務に関する事 ○学校施設の台風災害報告に関する事 ○学校施設の維持管理業務、130万円未満の改修工事に関する事 ○所管区域の教員住宅の管理に関する事 ○環境衛生作業員に関する事 ○課の庶務及び文書の収受に関する事
	学校教育課	TEL (0980) 72-9959 FAX (0980) 73-1976
	学務係	○児童生徒の就学に関する事 ○通学区域及び通園区域に関する事 ○学校基本調査に関する事 ○県費負担教職員の免許、任免、分限、懲戒、賞罰、服務、福利厚生、公務災害その他人事に関する事 ○県費負担教職員の給与の内申に関する事 ○要保護・準要保護に関する事 ○特別支援教育奨励補助に関する事 ○独立法人日本スポーツ振興センターに関する事 ○学校教育設備費等補助事業（理科教育等設備整備）に関する事 ○教材及び図書備品に関する事 ○教育用パソコンに関する事 ○学校配当予算及び支出伝票に関する事 ○教職員の組織する職員団体に関する事 ○児童、生徒の健康診断に関する事 ○その他学務に関する事
	指導係	○学校経営及び幼稚園経営についての指導助言に関する事 ○教育課程及び教育内容についての指導助言に関する事 ○教科用図書に関する事 ○学校行事の承認及び指導に関する事 ○学校安全教育に関する事 ○学校保健の計画及び実施に関する事 ○学校の環境衛生に関する事 ○教育実習に関する事 ○県費負担教職員及び幼稚園教職員の研修に関する事 ○生徒指導及び進路指導に関する事 ○校長連絡会、教頭連絡会に関する事 ○特別支援教育及び就学指導に関する事 ○A L Tに関する事 ○学校教育に係る調査研究に関する事 ○学校教育団体の育成指導に関する事 ○課の庶務及び文書の収受に関する事 ○その他教育指導に関する事
	教育研究所	TEL (0980) 73-1104 FAX (0980) 73-1976
		○教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関する事 ○教育職員の研修に関する事 ○教育関係資料の収集及び活用等に関する事 ○研究成果の普及に関する事
	学校給食共同調理場	TEL (0980) 72-4241/72-2265 FAX (0980) 72-3074
		○宮古島市立小・中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関する事 ○給食物資の調達に関する事 ○学校給食の調理及び配送に関する事 ○食器、食缶等の洗浄、消毒及び保管に関する事

生涯学習振興課

TEL (0980) 72-3764 FAX (0980) 73-1976

社会教育係

○社会教育の振興に関すること ○社会教育委員に関すること ○社会教育指導員に関すること
 ○社会教育に関する条例、規則、規程等に関する事 ○社会教育施設の運営の指導助言に関する事
 ○社会教育団体の指導育成に関する事 ○青少年の教育及び健全育成に関する事 ○成人式に関する事
 ○課の庶務に関する事 ○係の予算及び文書の収受に関する事 ○青少年問題協議会に関する事
 ○生涯学習の振興に関する事 ○生涯学習基本計画、基本構想に関する事
 ○生涯学習フェスティバルに関する事 ○生涯学習人材バンク及び情報提供に関する事
 ○ボランティア活動に関する事 ○人権教育に関する事 ○視聴覚教育に関する事
 ○学校支援・放課後子ども教室・家庭教育支援に関する事 ○その他生涯学習に関する事
 ○スポーツの振興に関する事 ○スポーツ基本法に関する事 ○生涯スポーツに関する事
 ○保健体育の企画、調査、研究及び情報交換に関する事
 ○スポーツ教室、大会、講習会の開設及び運営に関する事 ○市民の体力づくりに関すること
 ○各種スポーツ団体に関する事 ○学校体育施設開放に関する事 ○その他保健体育に関する事
 ○体育施設の建設計画、設置及び廃止に関する事 ○社会体育の総合計画に関する事
 ○体育施設の維持管理に関する事 ○佐良浜スポーツセンターに関する事

文化振興係

○文化活動の総合企画に関する事 ○芸能、演劇、音楽、講演会、展示会等、芸術文化の振興に関する事
 ○文化団体、サークル育成に関する事 ○学術機関、団体との協力に関する事
 ○その他文化活動に関する事 ○係の予算及び文書収受に関する事
 ○文化ホールの事業計画及び実施に関する事 ○文化ホールの施設の維持管理、運営に関する事
 ○文化ホール運営委員会に関する事 ○文化ホールの庶務及び統計に関する事 ○その他文化ホールに関する事

文化財係

○文化財の調査、研究、指定、廃止及び保護に関する事 ○文化財保護審議会に関する事
 ○宮古上布保持団体に関する事 ○文化財の維持管理に関する事 ○ユネスコ活動に関する事
 ○係の予算及び文書収受に関する事
 ○市史編さんに関する事 ○市史編さん委員に関する事 ○芋麻保存会に関する事
 ○文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業に関する事 ○その他文化財に関する事

未来創造センター**図書館(中央館)**

TEL (0980) 72-2235 FAX (0980) 73-1136

庶務係

○公印の管理に関する事 ○図書館電算システムに関する事 ○図書館資料の購入に関する事
 ○未来創造センターの施設整備及び備品の維持管理に関する事 ○集会室等の貸出業務に関する事
 ○館報その他読書資料の発刊及び配布に関する事 ○備品の維持管理に関する事
 ○図書館の庶務に関する事 ○公用車の管理に関する事
 ○図書館協議会に関する事 ○館内の他の係に属さないこと

奉仕係

○図書館資料の貸出しに関する事 ○おはなし玉手箱に関する事 ○図書館資料の選定及び整理に関する事
 ○移動図書館運営に関する事 ○図書館の文化事業に関する事
 ○レファレンス・サービス(調べものの手助け)に関する事
 ○他の図書館、学校、公民館、博物館等の連絡及び協力に関する事 ○市立学校図書館との連絡及び協力に関する事
 ○読書団体との連絡及び団体活動の促進に関する事 ○図書館の読書相談に関する事
 ○学校・団体貸出しに関する事 ○その他図書館奉仕に関する事

城辺分館

TEL (0980) 77-8813 (FAX兼)

公民館

中央公民館 TEL (0980) 73-1123 FAX (0980) 73-1136
 城辺公民館 TEL (0980) 77-4903 FAX (0980) 77-4227 下地公民館 TEL (0980) 76-6017 FAX (0980) 76-6018
 上野公民館 TEL (0980) 76-2483 FAX (0980) 76-6398 伊良部公民館 TEL (0980) 78-3558 FAX (0980) 78-6210

○公民館の管理運営に関する事 ○各種団体との連絡調整に関する事 ○各種講座開設に関する事
 ○公民館運営審議会に関する事 ○地域関連事業に関する事

久松地区公民館・西原地区公民館・下崎地区公民館

総合博物館

TEL (0980) 73-0567 FAX (0980) 73-0822

学芸係

○資料の収集、保管、展示、利用等に関する事 ○標本、模写、模型等の資料に関する事
 ○資料の利用に関する助言、指導等に関する事 ○資料に関する専門的、技術的な調査研究に関する事
 ○資料の保管及び展示等に関する技術的な研究に関する事
 ○資料に関する解説書、目録、図録、研究報告書等の発刊に関する事
 ○資料に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する事
 ○他の博物館、図書館、学校その他の関係機関、団体等の協力に関する事
 ○資料の寄贈及び寄託に関する事 ○その他学芸事務に関する事

管理係

○公印の管理に関する事 ○起案書の作成に関する事 ○文書の収受、発送及び編さん保存に関する事
 ○職員の身分、服務及び厚生に関する事 ○職員の諸給与及び旅費に関する事 ○予算に関する事
 ○物品の出納及び保管に関する事 ○施設及び設備の維持管理に関する事 ○館内の秩序維持に関する事
 ○入館者の受付及び入館料に関する事 ○博物館協議会に関する事 ○その他他の所掌に属さないこと

3 章 学 校 教 育

～子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進～

1 節 宮古島の学校教育

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どものために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

教育基本法の改正及び学校教育法の改正で、教育の目的及び目標が明確に示された。

宮古島の学校教育においては、関係法令はもとより、沖縄県教育施策を踏まえるとともに、宮古教育事務所の管内教育行政の努力事項及び宮古島市総合計画並びに令和3年度施政方針との整合性を図りながら、宮古島市教育ビジョンに沿った教育行政全般にわたる進展が図られるよう努める。

1 学校教育の振興



2 施策

【幼稚園】(1) 幼稚園教育の基本の重視

－ 教育環境の充実と生きる力の基礎の育成 －

幼稚園では、幼稚園教育要領第1章総則の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえて幼稚園生活を展開し、その中で資質・能力を一体的に育むことが重要である。

このため幼稚園においては、幼児期の特性や幼稚園教育の役割を十分に理解し、幼児期にふさわしい環境のもとで、幼児が様々な体験を通して生きる力の基礎を育むことができるようにすることが大切である。

① 幼児期にふさわしい生活の展開

- ア 幼児一人一人が安定した園生活を送ることができるよう、教師相互の共通理解のもと、教師と幼児の信頼関係、幼児同士の好ましい人間関係づくりをする。
- イ 幼児の生活は、興味や関心に基づいた直接的で具体的な体験からなり、幼稚園生活においても主体的に環境と関わり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようにする。
- ウ 幼児が互いに関わりを深め、協同して遊ぶことができるように適切な援助を行う。

② 遊びを通しての総合的な指導の展開

- ア 幼児期における遊びは、周囲の環境に様々な意味を発見し様々な関わり方を発見するという性質があり、それ自体を目的にしているため、その遊びを中心とした幼稚園生活を展開する。
- イ 遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的に捉え、幼稚園教育のねらいが総合的に実現するように、遊びの展開に留意し適切な指導を行う。

③ 一人一人の発達の特性に応じた指導の展開

- ア 幼児一人一人の発達の特性（見方、考え方、感じ方、関わりなど）と課題を理解し、その幼児らしさを損なわないように指導をすることを大切にする。
- イ 幼児の具体的な要求や行動の背景にあるものを推し量り、幼児が真に求めていることに即して必要な経験が得られるように援助する。
- ウ 教師の目の前に現れる幼児の姿は、教師との関わりの下、現れてきている姿との基本姿勢をもち、幼児一人一人に応じたより適切な関わりができるようにする。

④ 幼稚園教育を通じた資質・能力の育成

- ア 生きる力の基礎となる資質・能力である「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」を幼稚園の活動全体によって育むよう留意する。
- イ 幼稚園修了時の具体的な姿である「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮して指導を行う。

【施策及び研修事業】

- ・保幼こ小エリア連絡会 ・特別支援コーディネーター研修会 ・学校(園)支援訪問
- ・保幼こ小連携プロジェクト協議会 ・保幼こ小合同研修会 等 ・幼児連携体制推進事業

■関連資料■

◎『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成29年

【幼稚園】（２） 教育課程の効果的な推進

－ 生きる力の基礎を育むことを目指し、創意ある教育課程の編成及び実施 －

幼稚園では、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに幼稚園教育要領の示すところに従い創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に応じた適切な教育課程を編成する必要がある。

そのために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や全体的な計画にも留意しながら教育課程を編成するとともに、カリキュラム・マネジメントに努めながら教育活動の質の向上を図っていくことが大切である。

① 適切な教育課程を編成する

ア 教育課程の編成に当たっては、法令や幼稚園教育要領に従い、全体的な計画にも留意しながら「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて行う。

イ 幼児の心身の発達を十分に踏まえるとともに、各幼稚園や地域の実態に応じた、特色ある教育課程を編成する。

② 指導計画の作成と充実を図る

ア 教育課程の実施に当たっては、幼児一人一人の発達の段階にふさわしい生活が展開されるように、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする。

イ 教育活動全体を通して幼児期のキャリア教育の充実を図り、幼児一人一人が安心して自己発揮する中で、自分のよさに気付き、好きなことや得意なことを増やし、様々な活動に意欲と自信をもって取り組む姿勢を育むように指導計画を作成する。

ウ 障害のある幼児の指導にあたり、家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための個別の指導計画、個別の支援計画を作成する。

エ 幼児の発達や指導過程についての保育記録を充実させるとともに、指導方法の工夫改善及び指導計画の見直しを図る。

③ 教育課程の評価・改善を図る（カリキュラム・マネジメントの実施）

ア 園長の方針の下、幼稚園の実態に応じた重点目標の設定と教育課程の編成を行い、その重点目標を達成するために必要な取り組みや指標等を評価項目として、自己評価・学校関係者評価の実施・公表等を行う。

イ 全教職員の協力体制の下、教育課程に基づき教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを組織的かつ計画的に実施しながら、それを学校評価に生かすことで保護者や地域の幼児期の教育に関する理解が深まるようにする。

④ 全体的な計画の作成

ア 各幼稚園において編成された教育課程を中心に、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画や学校保健計画等を関連させた全体的な計画を作成し、1日の幼稚園生活を見通した教育活動が展開できるようにする。

【施策及び研修事業】

・教育課程編成書の作成 ・教育計画の作成 ・接続期のカリキュラムの作成 等

【幼稚園】（３） 幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続

－ 「沖縄型幼児教育」の推進に向けた連携体制の構築 －

幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえて小学校教育が展開できるよう、幼稚園と小学校とが連携し、意見交換や合同研修等の機会を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有しながら教育課程を編成するなど、幼稚園教育と小学校教育が円滑に接続できるようにすることが求められている。

本県においては、公立幼稚園が公立小学校に併設されてきた歴史的経緯の下「発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続」を行うことを目的に「沖縄型幼児教育」が展開されてきた。その特長を生かし、今後も引き続き連携の充実を図ることが重要である。

① 接続のカリキュラムによる小学校教育との円滑な接続

- ア 幼稚園教育において育まれた資質・能力（「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」）は、小学校以降の生活や学習の基盤となることに留意しながら、就学前までの幼児期にふさわしい教育を展開する。
- イ 小学校における生活科を中心としたスタートカリキュラムを編成・実施することなどを通じて、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続が図られることに留意する。
- ウ 幼稚園、保育所、認定こども園間の互いの教育に対する理解を深めるために、保育参観や教育活動の交流、合同研修会などの様々な取り組みを推進する。

② 沖縄型幼児教育の推進を図る

- ア 公立幼稚園が結節点となり、私立幼稚園、保育所、認定こども園等の就学前教育施設間の連携を図るとともに、小学校との連携体制を構築し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続をめざす「沖縄型幼児教育」を推進する。
- イ 発達段階に応じた教育・保育内容やそれぞれの施設が持つ役割などを共通理解し、発達の連続性を確保し、質の高い幼児期の教育・保育の保障を図る。
- ウ 保幼小連絡協議会を設置し、保幼小合同研修会や幼児・児童の交流活動等を通して互いの教育に対する理解を深め、接続のカリキュラムや保幼小連携年間計画を作成する。
- エ 幼児はすべての就学前施設を経て小学校へ入学することから、本市においては教育委員会と福祉部局が積極的に連携し、沖縄型幼児教育を推進することが大切である。その際、幼小接続アドバイザー配置や連絡協議会の設置など、関係機関の連携を推進することが必要である。

【施策及び研修事業】

- ・ 幼児教育連携体制推進事業 ・ 保幼小連携プロジェクト協議会 等

■関連資料・施策■

- | | | |
|--------------------------------------|----------|----------|
| ◎ 『黄金っ子応援プラン（第２期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』 | | |
| | 沖縄県教育委員会 | 令和2年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎ 『沖縄型幼児教育推進事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成28～30年 |
| ◎ 『学びの基礎力育成事業』 | 沖縄県教育委員会 | 平成25～27年 |

【幼稚園】（４）園 内 研 修 の 充 実

－ 実践的指導力の向上と幼児理解に基づく評価の実施 －

幼稚園教育においては、教師一人一人が幼児理解を深め、幼児の個性を重視し、幼児のよさや可能性に着目した幼児主体の教育の充実に努めることが大切である。

このため幼稚園においては、研修体制を確立するとともに、教師の実践的指導力などの専門性を高め、保護者や地域社会に信頼される幼稚園づくりの推進を図ることが重要である。

① 研修体制の充実を図る

- ア 園長、副園長等がリーダーシップを発揮し、計画的・組織的な研修体制を確立する。
- イ 教育課程研究協議会や各種研修会等の研修成果を園内研修で共通理解するとともに、実践を共有化する。
- ウ 障害のある幼児の支援に当たっては、ニーズに応じた適切な対応について家庭及び関係機関と連携しながら、正しい理解と必要な支援を図るための研修を工夫する。
- エ 単学級や少人数の幼稚園においては、近隣の幼稚園との合同研修等を行う。

② 実践的な研修の充実を図る

- ア 保育実践においては、保育記録を基に教師間で日常的な情報交換を行うとともに、保育カンファレンス等を通して幼児理解を深める。
- イ 幼児を理解するためには、教師のかかわり方にも目を向けることが重要であり、日々の保育反省と評価を行う。
- ウ 実践事例研究や保育実践記録（ドキュメンテーション、エピソード記録等）を活用するなど効果的な研修となるよう研修内容を工夫する。
- エ 指導主事や外部講師等を招聘した研究保育等を積極的に行い、教師の資質向上に努める。

③ 幼児理解に基づいた評価の実施

- ア 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、比較や一定の基準に対する達成度等の評定で捉えるものではないことに留意しながら、一人一人のよさや可能性などを把握するとともに、今後の指導の改善に生かすことをようにする。
- イ 評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、幼稚園幼児要録を通して次年度または小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにする。

【施策及び研修事業】

- ・ 幼稚園教育課程研究事業
- ・ 幼児教育連携体制推進事業 等

■ 関連資料 ■

◎ 『幼稚園教育課程編成のために』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎ 『幼稚園教育要領』	文部科学省	平成29年
◎ 『幼稚園教育要領解説』	文部科学省	平成29年

【幼稚園】（５） 子育ての支援体制の充実

－ 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割推進 －

幼児が健康・安全で豊かな生活をしていくためには、家庭や地域との連携を図り、健全な心身の基礎を培うことが大切である。

このため、幼稚園の運営に当たっては子育ての支援のために保護者や地域の人々に施設等を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮することや、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取り組みを進めるなど、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすことが求められている。

① 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画作成

- ア 「教育課程に係る教育時間終了後に希望するものを対象に行う教育活動」については、教育課程に基づく活動を考慮しながら、幼児期にふさわしい無理のないものとし、教育課程に基づく活動を担当する教師と密接な連携を図る。
- イ 地域の実情や保護者の事情とともに、幼児の生活リズムを踏まえつつ、実施日数や時間などについて弾力的な運用を考慮する。
- ウ 幼児の生活全体が豊かなものとなるように、家庭や地域における幼児期の教育の支援に努め教育行政及び保護者との緊密な連携を図る。

② 地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る

- ア 幼稚園が地域における「幼児期の教育の結節点」として、こども園・保育所等との連携、小学校との幼小接続等、その役割を果たすよう、体制整備をするとともに、関係機関と連携しながら地域の実情に応じた子育て支援を行う。
- イ 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。
- ウ 保護者をはじめ、地域の人々も利用できる場を提供するとともに、地域の実情に応じて子育て講座や子育て相談の実施等、幼児教育に関するネットワークづくりを推進し、家庭や地域と連携した取り組みを進める。
- エ 身近な地域への親しみや興味・関心を高めるため、地域の行事や伝統芸能、文化財等、文化的活動への関わらせ方を工夫するとともに、伝承遊びなどの活動を推進する。

【施策及び研修事業】

- ・教育計画の作成
- ・幼児教育政策プログラムの策定の計画(福祉部と調整)
- ・預かり担当向けの研修会の開催 等

■ 関連資料 ■

- | | | |
|--------------------------------------|----------|-------|
| ◎ 『黄金っ子応援プラン（第２期沖縄県子ども・子育て支援事業支援計画）』 | 沖縄県 | 令和2年 |
| ◎ 『幼稚園教育課程編成のために』 | 沖縄県教育委員会 | 平成30年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領』 | 文部科学省 | 平成29年 |
| ◎ 『幼稚園教育要領解説』 | 文部科学省 | 平成29年 |

【小・中学校】（１） 教育課程の効果的な推進

－ 生きる力を育み、創意工夫を生かした教育課程の編成・実施 －

小・中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小・中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって効果的に推進する必要がある。

① 教育課程編成の原則を踏まえる

- ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。
- イ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力が育まれるような教育の充実に努める。
- ウ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。
 - 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努める。
 - 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。
- エ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- オ 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、学校の教育目標や教育内容を学校と地域が共有し、連携・協働して学校運営の充実に努める。
- カ 教育課程に基づき、組織的・計画的に教育活動の質の向上を図るため、全校体制で各学校の特色を活かしたカリキュラム・マネジメントに努める。

② 教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実に努める

- ア 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。
 - 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。
 - 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。
- イ 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。
 - 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
 - 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
 - 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

③ 教育課程の評価・改善の充実に努める

- ア 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める。
- イ 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。
- ウ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

【施策及び研修事業】

- ・教育課程編成書の作成
- ・教育計画の作成
- ・年間指導計画の作成
- 等

■関連資料■

◎『小学校・中学校教育課程編成のポイント』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『学習指導要領解説（総則・各教科等編）』	文部科学省	平成29年
◎『学校評価ガイドライン〔平成28年度改訂版〕』	文部科学省	平成28年
◎『評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料』	国立教育政策研究所	平成23年

【小・中学校】（２） 学習指導の工夫・改善・充実

－ 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立 －

学校においては、児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個に応じた指導体制や指導方法、評価方法の工夫・改善を図り、『学力向上推進５か年プラン・プロジェクトⅡ』や『問い』が生まれる授業サポートガイド』を活用して「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の確立に努める必要がある。

① 指導体制の改善・充実を図る

- ア 「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、教師一人一人の教材理解と児童生徒の実態に応じた効果的な指導方法について日常的な研修が必要となる。そのためには、教師が主体的に研究や研修に参画し、授業力の向上を図るとともに研修成果の共有化と波及させることのできる研修システムを構築する。
- イ 校内研究の充実を図るため、指導案の作成や授業研究等を学年会、教科部会及び学校全体で行い、日常的に授業づくり等について広く意見交換を行うなど、より効果的な指導が行える体制を構築する。
- ウ 授業改善の支援に当たっては、校長、教頭が授業を観察して、助言を行ったり、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力する等、OJTによる多様な支援の工夫を行う。
- エ 指導の効果性を高めるため、外部の専門家等の地域教育資源を活用し、授業への参加・協力を得ることなどの工夫を行う。

② 指導方法の改善・充実を図る

- ア 『学力向上推進５か年プラン・プロジェクトⅡ』や『「問い」が生まれる授業サポートガイド』を活用して、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。
- イ 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、活用する力を育成するために、授業と連動させた宿題の与え方等を工夫するなど、児童生徒の主体的な態度を育成する。
- ウ 児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、各教科等を通して「言語活動の充実」を図る。
- エ 予想や見通しを立てたり、実際に確かめたり、比較・分類したり、考察したりするなどの問題解決的な学習や、表現したり、活動を振り返ったりするなどの学習活動を工夫する。
- オ キャリア教育の視点を踏まえて、学校、家庭、社会との連携を円滑にし、夢や目標を持たせる取組みを行い、児童生徒に「学ぶ意義」を実感させ、主体性の育成を図る。

③ 指導と評価の一体化を図る

- ア 観点別評価規準を明確にした上で、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、指導と評価の一体化（指導→評価→指導）による授業改善に取り組む。
- イ 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場面を適切に設定し客観的な評価に努めるとともに、児童生徒の進歩の状況を認め・励ます等の自己評価・個人内評価を適切に取り入れる。
- ウ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

【施策及び研修事業】

- ・学校支援訪問 ・主事要請訪問 ・校長研修会 ・教諭等経年研修会
- ・学力向上推進担当者研修会等

■関連資料■

◎『学力向上推進５か年プラン・プロジェクトⅡ』	沖縄県教育委員会	令和２年
◎『「問い」が生まれる授業サポートガイド』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『沖縄県学力到達度調査分析・考察』	沖縄県教育委員会	毎 年
◎『全国学力・学習状況調査解説資料』等	国立教育政策研究所	毎 年

【小・中学校】(3) 道徳教育の充実

一 自他の生命を尊重する心を基盤に「豊かな心」を育む 一

児童生徒一人一人に豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校における道徳教育は、道徳性を養う道徳教育を、特別の教科である道徳（道徳科）を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導することが必要である。また、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達段階を考慮して適切な指導を行うことに留意する。

① 道徳教育の指導体制と全体計画作成を通じて道徳教育の実践を図る

- ア 校長は道徳教育の改善・充実に視野をおきながら、諸課題を踏まえ、学校教育との関わりで道徳教育の基本的な方針等を明確にすること。また、校長の明確な方針と道徳教育推進教師の役割を明確化し、全教師が指導力を発揮し協力して展開できる指導体制を整えるよう努める。
- イ 学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全教師が積極的に関わりながら協力して展開する。
- ウ 各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で道徳性が養われることを考え、見通しを持って指導すること。その際、道徳教育と各教科等の目標内容及び教材との関わりや学習活動、学習態度に配慮すること。
- エ 各教科等における道徳教育については、それぞれの特質に応じて適切に指導すること。

② 指導内容の重点化を図る

- ア 学校としての重点目標を明確にし、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、全教師が道徳教育の方向性を共有することで、一層効果的な指導に努める。
- イ 小学校においては、自立心や自律性、生命を尊重する心や思いやりの心を育てることなど、各学年を通じて留意する。
中学校においては、小学校における指導内容を発展させながら、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心、法やきまりの意義理解、社会参画への意欲、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、国際理解等を身に付けさせるよう努める。
- ウ 各学年を通じて配慮することに加え、小学校の各学年段階においては、次の事項に留意する。
 - 1、2 学年においては、基本的な生活習慣、善悪の判断、社会のきまりを守る。
 - 3、4 学年においては、善悪の判断、協力、集団の社会のきまりを守る。
 - 5、6 学年においては、相手の立場を理解する、法やきまりの意義理解、集団生活の充実、伝統文化の尊重、我が国と郷土を愛する心、他国を尊重する。

③ 豊かな体験活動の充実といじめの防止を図る

- ア 学校や学級内の人間関係を整えるとともに、集団宿泊活動、職場体験活動やボランティア、自然体験活動、地域行事への参加などの豊かな体験活動の充実に努めるとともに、自他の人権を尊重する態度を培う。
- イ 道徳教育の指導や体験活動を日常生活にも生かされるようにし、特にいじめの防止や安全確保といった課題についても児童生徒が主体的に関わることができるようにしていく。

④ 家庭・地域社会との緊密な連携を図る

- ア 教師及び保護者の道徳教育に対する意識の高揚を図るため、道徳教育の実情を説明したり、児童生徒のよさや成長などを知らせる情報交換会を定例化したり、学校・家庭・地域の願いを交流したりする機会を設定する。また、学校評議員制度などを活用することも考えられる。
- イ 家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることに努める。
- ウ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

【施策及び研修事業】

- ・校内研修の充実
- ・PPⅡの視点による道徳授業の充実
- ・体験的行事活動の推進等

■関連資料■

○『小学校学習指導要領解説総則編』	『中学校学習指導要領解説総則編』	文部科学省	平成29年
○『小学校学習指導要領解説道徳編』	『中学校学習指導要領解説道徳編』	文部科学省	平成29年

【小・中学校】（４） 健やかな心と体を育む教育の充実

一 心と体を一体として捉えた、健康の保持増進と体力の向上 一

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行う必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指し、学習指導の工夫・改善を図る必要がある。併せて、運動部活動の活性化や適正化を促進し、発達の段階に応じた基礎的な体力の向上に努めることが重要である。

① 学校・家庭・地域社会と連携して学校保健の充実を図る

- ア 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関と十分な連携のもと、学校保健委員会を年３回（計画立案、中間評価、まとめ）開催し、組織的・計画的に取り組む。
- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育やがん教育及び性に関する指導においては、児童生徒の発達の段階や学校・地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ウ 心身の健康について関心を持ち、課題解決できる児童生徒を育成するために、保健室の機能及び保健室経営を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実に向けた取組を行う。
- エ 児童生徒の保健教育・保健管理の充実のために、養護教諭においては、校内の連携はもとより、関係機関等とも連携を図るコーディネーター的役割に努める。
- オ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るために、学校環境衛生活動については、学校の教職員がそれぞれの職務の特殊性を生かし、学校保健計画や校務分掌により役割を明確にし「学校環境衛生基準」に基づき、組織的・計画的に取り組む。

② 体育・スポーツ活動の指導の充実を図る

- ア 学習指導要領の趣旨や体系化・明確化された指導内容、学習評価の観点、留意点等について全職員で共通理解を図る。
- イ 小学校６ヵ年、中学校３ヵ年及び小中９ヵ年を見通した年間指導計画の作成及び指導と評価の一体化を推進し、妥当性と信頼性を確保する評価計画（評価規準）を作成する。
- ウ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、指導者の育成及び外部指導者の活用に努める。
- エ 保健分野においては、保健の思考力・判断力・表現力等の育成を目指して、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導法の工夫に努める。
- オ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、体力向上のための「一校一運動」を展開するなど、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- カ 中学校における運動部活動は、生徒が参加しやすい実施形態などを工夫するとともに、入部促進期間を複数回設定するなど、加入率の向上に努める。また、休養日や練習時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮する。
小学校における運動・スポーツ活動（スポーツ少年団等）は、社会体育活動として位置付けられており、児童の健やかな成長や発達を阻害することがないように指導者との連携を密に行い学校経営方針に沿った適切な活動の推進に努める。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣費の補助 ・新体力テスト、泳力調査の実施 ・小、中体連への補助 ・研究指定校(保健スポーツ：東小)
- ・部活動、スポーツ少年団等の指針及び担当者研修会 ・小学校体育科指導コーディネーター活用事業等

■関連資料■

◎『平成30年度児童生徒の体力・運動能力・泳力調査報告書』	沖縄県教育委員会	平成31年
◎『運動部活動等の在り方に関する方針』	沖縄県教育委員会	平成30年
◎『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』	スポーツ庁	平成30年
◎『学校環境衛生管理マニュアル』〔平成30年度改訂版〕	文部科学省	平成30年
◎『平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書』	スポーツ庁	平成30年
◎『小・中学校学習指導要領解説体育編』	文部科学省	平成29年
◎『「生きる力」を育む小・中学校保健教育の手引き』	文部科学省	平成26年
◎『運動部活動での指導のガイドライン』	文部科学省	平成25年
◎『喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料』	日本学校保健会	平成23年
◎『学校のアレルギー疾患に関する取り組みガイドライン』	文部科学省	平成20年

【小・中学校】(5) 生徒指導の充実

一 信頼関係を基盤とした生徒指導の充実 一

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力や態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・能力を形成していく過程を支援していく働きかけであり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

そのためには、校長をリーダーとし、全ての教育活動において日頃から学級経営の充実を図り、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう生徒指導の充実を図る必要がある。

① 児童生徒個々への対応の充実を図る

- ア 児童生徒間、児童生徒と教師間の共感的人間関係を築くとともに、児童生徒理解に努める。
- イ 自他を認め、思いやり、協働し、自主性・自律性を含む自己指導能力の育成に努める。
- ウ 対話と活動を重視し、ぶれず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強い段階的指導・支援を行う。

② 学校全体としての取組の充実を図る

- ア 「チームとしての学校」の視点から生徒指導部会等、校内組織を基盤とした教職員の連携の充実を図る。
 - 教職員の生徒指導観が統一され、共通実践に努める。
 - 日常的に報告・連絡・相談の情報連携・行動連携・役割連携に努める。
 - 安全・安心な魅力ある学校、学級づくりに努める。
- イ 主体的・対話的な学びの基礎となる支持的風土のある学級経営の充実を図る。
- ウ 生徒指導の三つのポイントを生かした授業の充実を図る。
 - 自己存在感を与える。
 - 共感的な人間関係を育てる。
 - 自己決定の場や機会を与える。
- エ 学びに向かう集団づくりを進めるために、学級活動や児童会・生徒会活動等の充実を図る。
- オ 定期的、かつ状況に応じたアンケート調査等、教育相談の実施等、いじめの未然防止や早期発見、早期対応・支援に向けた教育の充実を図る。（「学校いじめ防止基本方針」の実施及び評価と点検後の見直し）
- カ 非行防止教室の開催等、関係機関と連携し、事件・事故の未然防止及び虐待等の早期発見・市（児童家庭課）や児童相談所等への通告・関係機関への協力・防止に向けた教育に努める。
- キ 各種相談員等の効果的活用・連携及び支援チームの結成、ケース会議の開催等、児童生徒の状況に応じた対応の充実を図る。

③ 家庭・地域社会、関係機関・団体との連携の強化を図る

- ア 保護者との信頼関係を築き、共通した課題意識を基盤とした指導・支援の充実を図る。
- イ 中学校区生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、生徒指導上の諸問題への対応の充実を図る。
- ウ 市町村教育委員会及び社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。

【施策及び研修事業】

- ・ 小中学生指導主任研修会 ・ 教育相談に係る学校訪問 ・ 教育相談室相談事業の推進
- ・ 市適応指導教室、サポート教室の活用 ・ 関係機関団体との連携 ・ 臨床心理士の活用
- ・ 問題行動等学習支援配置事業の推進 ・ SSW、特別支援教育支援員の配置 等

■ 関連資料 ■

◎ 不登校児童生徒への支援の手引き	沖縄県教育委員会	令和2年
◎ 『いじめ対策に係る事例集』	文部科学省	平成30年
◎ 『沖縄県いじめ対応マニュアル～改訂版～』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎ 『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』	文部科学省	平成28年
◎ 『生徒指導リーフシリーズ』、『生徒指導リーフ増刊号』	国立教育政策研究所	平成24年～
◎ 『生徒指導支援資料1～6』（いじめ関係資料）	国立教育政策研究所	平成21年～
◎ 『生徒指導提要』	文部科学省	平成22年
◎ 『児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』	文部科学省	毎年度実施

【小・中学校】(6) キャリア教育の充実

－ 社会的・職業的自立に向けた資質・能力を育む取組の推進 －

学校教育においては、児童生徒に夢や希望を育み、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。

このため、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図り、児童生徒のキャリア発達を促す取組を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

① キャリア教育に関わる資質・能力の育成

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を統合的に捉えると以下の3つの資質・能力に整理することができる。キャリア教育を通してこれらの資質・能力の育成に努める。

ア 知識・技能

- 学ぶこと・働くことの意義の理解
- 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
- 自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

イ 思考力・判断力・表現力等

- 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
- 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

ウ 学びに向かう力・人間性等

- キャリア形成の方向性に関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
- 問題を発見し、それを解決しようとする態度
- 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していくとする態度

② 教育活動全体を通じたキャリア教育の取り組みの充実

ア 特別活動を要としたキャリア教育

各学校は、特別活動の学習活動を要としつつ、各教科・各科目の特質に応じてキャリア教育の充実を図る。

イ 4つの能力を踏まえた年間学習指導計画の作成

各学校は、児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・汎用的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間学習指導計画を作成し実践する。

ウ 小中高12年間の学びの履歴をつなぐ取り組みの充実

各小中高等学校は、児童生徒一人一人が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるように、学びのプロセスを記述し、自己評価を行う。「キャリア・パスポート」などを活用し12年間の学びの履歴をつなぐ。

エ 望ましい勤労観・職業観を育む職場体験活動の取り組みの充実

- 職場体験活動は、体験を重視した教育の改善・充実を図る取り組みの一環としての役割を担うものであり、日々の学習活動と社会とを関連付けた職場体験活動等を推進する。
- 小学校においては職場見学、中学校においては5日程度の職場体験を実施する。

オ キャリア教育の視点を生かした進路指導の取組の充実

「進路指導はキャリア教育の中核をなすものである」ことを踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指した計画的、継続的な進路指導を工夫する。また、中学校卒業時の進路未決定者の割合が全国に比べて高い状況を踏まえ、その改善に向け、各学年は、学校・家庭・関係機関等と連携した取組の充実を図る。

【施策及び研修事業】

・職場見学・職場体験学習の促進 ・総合的学習支援補助金の支援 ・キャリア教育関連研修会等

■関連資料■

○沖縄県キャリア教育の基本方針	沖縄県教育委員会	令和2年
○『「キャリア教育」資料集 一文部科学省・国立教育政策研究所－研究・報告書・手引編』	国立教育政策研究所生徒指導・研究センター	平成30年
○教育課程部会教育課程企画特別部会 資料 文部科学省 平成28年		
○学習指導要領小・中学校解説	文部科学省	平成29年
○『産学官地域連携キャリア教育実践者ハンドブック』	沖縄県商工労働部	平成28年

【小・中学校】(7) 特別活動の充実

一 自ら学び考え、自らを律しつつ他者と協調できる豊かな人間性・社会性の育成 一

特別活動は、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせながら「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する」ことを通して、資質・能力を育むことを目指す教育活動である。

また、特別活動の特質、教育課程全体において特別活動が果たすべき役割などを勘案して「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の三つの視点を重視する。この視点は、特別活動において育成を目指す資質・能力における重要な要素であり、資質・能力を育成する学習過程においても重要な意味をもつ。

① 特別活動で育成を目指す資質・能力

- ア 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- イ 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- ウ 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方（人間としての生き方）についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

② 特別活動の各内容の指導の充実

- ア 学級活動…学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- イ 児童会・生徒会活動…異年齢の児童生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的・実践的に取り組むことを通して、資質・能力を育成することを目指す。
- ウ 学校行事…全校又は学年の児童生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、資質・能力を育成することを目指す。
- エ クラブ活動〔小学校〕…異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、資質・能力の育成を目指す。

③ 特別活動全体計画作成に当たっての配慮事項

- ア 学級活動における児童生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事とを関連付けながら、個々の児童生徒についての理解を深め、教師と児童生徒、児童生徒相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図る。その際、いじめ未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにする。
- イ 特別活動をキャリア教育の要として、これまでの活動を振り返るとともに、これからの学びや生き方を見通しながら、児童生徒が個人の目標について意思決定し、その実現に向けて実践できるようにする。
- ウ 学校の創意工夫を生かし、各学校における特別活動の役割などを明確にして重点目標を設定したり、各活動・学校行事の内容を示したりするなど、教育課程における位置付けを明確にする。
- エ 特別活動に充てる授業時数や目標、設置する委員会等の校内組織（校務分掌）や実施する学校行事等を明らかにする。
- オ 〔小学校〕地域や学校、児童の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にしそれに即した創意ある計画を立てる。
〔中学校〕生徒や地域の実態を十分に把握するとともに、生徒の発達の段階や特性等を生かすようにし、教師の適切な指導の下に、生徒の自主的、実践的な活動が助長できるような全体計画を作成する。

【施策及び研修事業】

- ・選手派遣補助
- ・修学旅行、宿泊学習等への補助
- ・特別活動研修会等

■関連資料

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ◎『みんなでよりよい学級・学校生活をつくる特別活動（小学校編）』 | 国立教育政策研究所平成30年 |
| ◎『小学校学習指導要領解説特別活動編』 | 文部科学省 平成29年 |
| ◎『中学校学習指導要領解説特別活動編』 | 文部科学省 平成29年 |
| ◎『学級・学校文化を創る 特別活動〔中学校編〕』 | 国立教育政策研究所平成28年 |

【小・中学校】(8) 特別支援教育の充実

－ 個々の教育的ニーズの把握と全校体制による教育的支援 －

特別支援教育は、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、教育上特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮を基に全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

① 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

ア 校長のリーダーシップのもと、学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本方針を示し全教職員が協力し、組織的、計画的に推進する。

イ 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。

ウ 校務運営組織に就学支援委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

エ 特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。

オ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。

カ 特別支援学級の弾力的運用として、通常の学級に在籍する児童生徒が特別支援学級で支援が必要な場合校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内の条件整備に努める。

キ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

ク 児童生徒個々の発達の段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（家庭、教育、医療、福祉等）による連携した教育的支援を行うために「個別的教育支援計画」を作成する。

※「個別的教育支援計画」を作成する際は、市町村の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行うこと。

② 特別支援学級の教育課程の充実を図る

ア 児童生徒の障害の状態に応じた自立活動の充実を図る。

イ 教育課程編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて特別支援学校の小学部・中学部学校学習指導要領を参考にする。

③ 交流及び共同学習の充実を図る

ア 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実態等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。

イ 地域の人々と活動を共にする交流及び共同学習を推進する。

④ 就学支援体制の充実を図る

ア 校長、教頭、校医、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、学年主任、養護教諭等で組織する校内教育(就学)支援委員会の機能化に努める。

イ 校内教育(就学)支援委員会は、就学支援や教育相談等を継続的に行うとともに、市町村教育支援委員会等と連携を取り合い、適切な対応に努める。

ウ 障害のある幼児児童生徒及びその保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学支援の充実に努める。

⑤ 通級による指導の充実を図る

通常の学級担任と通級の指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換を行い、指導の充実を図る。

【施策及び研修事業】

- ・就学支援体制の確立 ・学校巡回訪問の実施 ・特別支援教育支援員の派遣
- ・特別支援学校への体験入学 ・宮古島市教育支援委員会 ・特別支援学級設置校間の交流
- ・特別支援教育担当者連絡会 ・小学校就学予定者就学支援申請保護者説明会

■関連資料■

- | | | |
|--|----------|-------|
| ◎『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備がトライン』 | 文科学省 | H29 |
| ◎『教育支援資料』 | 文部科学省 | 平成25年 |
| ◎『「個別的教育支援計画」活用の手引き』 | 沖縄県教育委員会 | 平成21年 |
| ◎『特別支援教育支援員を活用するために』 | 沖縄県教育委員会 | 平成19年 |

【小・中学校】(9) 食育の推進

一 基本的生活習慣の確立と健全な食生活を実践することのできる能力の育成 一

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に成長期にある児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、極めて重要である。

このことを踏まえ、学校においては学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

① 学校における食育推進体制の確立及び充実

- ア 栄養教諭等学校給食栄養管理者を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間指導計画等を作成する。
- イ 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事のとり方等について正しい知識を習得させ、自ら判断し実践していく力を身に付けさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。
- ウ 学級担任等と栄養教諭等学校給食栄養管理者とのTT授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。
- エ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について学校教育活動全体で推進するとともに、毎日朝食を食べる児童生徒の実態を把握し、食育の推進に努める。

② 学校給食の充実

栄養教諭等学校給食栄養管理者と学校との連携を通して、安全・安心で栄養バランスの取れたおいしい学校給食を提供するとともに、教科と関連した献立作成や地域の地場産物の活用促進及び地域の伝統食・行事食を提供する等、学校給食の充実に努める。

③ 家庭・地域・関係機関との連携

- ア 家庭等における望ましい食習慣を確立するため「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。
- イ 家庭や地域における幼児児童生徒の基本的生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。
- ウ 保護者、学校医等関係機関と連携し、食物アレルギー、健康課題などについて共通理解を図り課題解決に努める。

【施策及び研修事業】

- ・「食に関する指導の手引きの活用」
- ・食に関する指導の全体計画の作成
- ・副読本、学習教材の活用
- ・生活実態調査による分析と対応等

■関連資料■

◎『食に関する指導の手引き 第二次改訂版』	文部科学省	平成31年
◎『沖縄県食育推進計画～食育おきなわうまんちゅ(万人)プラン～	沖縄県	平成30年
◎『学校における食物アレルギー対応の手引き』	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『第3次食育推進基本計画』	内閣府	平成28年
◎『学校給食における管理・指導の手引き』	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『次世代の健康づくり副読本(教員用テキスト)』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材くわっちーさびら』	沖縄県	平成27年
◎『食生活学習教材(小：低・中・高学年用，中学生用)』	文部科学省	平成24年

【小・中学校】(10) 学校安全・防災教育の推進

一 幼児児童生徒の危険回避能力の育成 一

学校安全は、幼児児童生徒が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、幼児児童生徒の安全を整えることをねらいとしている。

このことを踏まえ、学校においては沖縄県教育委員会が平成25年発刊の「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」（以下「危機管理マニュアル」という）等を効果的に活用し、学校における安全教育と適切な安全管理の充実を図り、安心安全な学校づくりの推進を図る必要がある。

① 学校安全の推進に関する計画の策定

- ア 学校保健安全法第3条第2項及び第27条の規定に基づき、「危機管理マニュアル」や「生きる力をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省発行学校安全資料）を参考に、学校安全の推進に関する計画を策定する。
- イ 学校独自の学校安全の推進に関する計画に基づき、学校における安全教育と安全管理（安全点検表等による定期的・臨時的・日常的な安全点検の確実な実施）の徹底に努める。
- ウ 安全教育と安全管理を円滑に進めるために組織活動の充実と学校安全体制の構築に努める。
- エ 保護者及び地域・関係機関等と連携し、学校安全教育の充実にも努める。

② 防犯教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を避難訓練や校内研修及び各教科等において効果的に活用し、防犯教育の充実にも努める。
- イ 不審者侵入に対する避難訓練や防犯教室の取り組みを通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 不審者等の情報に対しては、地域巡回や不審者情報を発信し、注意喚起に努める。
- エ 通学路の安全点検を行い、危険箇所について地域安全マップの作成に努める。

③ 防災教育の充実を図る

- ア 学校保健安全法第29条に基づき、沖縄県教育委員会発刊の「危機管理マニュアル」等を参考に、学校の実情等に応じた独自の「危機管理マニュアル」を作成する。
※防災教育におけるマネジメントサイクルでは、I-CAPD が有効的である。（I：イメージ）
I-CAPD（何が起こる？－何が問題？－話し合い－対策－実行）サイクルによる実施計画を作成
- イ 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、避難訓練や校内研修等を通して防災教育の充実を図るとともに、幼児児童生徒の危険回避能力の育成に努める。
- ウ 「危機管理マニュアル検討委員会」を設置し、必要に応じて見直し作成を行う。その際、PDCAマネジメントサイクルを活用し改善に努める。（検討委員のメンバーに保護者や地域の関係者等を加えることが望ましい。）

④ 交通安全教育の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、交通安全教室（自転車教室も含む）や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上を図るとともに、交通安全教育の充実にも努める。
- イ 幼児児童生徒による地域安全マップの作成を通して、危険回避能力の育成に努める。
- ウ 通学路の安全点検を行い、各市町村教育委員会や関係機関（所轄警察署・道路管理者）と連携し、危険箇所の改善に努める。

⑤ 河川・海浜等における事故防止の充実を図る

- ア 「危機管理マニュアル」を効果的に活用し、水難事故防止教室や校内研修等を通して、幼児児童生徒の危険回避能力の育成と教職員の資質向上（AED操作等を含む心肺蘇生法などの応急手当）に努める。
- イ 河川・海浜等の危険箇所の点検を実施し、水難事故等の未然防止対策に努める。

【施策及び研修事業】

・危機管理マニュアルの作成と避難訓練の実施 ・学校安全点検の実施 ・防災教育の充実等

■関連資料■

◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成31年
◎『学校の危機管理マニュアル作成の手引き』	文部科学省	平成30年
◎『児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成25年
◎『生きる力を育む防災教育の展開』	文部科学省	平成25年
◎『学校における地震・津波災害等対策危機管理マニュアル』	沖縄県教育委員会	平成24年
◎『学校防災マニュアル：作成の手引き』	文部科学省	平成24年
◎『生きる力をはぐくむ学校での安全教育』	文部科学省	平成22年

【小・中学校】(11) 人権教育・平和教育の充実
－ 生命の尊重を基盤に、世界の平和を希求する心を育む －

人権教育及び平和教育は、生命の尊重と個人の尊厳を基盤に人権を尊重する心、思いやりの心や寛容、自立心、自己抑制力、共生心などの豊かな心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成及び次世代に継承することを目指して行うことが重要である。

このため、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育や平和教育を教育計画に位置付け学校の教育活動全体を通じて組織的・計画的に推進する必要がある。

① 学校の教育活動全体を通じて平和教育の充実を図る

- ア 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の目標や内容との関連を明確にし、各教科等の年間指導計画に位置付けるとともに、人権教育月間や『慰霊の日』等に関する授業の充実を図るための平和教育月間等を位置づけ、人権教育及び平和教育を推進する。
- イ 平和教育や人権教育を推進するに当たっては、児童生徒の発達段階を踏まえて判断力や社会的経験を配慮する。

② 人権教育の指導の工夫・改善を図る

- ア 生徒や教職員の人権意識を高めるため、「人権を考える日」（月１回）等の取り組みを充実させる。
- イ 自他の人権を尊重する態度を培うため、家庭や地域、関係機関と連携し、ボランティア活動などの社会体験、高齢者や障害者等との交流などの体験活動の機会の充実に努める。

③ 平和教育の指導の工夫・改善を図る

- ア 校長を中心として、全教職員が平和教育及び人権教育の指導に関する研修の機会を持ち、共通理解を図る。そのため、校内に推進組織を位置付けるなど全職員による指導体制の確立に努める。
- イ 戦争体験者が高齢化し語り手が減少する中、学校では外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上も必要である。そのため、経年研修や校内研修等において平和教育を位置付け、研鑽を深める。
- ウ 平和教育を充実させるため、学習指導要領の内容を踏まえ、児童生徒の発達の段階に応じた教材を開発するとともに、平和学習ポータルサイトを活用し、野外巡検や実地調査等の体験的な学習を行う。また、地域の人材を活用し、家庭や地域社会との連携を図り指導の充実に努める。

【施策及び研修事業】

- ・「慰霊の日」と関連した平和学習の実施
- ・宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式典
- ・平和教育の充実に向けた地域人材の活用
- ・「人権を考えるの日」の設置(月1回)等

■関連資料■

◎「平和学習ポータルサイト」	沖縄県教育委員会	平成28年
◎『学校現場で使える資料館活用術10のスキル』	沖縄県平和祈念資料館	平成27年
◎『人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕～指導等の在り方編～	文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議	平成20年
◎『信頼される教職員をめざして－人権ガイドブック－（改訂版）』	沖縄県教育委員会	平成19年

【小・中学校】(12) 国際理解教育・外国語教育の推進
ー 国際社会に対応できるコミュニケーションを図る資質・能力の育成 ー

グローバル化が急速に進展する中で、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

小・中学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーションを図る資質・能力を育成していく。

① 学校の教育活動全体を通じて国際理解教育の推進を図る

- ア 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- イ 国際理解教育においては、異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取り組みを重視する。
- ウ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人の活用及び米人学校との交流や JICA 沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度などを育成する。

② 小学校における外国語活動と外国語の充実を図る

- ア 外国語活動や外国語科の授業は、学習指導要領や地域・学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や小学校英語専科指導教員、外国語活動担当教諭が行い、ネイティブスピーカーなどを活用したティームティーチング等、指導方法を工夫する。
- イ 小学校高学年の教科としての外国語を充実させコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。
- ウ 担任または小学校英語専科指導教員が中心となり外国語活動や外国語科の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

③ 中学校の外国語（英語）教育の充実を図る

- ア 小学校外国語活動や外国語科の内容及び方法について理解するとともに、外国語の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- イ 「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能による実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けさせる。
- ウ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

④ 帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る

- ア 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を十分把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持ち、学校生活において自己実現が図られるよう組織的な支援・相談体制を整備する。
- イ 帰国・外国人児童生徒の特性を生かし、相互に啓発し合える環境づくりを行う。
- ウ 帰国・外国人児童生徒の生活背景、発達の段階などに応じた効果的な日本語指導や教科指導を工夫する。

【施策及び研修事業】

- ・日本人英語教師の配置 ・中学校英語スキットコンテストの実施
- ・英語専科(小学校)、ALTの活用 ・英語検定料金の補助

■関連資料■

◎『小学校学習指導要領解説 外国語活動・外国語編』	文部科学省	平成29年
◎『中学校学習指導要領解説 外国語編』	文部科学省	平成29年
◎『評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための 参考資料』 ―中学校―	国立教育政策研究所	平成23年
◎『中学校学習指導要領解説外国語編』	文部科学省	平成20年

【小・中学校】(13) 情報教育の充実

ー 情報活用能力の育成と情報モラル指導の充実 ー

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため学校においては、ＩＣＴの活用や情報モラルの指導のための校内研修を充実させ、児童生徒の情報適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。また、学校と連携しＩＣＴ環境整備を推進する。

① 学校教育全体を通じた情報教育の取組の充実を図る

- ア 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなどＩＣＴ環境整備を一層推進する。
- イ ＩＣＴ活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させる。
- ウ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた指導計画を作成し、系統的、継続的に指導する。

② 指導内容や指導方法の取組の充実を図る

- ア 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい技能等の達成目標（発達の段階に応じた行動目標）を設定する。
- イ ＩＣＴ機器を活用し、児童生徒の学習に対する関心・意欲を高めたり理解を深めたりするなど「問い」が生まれる授業に向けた指導方法の工夫・改善の取り組みを充実させる。

③ 各教科等の特質に応じた学習活動の計画的な実施（小学校）

- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動を計画的に実施する。
- イ 児童がプログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために、必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施する。

④ 情報モラル指導や情報安全管理の取組の充実を図る

- ア 有害情報やメール・掲示板での誹謗・中傷など、情報化の「負」の側面への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。
- イ インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する

⑤ 情報通信ネットワークや教育用コンテンツ活用の取組の充実を図る

- ア 校内ＬＡＮ等を利用し教材等の教育情報の共有化を図り、授業改善を推進する。
- イ NITS(独立行政法人教職員支援機構)や教育情報共有システム（ＩＴ教育総合案内サイト）等にある教育用コンテンツ（デジタル教材や教育実践事例等）の活用を図るための校内研修を実施する。

【施策及び研修事業】

- ・ ＩＣＴに関する出前講座の実施
- ・ 情報活用能力及び情報モラルに係る実態調査及び研修会
- ・ 電子黒板、学習者用タブレット端末等を活用した授業改善
- ・ GIGAスクール構想実現のためのドリル教材活用研修及び実証事業 等

■ 関連資料 ■

◎『教育の情報化に関する手引き』	文部科学省	令和２年
◎『教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』	文部科学省	令和３年
◎『宮古島市教育情報推進計画（改訂版）』	宮古島市	令和２年度
◎『小学校プログラミング教育の手引き（第二版）』	文部科学省	平成30年
◎『小学校学習指導要領（平成29年告示）』	文部科学省	平成29年
◎『沖縄県教育情報化推進計画』（平成29年～平成33年）	沖縄県教育委員会	平成29年
◎『【改訂版】ネット被害防止ガイドライン』	沖縄県教育委員会	平成27年

【小・中学校】(14) 環境教育の充実

ー 地球環境の保全やよりよい環境の創造のために、主体的に行動する資質、能力の育成 ー

学校教育における環境教育では、環境教育のねらいである「持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成」を踏まえ、地球的視野で環境を大切に、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために「自ら課題を見付け、学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する資質や能力」を向上させ、生きる力の育成と結び付けていく必要がある。

そのために、地域の身近な問題に目を向ける内容で構成し、身近な場における環境保全活動から始め、地域社会等における取組へと発展させるためにも地域社会との連携を図ることが重要である。

① 学校の教育活動全体を通じた環境教育の実施を図る

- ア 各学校の児童生徒や地域の実態を踏まえ、身に付けさせたい力を明確にし、学年に応じた特色を付けたり重点化を図ったりするなどした学校独自の全体計画を作成する。
- イ 各教科、道徳科、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連を明確にした年間指導計画を作成する。
- ウ 児童会・生徒会活動等の活動計画に当たっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう主に環境保全に関する内容を位置付ける。
- エ 日常的な取り組みを継続させるとともに、世界環境デー(6月5日)等を生かした取り組みを展開する。
- オ 環境教育のねらいを踏まえ、全職員の共通理解のもと学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

② 環境に関する指導内容や指導方法を工夫する

- ア 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。
- イ 小学校の低・中学年においては、身近な環境の自然や文化により多く触れる機会を通して自然の美しさや大切さなどに気付かせるようにする。
- ウ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して様々な課題を地球的規模で考え「今、私ができること」など自らの問題としてとらえさせるようにする。

③ 家庭・地域社会との連携を図る

- ア 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達の段階に即した地域素材の教材化を図る。
- イ 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R(リデュース・リユース・リサイクル)運動等への参加を促すなど実生活との関連を重視した環境教育の充実に努める。
- ウ 地域の人材や企業、消費者センター、リサイクル施設などの環境学習施設等の活用を図る。

【施策及び研修事業】

- ・エコアイランド宮古島(環境モデル都市)の推進 ・総合的な学習における環境教育の充実
- ・C G G(クリーン・グリーン・グレイ・グッド)運動の推進 ・教科横断的なカリキュラムマネジメントの作成等

■関連資料■

◎『環境教育指導資料(中学校編)』	国立教育政策研究所	平成28年
◎『環境教育指導資料(幼稚園・小学校編)』	国立教育政策研究所	平成26年
◎『沖縄県環境教育等推進行動計画』	沖縄県環境部	平成26年
◎『小学生のためのおきなわ環境読本』	沖縄県環境生活部	平成23年
◎『沖縄県環境教育プログラム(中学校編)』	沖縄県環境生活部	平成17年
◎『沖縄県環境教育プログラム(小学校編)』	沖縄県環境生活部	平成16年

【小・中学校】(15) へき地教育の充実

一 少人数の特性を生かした学習指導、合同・集合・交流学习の推進 一

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実施し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む必要がある。

このため、へき地の学校においては少人数・複式学級における学習指導の深化・充実に図るとともに、合同学習、集合学習、交流学习を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが必要である。

① へき地の特性を生かした体験的な学習の充実に図る

- ア 地域の特性を生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。
- イ 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着もてる地域の文化、環境、歴史についての体験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。
- ウ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため「人材リスト」を作成するなど地域の人材を積極的に活用する。

② 少人数・複式学級における学習指導の改善・充実に図る

- ア 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に取り組む。
- イ 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。
- ウ ICTの活用を促進し、児童生徒が多くの学習情報に接する機会を増やすとともに情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。
- エ 県立総合教育センターのへき地教育に関する実践の事例資料や「へき地・複式学級設置校赴任前基礎講座」、夏季短期研修の「小規模・複式学級担任講座」、移動教育センター講座等を活用し、指導方法の工夫・改善に取り組む。
- オ 複式学級においては、当該児童生徒に未履修事項が生じないよう適切な教育課程を編成する。

③ 合同学習、集合学習、交流学习等を積極的に展開する

- ア 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実に取り組む。
- イ 修学旅行や校外学習の機会等を利用して、他市町村や平地校との交流学习を積極的に実施し児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に取り組む。
- ウ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業、研修会等を強化し、実践研究の充実に取り組む。

【施策及び研修事業】

- ・「へき地・複式学習指導資料(県総合教育センター)」の活用と研修会の実施
- ・第53回沖縄県へき地教育研究大会への参加
- ・学校支援訪問の実施等

■関連資料■

◎『へき地・複式・小規模学校の実践事例集』	全国へき地教育研究連盟	平成30年度版
◎『調査研究報告書』	沖縄県立総合教育センター	平成26・27年度
◎『複式学級担任ハンドブック』	沖縄県立総合教育センター	平成19年
◎『へき地・複式学習実践資料』(第1集～第12集)	沖縄県立総合教育センター	平成10～21年

【小・中学校】(16) 子供の貧困対策の推進

－ 教育の機会均等を図るための子供の貧困対策の推進 －

子供の貧困は、単に経済的な困難だけでなく子供の生活の様々な面で不利な条件が蓄積され、子供の心身の成長に影響を及ぼすほか、次世代に引き継がれることが問題とされているため、貧困の世代間連鎖を断ち切り、未来の沖縄を担う人材育成策として取り組むことが重要である。

また、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人一人の豊かな人生の実現に加え、潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の実現にもつながるものである。

子供の貧困対策を推進するに当たっては、支援を必要とする子供とその家庭の実情の理解に努め、全ての子供が最低限享受すべき生活・教育の機会を権利として保障する観点から、子供のライフステージに即して切れ目なく、また個々の子供が抱える問題状況に対応した総合的な施策を実施する必要がある。

① 学校教育による自己肯定感を育む支援と学力の保障

ア 児童生徒の自己肯定感を育むためには、教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の温かい人間関係を築き、子供同士が自分の考えや思い等を安心して表現できる支持的風土のある学級が必要である。そのために、生徒指導の三つのポイントを生かした授業、学びに向かう集団づくりを進める学級活動及び児童会・生徒会活動の取り組みを推進する。

イ 全ての児童生徒の学力を保障し、社会的な自立に向けた指導が行われるよう質の高い授業実践と個々の児童生徒にきめ細かな指導を行う。

② 学校を窓口とした福祉関連機関との連携

ア 全ての子供が集う場である学校をプラットフォームとして、子供たちが置かれている成育環境にかかわらず教育を受けられるよう、学校における相談・指導体制の強化を図るとともに、教育・福祉関係機関、民間団体との協働による支援体制の構築を推進する。

イ 子供のライフステージに応じて、支援を必要とする子供や子育て家庭につながり、適切な支援機関等へつなげるSSW(スクールソーシャルワーカー)の活用を図る。

ウ 支援が必要な家庭・児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、教職員の気づきを高め共有する支援体制の構築を図る。

③ 経済的支援へのつなぎ

ア 義務教育の段階においては、援助を必要とする児童生徒に支援が行き届くよう、保護者等に対する就学援助制度の周知に努める。

イ 高等学校等の段階においては、高等学校等就学支援金や高等学校等奨学のための給付金事業等の周知を図り、給付型奨学金の活用を促すよう努める。

【施策及び研修事業】

- ・宮古島市子どもの貧困対策事業(ぬくもり教室)
- ・「早寝・早起き・朝ご飯」の推進
- ・個に応じたきめ細かな指導による学力向上の取組
- ・親のまなび合いプログラム
- ・「少年を守る日」「教育の日」「家庭の日」の推進
- ・家庭教育支援フォーラム
- ・SSWの配置事業

■関連資料■

◎『子供の貧困対策に関する大綱』 ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことのない社会に向けて～	内閣府	令和元年
◎『改正子どもの貧困対策の推進に関する法律』	内閣府	令和元年
◎『沖縄県子どもの貧困対策計画【改定計画】』	沖縄県	平成31年
◎『沖縄県教育振興基本計画 沖縄の未来を拓く人づくり～【後期改訂版】』	沖縄県教育委員会	平成29年

3 令和2年度 事業実績

(1) 教育振興事業

①外国青年招致事業

事業内容・・・人材育成を目指し、英語指導助手（ALT）を市立小中学校に配置し、国際理解教育や外国語教育を推進した。

○7人体制・・・小学校5名、中学校2名

②教育相談事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒、保護者、教師の教育上の悩み事の相談や問題行動等への相談・指導に努めた。また、問題を抱える児童、生徒に支援を行い教育指導体制の充実・地域との連携、校外支援システムの充実を図った。

○配置人員：特別支援教育支援員33名、問題行動学習支援員3名、スクールソーシャルワーカー4名、教育相談員2名

③学力向上対策事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒の基礎学力向上のため、学力向上の対策を図った。

○市標準学力検査実施（4月）対象：小学2（国・算）、4年（国・算）、6年（英語）、中学1（国・数）、2年（国・数・英）

○総合質問紙調査（i-check）対象：小学2～6年、中学1～3年

○研究指定校の導入 研究指定校：下地こども園・東小・鏡原小・鏡原中・北小

○検定受験料補助（40%）

(2) 小中学校教育振興対策事業

①理科・算数（数学）教育等設備整備事業

事業内容・・・理科・算数（数学）教育に関する備品の整備を行い児童の教育の充実を図った。

○小学校・・・北、久松、鏡原、狩俣、城辺、南、福嶺、西辺、下地 以上9校

○中学校・・・平良、鏡原、狩俣、上野、城辺、下地、砂川、伊良部 以上8校

②要保護及び準要保護児童・生徒援助費事業

事業内容・・・経済的理由により就学が困難な児童・生徒を対象に、学用品費・給食費・医療費など、学校生活にかかる費用の一部を援助。

○受給者数・・・小学校1,015名（要保護：19名、準要保護996名）

中学校 454名（要保護：11名、準要保護443名）

③教育情報化推進事業（図書管理システムを含む）

事業内容・・・情報活用能力を備えた人材育成のため、国庫補助事業を活用し、GIGAスクール構想実現に向けた環境整備を行った。

○公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業
小中学校25校で校内LANの仕様統一と全校無線化、高速化を実施

○公立学校情報機器整備事業
学習者用タブレット5,200台、Wi-Fiルーター510台の整備を実施

④選手派遣補助金交付事業

事業内容・・・各種競技・コンクール等の県大会、県外大会への派遣費の一部を援助した。

○派遣人員・・・小学校 県内217名、県外0名

中学校 県内232名、県外0名 楽器輸送1件

⑤魅力ある学校づくり推進補助事業

事業内容・・・児童生徒の学力向上や体力向上、豊かな心を育む取り組み等を目的とする独自の事業を計画する学校を対象に、補助金交付を行う。

○講師招聘による校内研修、授業支援、補習支援等を実施

小学校14校 中学校11校

2 節 教育研究所

1 設置の目的

教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行う
(宮古島市立教育研究所設置条例第1条)

2 方 針

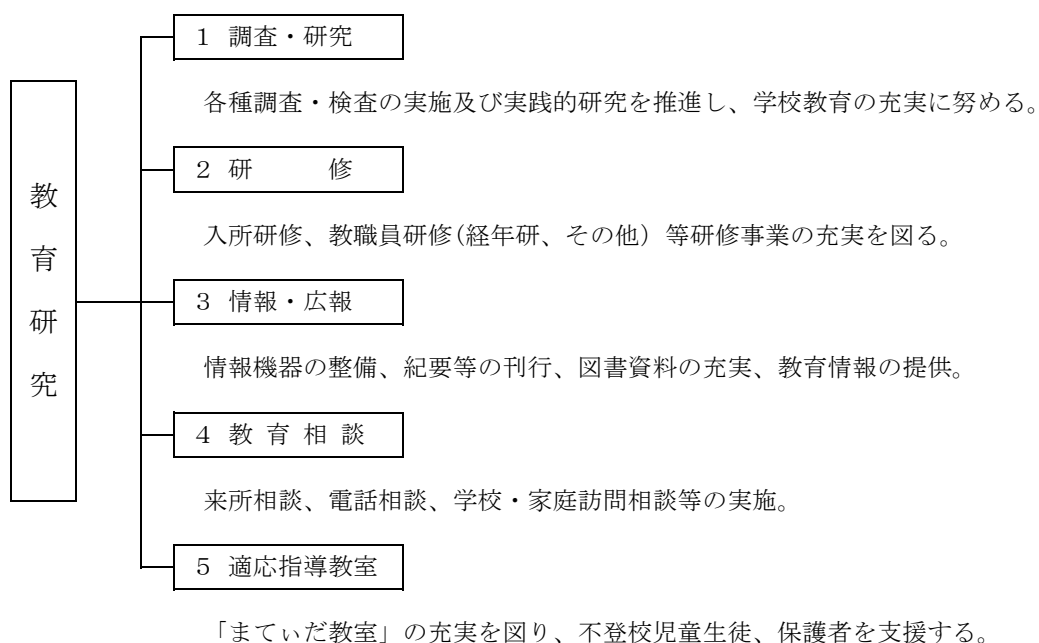
宮古島市立教育研究所は、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育の直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びつけた教育活動の推進に寄与する。

○職員らは自らの資質を高めるように努力し、協働体制のもと、子ども・学校・保護者への援助を行う。

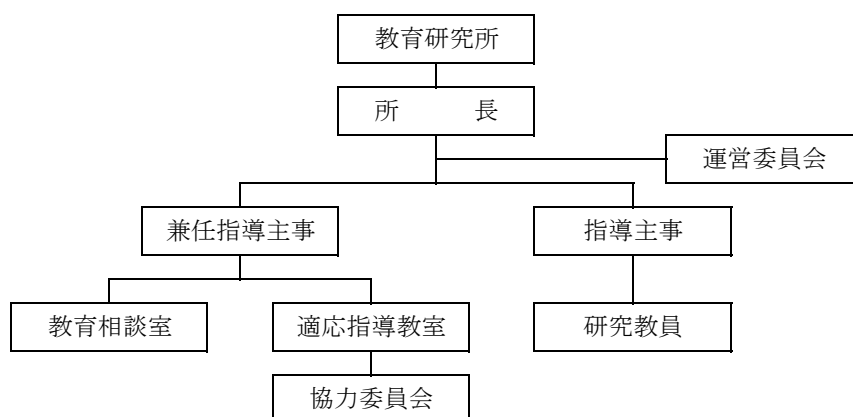
○本市の現状を把握し、教育現場のニーズにあった援助を行う。

○各教育機関との連携を図り、効果的な援助を行う。

3 事 業



4 組 織



5 運 営



6 職員構成

職 名	氏 名	担 当 職 務
所 長	平 良 善 信	運営全般
指 導 主 事 (兼 任)	古 堅 秀 樹	教育相談室担当・適応指導教室担当
指 導 主 事 (専 任)	砂 川 睦 紀	所務全般
事 務 職 員	羽 地 留 美	庶務全般・所務補佐
ま て い だ 教 室 指 導 教 諭	砂 川 恵	まていだ教室運営
まていだ教室指導員	松 本 美 智 子 下 地 洋 子	まていだ教室補佐
教 育 相 談 員	乾 麗 子 上 里 啓 美	来所相談 電話相談 学校訪問相談 家庭訪問相談

※指導講師は研究教員の研究テーマに合わせて委嘱する。

7 事業概要

(1) 調査・研究事業

①目 的

各種調査・検査の実施及び実践的研究を推進し、学校教育の充実に努める。

②方 針

- ア 本市の現状に即した実践的な調査・研究を行い、その結果や成果を学校や教育委員会へ提供する。
- イ 琉球大学教育学部および上越教育大学との連携を図り、調査・研究の専門家の助言を得ることにより、学校教育に有効なデータを提供する。

(2) 研修事業

①目的

入所研修、教職員研修、教育文化講演会等研修事業の充実を図る。

②方針

ア 研究教員は、今日の教育課題を踏まえた研修を推進し、研究と修養の理念に基づき、教育の専門家としての確かな力量と総合的な人間力を高め、資質の向上を図る。

イ 研究教員の研究は、先輩教員や琉球大学教育学部との連携を図り、研究の進め方等への助言を得ることにより、研究の資質向上を図る。

ウ 研究教員は、公開授業、報告書の作成、成果報告会により、研究の成果を教育関係者に提供する。

エ 教職員研修・教育講演会は、現場のニーズに対応し、教職員の資質の向上を図る。

③入所研修

市内の小学校・中学校教諭から年間2人、幼稚園教諭年間1人を選任する。前期及び後期の6か月間の長期にわたり入所し、それぞれの教科・領域の研究テーマで研究を行い、研究の成果を報告書にまとめ報告会で発表する。

【研修期間・募集人員】

○後期 令和4年10月1日～令和5年3月31日（幼・小・中、計3人）

④教職員研修

市内の幼稚園・公立学校の教諭等を対象に、今日の教育課題や学校課題に即したテーマで研修会を開催し、学校教育の活性化に寄与する。

⑤教育文化講演会(宮古島市教育の日関連)

市民、教育関係者を対象に教育的、文化的テーマで講演会を開催する。

(3) 情報・広報事業

①目的

ア 情報機器の整備、紀要等の刊行とインターネットを活用した情報を発信する。

イ 教育図書や県内外の教育研究資料を収集・整理し、閲覧や貸出しを行う。

②方針

ア 開かれた教育研究所を目指し、効果的な方法で研究所の事業の周知を図る。

イ ホームページを通して研究情報を発信し、情報の共有化を図る。

ウ 市内の研究指定校や県内の教育研究所等の研究紀要を収集整理し、教育関係者に提供する。

エ 研究教員報告書、まていだ教室実践報告書を刊行し、教育関係者に提供する。

オ 教育相談リーフレットを作成し、教育相談室、まていだ教室の機能を知らせる。

カ 図書資料を充実し、教育関係者の研究を援助する。

(4) 教育相談事業

①目的

宮古島市の問題行動や様々な悩みを持つ児童生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童生徒・教師・保護者の問題解決を支援する。

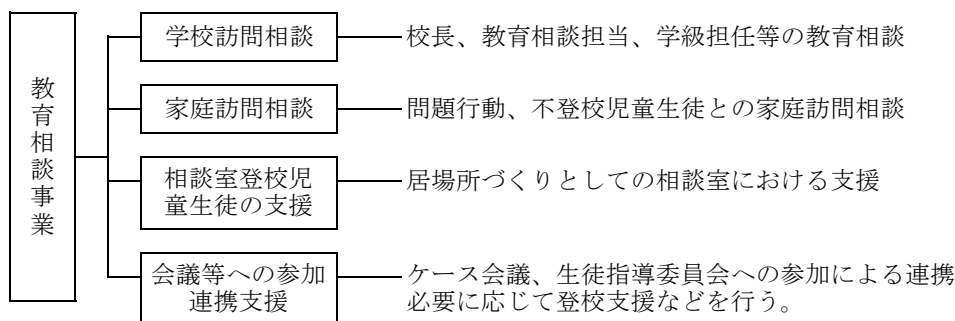
②方針

ア 相談者の意向を傾聴し、問題解決に向けて、真摯な態度で向き合い「心のふれあい」を大切にする。

イ 相談者のニーズにあった相談活動を行う。

ウ 相談者のプライバシー保護の観点から「守秘義務」を徹底する。

③事業の概要



(5) 適応指導教室（まていだ教室）

①目 的

宮古島市の心理的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助指導を行い自立を促進し、社会性を養い、学校教育への適応促進を図る。

②方 針

ア 職員間の協働体制を大切にし、援助指導の工夫改善を行いながら不登校児童生徒への支援を行う。

イ 安心して登室できるように温かい雰囲気をつくり、児童生徒が落ち着いて過ごせるように努める。

ウ 児童生徒一人一人に受容的に接することで情緒の安定を図り、信頼関係を築くように努める。

エ 相談活動、体験活動、学習活動を通して自立心を育て、原籍校への適応を図る。

オ 学校や家庭、必要に応じて各関係機関と情報交換を密にし、連携協力して児童生徒の学校復帰を支援する。

③入室対象児童生徒

心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校・中学校に在籍する児童生徒で、適応指導教室での入室を希望する者のうち、宮古島市教育委員会が適応指導教室における指導が望ましいと判定した者とする。

④入室期間及び入室日時

ア 入室期間：毎年5月～翌年3月までとする。

（ただし、4月は学校復帰期間とし、入室式は5月に行う。それまでの間は仮入室の形で受け入れる）

イ 開室曜日：月～金までの週5日間（祝祭日は休み）

ウ 入室時間：原則として、原籍校の週時程に準ずる。

（児童・生徒の実態により対応する）

※長期休業等は、市立小中学校に準ずる。

8 令和3年度 事業計画

	行 事	入所研修	適応指導教室	備 考
4月	委嘱状交付式 琉大アド・バースリー事業①	研究教員入所式 オリエンテーション・テーマ検討会	仮入室	ホームページ更新(毎月)
5月	上越教育大学幼児教育セミナー	全体構想図検討会	入室願書受付 第1回入室判定会 入室式・保護者会	研究所要覧作成・配付
6月	初任者研修① 琉大アド・バースリー事業②		遠足 勤労生産学習 平和学習	
7月	琉大アド・バースリー事業③④ ずみネット会議	中間報告会 検証授業	保護者会 体験学習 1学期終業式	
8月	初任者研修②(教育資源探索) 中堅研①②③(教育資源探索, 社会体験)		学習支援	
9月	琉大アド・バースリー事業⑤	成果報告会 第21期研究員修了式	勤労生産学習	
10月			体験学習 勤労生産学習 入室願書受付 第2回入室判定会	令和3年度(第21期) 研究教員募集
11月	琉大アド・バースリー事業⑥	実践授業	体験学習 勤労生産学習 ケース会議	
12月			勤労生産学習 体験学習 2学期終業式	研究教員決定
1月	琉大アド・バースリー事業⑦		書き初め会 勤労生産学習	
2月	琉大アド・バースリー事業⑧	報告書検討 研究報告書作成 実践報告会	勤労生産学習 体験学習 ケース会議	研究報告書作成
3月		研究報告書配布	勤労生産学習 遠足 退室式	研究報告書配付

【主な所内研修会】 ①研究の進め方 ②先輩研究員講話 ③テーマ検討会
 ④構想図について ⑤理論研究について ⑥中間報告会に向けて
 ⑦報告書作成に向けて ⑧研究成果報告会に向けて ⑨報告書検討会

【主な所外研修会】 ①検証授業 ②各自のテーマに沿った研修会への参加

9 令和2年度 事業実績

教育研究所運営事業

(1) 調査・研究事業

数学的な見方考え方についての調査（小中）、遠隔教育システム実証事業

(2) 研修事業

- ① 2名の長期研究教員が研究を行い、報告書にまとめ、成果報告会を開催し現場への還元を図った。
前期2名(小学校：算数、中学校：数学)。
- ② 主催研修会・夏期研修会を開催。
- ③ 琉大連携推進事業（琉大教員の招聘研修）を開催。上越教育大学との遠隔研修を実施。
- ④ 初任研、小中中堅研を実施。

(3) 情報・広報事業

要覧、成果報告書の配布、所報の発行、ホームページで情報を発信した。

(4) 教育相談事業

(相談室利用延べ人数)

相談方法等 相談者	来室相談	電話・ メール相談	訪問相談	相談室登校	登校支援	その他	合計
小学生	1		27	3			31
中学生	7	19	24	22			72
保護者	20	50	12				82
祖父母・親戚等	3						3
学校管理職	43	53	22				118
学校職員	34	165	20				219
関係機関	51	71	5			81	208
その他	23	122	3				148
合計	182	480	113	25	0	81	881

(5) 適応指導教室

①在室児童生徒数

※（ ）は体験入室・登校支援および見学者

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	男子	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	女子	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学校	男子	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2(1)	2(1)
	女子	1	1	1	1	2	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)	3(2)	3(2)	3(2)
合計		4	4	4	4	5	6(1)	6(1)	6(1)	6(1)	6(2)	6(3)	6(3)

②支援結果（令和3年3月末時）

ア 小学校・・・・・・1名継続申請

イ 中学校・・・・・・2名復帰（3名卒業進学, 継続申請無し）

3 節 学校給食共同調理場

1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要

所在地：〒906-0006 宮古島市平良字西仲宗根 7 4 5－1 3

電 話：7 2－4 2 4 1 F A X：7 2－3 0 7 4

名 称	事 項	建築年月	施設面積 (㎡)	設備能力 (食/日)	給食提供数 (食/日)
平良学校給食共同調理場		平成13年5月	1, 523	5, 000	4, 190
城辺学校給食共同調理場		昭和58年6月	500	800	460
下地学校給食共同調理場		平成15年3月	370	500	350
上野学校給食共同調理場		平成13年1月	327	500	400
伊良部学校給食共同調理場		平成15年5月	339	700	370

2 学校給食の目的及び目標

(1) 学校給食の目的

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを考慮し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。

(2) 学校給食の目標

学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(3) 学校給食の定義

学校給食の目標を達成するため、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

(4) 学校給食の経費の負担

- ①学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- ②前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(学校給食費)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

3 学校給食共同調理場の事業

学校給食共同調理場は学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、次のような事業を行っている。

- (1) 宮古島市立小・中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 食器、食缶の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (5) その他教育委員会において必要と認めること。

4 令和3年度 年間給食回数予定表

調理場名	給食予定日	牛 乳	パ ン	麵	米 飯	
					委託	自校
平良学校給食共同調理場	200	200	61	12	84	43
城辺学校給食共同調理場	200	200	17	20	—	163
下地学校給食共同調理場	200	200	9	11	—	180
上野学校給食共同調理場	200	200	19	22	—	159
伊良部学校給食共同調理場	200	200	25	13	—	162

5 配送状況

調理場名	配送車 (台)	配送校		備 考
		小学校	中学校	
平良学校給食調理場	4	9	7	2t車
城辺学校給食調理場	2	4	1	2t車
下地学校給食調理場	2	1	1	軽貨物車
伊良部学校給食調理場	1	1	1	2t車

6 給食状況

令和3年5月1日現在

調理場名	配食校数		児童 生徒数	職員	計	調理員他	合計
	小学校	中学校					
平良学校給食共同調理場	9	7	2,582	245	2,827	35	4,189
	1	1	1,184	143	1,327		
城辺学校給食共同調理場	4	3	232	60	292	8	453
	1	1	114	39	153		
下地学校給食共同調理場	2	1	209	19	228	8	344
	1	1	95	13	108		
上野学校給食共同調理場	1	1	256	23	279	6	400
	1	1	101	14	115		
伊良部学校給食共同調理場	1	1	210	22	232	9	368
	1	1	111	16	127		

7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

【小学校3～4年生】

令和3年6月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
目標量	650	21.1～32.5	14.4～21.7	350	3.0	200	0.40	0.40	20	231
給与量	608	23.3	19.9	324	2.6	305	0.52	0.51	36	

【中学校】

令和3年6月調査 宮古島市

栄養素 (単位)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪 (g)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミン				一食単価 (円)
						A (mg)	B 1 (mg)	B 2 (mg)	C (mg)	
基準量	830	27.0～41.5	18.4～27.7	450	4.5	300	0.50	0.60	35	253
摂取量	737	27.9	23.0	349	3.4	372	0.65	0.58	44	

4 節 学校教育施設

1 施設整備の基本方針と役割

(1) 施設整備の基本方針

学校教育施設について、学校教育の基本施設である校舎、屋内運動場等の必要面積は整備されているが、老朽化の進んでいる校舎・屋内運動場の整備、屋外運動場の整備を「学校施設整備計画」に基づいて年次的に整備する。

加えて教育施設のバリアフリー化、進展する情報教育への対応や地域に開かれた学校及び生涯学習の場としての施設づくりを推進し、安全、安心な教育環境施設の充実を図るとともに、次代を担う児童・生徒の人材育成に努める。

(2) 学校施設の役割

①安全、安心な施設

学校施設は、子ども達にとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件である。このため、充実した教育活動を十分に展開できる機能的な施設環境を備えるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設づくりを図る。

②地域に開かれた施設

学校施設は子ども達の教育施設であると同時に、地域住民にとって最も身近で、生涯にわたる学習、文化、スポーツなどの活動の場としても利用されている。また、地域の防災拠点としての重要な役割も担っていることから、地域に開かれた施設づくりを図る。

2 令和3年度 事業計画

(1) 屋内運動場屋根張替事業

事業内容：北小学校、北中学校、下地中学校の屋内運動場の雨漏対策として、屋根張替工事を行う。

5 節 学校規模適正化

1 設置の目的

児童生徒の減少に伴い、小規模校や複式学級のある過小規模校が増加しており、学校教育の目標は新学習指導要領に示されているように「生きる力」の育成にあることから、学校における教育課程の一層の充実を図る必要がある。学校規模適正化とは教育目標を達成するための教育条件の整備を推進するための施策である。施策の推進にあたっては、これまでプロジェクトチームとして平成24年度に学校規模適正化対策班が設置され、平成31年度の組織改編に伴い、教育総務課学校規模適正化対策係へと移行した。

2 学校規模適正化に関する基本的な考え方

適正化の推進にあたっては、委員会の基本方針に沿って対処していくことを基本とし、その上で複式学級の解消は喫緊の課題ではあるが、中学校の規模適正化を先行させ、一部小学校については早期の解消を図っていく。一部小学校の定義については新たに校舎等を建設する必要性がないことや、児童・保護者に比較的通学負担が少ないことが条件として挙げられる。

旧5市町村が合併して宮古島市が誕生したものの、過小規模校・小規模校が大きな割合を占めている。児童・生徒の教育環境・教育条件をより良いものに改善し、クラス替えのできる複数学級を基本とし、1学級25人から32人の児童・生徒で構成される学校規模を確立できるように適正化を進めていく。児童生徒の力・教職員の力・保護者の力・教育予算を効果的・効率的に束ね「学校力」を高め、児童・生徒の生きる力を育てる教育行政を推進する。

池間地区については、北部地区全体での統合を議論してきたところであるが、統合しても過小規模・小規模校としての課題が残ること等に鑑み、当面の措置として幼小中併置校とする。

3 令和3年度 事業計画

- ① 城東中学校開校式
- ② 結の橋学園スクールバス運行管理等委託業務
- ③ 城東中学校スクールバス運行管理等委託業務
- ④ 来間地区下地小・中学校児童生徒送迎委託業務
- ⑤ 宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務
- ⑥ 閉校学校施設利活用方針作成

4 事業実績

(1) 平成24年度 事業実績

- ① 対象12地区における基本方針素案説明会の開催
対象地区 伊良部・池間・福嶺・砂川・来間・狩俣・宮原・西辺・西城・島尻・城辺・佐良浜

(2) 平成25年度 事業実績

- ① 学校規模適正化基本方針（平成25年4月一部見直し決定）について説明会の開催
- ② 来間中学校を下地中学校へ統合

(3) 平成26年度 事業実績

- ① 鏡原小学校・宮原小学校統合
- ② 伊良部島小中学校統合協議会設置

(4) 平成27年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校教育課程基本方針策定
- ② 伊良部島小中一貫校建設基本計画作成
- ③ 鏡原小学校児童送迎委託業務の開始

(5) 平成28年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校建設基本計画策定
- ② 城辺地区中学校統合計画策定委員会の設置
- ③ 伊良部島小・中学校の用地決定（設置条例一部改正）

(6) 平成29年度 事業実績

- ① 結の橋学園スクールバス導入計画策定
- ② 結の橋学園校章及び制服の制定
- ③ 城辺地区中学校統合計画の策定
- ④ 城辺地区統合中学校の用地決定（設置条例一部改正）

(7) 平成30年度 事業実績

- ① 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の制定
- ② 結の橋学園スクールバスの導入及びスクールバス停上屋の設置
- ③ 伊良部地区小中学校の閉校式及び結の橋学園開校式計画の策定
- ④ 結の橋学園校歌の制定
- ⑤ 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30～令和2年度）
- ⑥ 北部地区の学校規模適正化計画策定に関する意向調査の実施
- ⑦ 来間地区下地中学校生徒及び、宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務

(8) 令和元年度 事業実績

- ① 伊良部島小中一貫校結の橋学園開校
- ② 結の橋学園スクールバス運行管理等委託業務
- ③ 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30～令和2年度）
- ④ 来間地区下地小・中学校児童生徒送迎委託業務
- ⑤ 宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務
- ⑥ 北部地区の学校規模適正化計画策定に関する意向調査結果報告会（池間・狩俣・西辺地区）
- ⑦ 学校規模適正化地域説明会（来間地区）
- ⑧ 来間小学校閉校式

(9) 令和2年度 事業実績

- ① 結の橋学園スクールバス運行管理等委託業務
- ② 城辺地区統合中学校実施計画策定（平成30～令和2年度）
- ③ 来間地区下地小・中学校児童生徒送迎委託業務
- ④ 宮原地区鏡原小学校児童送迎委託業務
- ⑤ 城辺中学校・西城中学校・砂川中学校・福嶺中学校閉校
- ⑥ 城東中学校実施計画案の承認（教育課程、校章、校歌、制服、機械設備）
- ⑦ 城東中学校スクールバス購入
- ⑧ 城東中学校スクールバス運行管理等委託業務
- ⑨ 城東中学校スクールバス試運転開始

4 章

社 会 教 育

～みんなで学ぶ生涯学習～

1 節 社会教育

1 主要施策

市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設・設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図る。

2 施策の推進

(1) 生涯学習の推進

市民の多様化・高度化する学習ニーズに応じて、いつでもどこでも学習でき、その成果が社会において適切に評価され活用される生涯学習社会の実現に努める必要がある。

このため市民が生涯各期において自らの意志により、自らの適した手段・方法を選択し、必要とする学習ができる機会を提供し、潤いと生きがいある生涯学習の推進を図る。

- ①生涯学習の普及、啓発のため生涯学習フェスティバルを開催し、市民一人ひとりが、学ばせ、楽しめ、交流することの喜びを体感でき学んだ成果を地域で生かせるよう、生涯学習の具体的な展開を進めている。
- ②市民の自主的な学習を支援するため、地域の人材を発掘・育成するとともに、生涯学習人材登録(リーダーバンク)の内容充実を図り、学校や団体、クラブ・サークル等での活用を促す。
- ③生涯学習に関する情報を収集・整理し、学習情報の提供や学習者の相談体制を整備する。

(2) 社会教育の推進

社会教育の充実を図るため、社会教育施設、設備の充実を図り、市民一人ひとりに必要に応じた学習課題や、地域の必要課題を積極的に取り上げ、多くの市民が参加できるよう社会教育諸事業の拡充を図るとともに社会教育関係団体の育成・強化と活性化に努める。

- ①地域住民のニーズ・シーズに対応した学習活動の場を拡充し、社会教育活動の充実を図る。
- ②社会教育関係団体等の指導者研修会を開催し、指導者の資質の向上を図る。
- ③青少年団体、婦人団体、PTA等、社会教育関係団体の育成援助と活動の促進を図る。
- ④地域の教育力向上、体験活動の推進のため、関係機関・団体との連携強化を図り、社会奉仕活動、自然体験活動等の社会参加活動を推進する。
- ⑤社会情勢の変化に伴い「地域の教育力の低下」が指摘されている中、学校教育では教育活動以外の業務など教員の業務量の増加傾向が問題となっており、教員一人ひとりが、児童生徒へのきめ細かな指導を行う時間の確保が必要となっている。
学校教育力の向上と教師が子どもと向き合える時間時間の拡充を図るため、地域と学校が連携協力し、地域全体で地域人材を活用した教育支援を行い、学校支援地域本部事業の充実を図る。
- ⑥放課後や週末に地域の人材を活用し、勉強やスポーツ・文化活動などの様々な体験活動を推進する放課後子ども教室の充実を図る。

3 令和3年度 生涯学習・社会教育事業計画

月	日	曜日	事業名	対象	会場（予定）
6	上旬～中旬		第1回地域学校協働本部運営委員会	地域学校協働本部運営委員	未来創造センター 研修棟
	中旬～下旬		宮古島市少年団体育成者研修会	子ども会育成関係団体	J T A ドーム
	中旬～下旬		放課後子ども教室委嘱状交付式	放課後子ども教室運営委員	平良庁舎3階会議室
	中旬～下旬		宮古島市女性団体リーダー研修会	女性団体関係者・一般	下地農村環境 改善センター
7	上旬		「青少年深夜はいかい防止」・「未成年者飲酒 防止」県民一斉行動宮古島市民大会	各関係機関団体	マティダ市民劇場
	中旬		「青少年深夜はいかい防止」・「未成年者飲酒 防止」ボランティア夜間街頭指導	ボランティア	市内一円
	中旬		沖縄県社会教育指導者研修及び各団体総会（沖 縄県社会教育委員会主催）	各市町村社会教育関係	沖縄県総合福祉センターゆ いホール
	中旬		宮古島市P T A指導者研修会	P T A関係者・一般	J T A ドーム
8	上旬		宮古島市少年団体リーダー研修会	各地域子ども会リーダー	沖縄県宮古青少年の家
	中旬		海外ホームステイ派遣事業	市内中・高校生	マウイ島 オアフ島
	下旬		宮古島市高齢者リーダー研修会	高齢者団体リーダー及び会員・一 般	J T A ドーム
9	上旬		第1回生涯学習フェスティバル会議	市民及び社会教育関係者	未来創造センター
	中旬		第2回宮古島市家庭教育支援チーム会議	家庭教育支援関係者	
	下旬		第2回生涯学習フェスティバル会議	市民及び社会教育関係者	未来創造センター
10	下旬		第1回社会教育委員会議	宮古島市社会教育委員	
			第63回全国社会教育研究大会石川大会	各市町村社会教育関係者	
11	上旬		生涯学習フェスティバル(公民館まつり)	市民及び社会教育関係者	未来創造センター
	下旬		第51回九州ブロック社会教育研究大会長崎大会 第64回沖縄県社会教育研究大会 (沖縄県教育委員会・沖縄県社会教育委員連絡 協議会主催)	各市町村社会教育関係者	名護市
1	5	水	令和4年宮古島市成人式	新成人者	マティダ市民劇場
	下旬		第3回宮古島市家庭教育支援チーム会議	家庭教育支援関係者	
2	20	日	教育の日	教育関係者・一般市民	マティダ市民劇場
	下旬		第2回社会教育委員会議	宮古島市社会教育委員	
3	上旬		第2回宮古島市放課後子ども教室推進事業兼地域 学校協働推進事業運営委員会	放課後子ども教室運営委員	
通年事業			C G G 運動	各自治会・小中学校P T A等	各地域
			社会環境実態調査（青少年保護条例）	関係団体	コンビニ・本屋
			生涯学習リーダーバンク事業	市民	事業実施団体 及び機関による
			宮古島市地域学校協働本部推進事業		各学校内
			宮古島市放課後子ども教室推進事業	平良第一・北・南・西辺・狩俣・伊良 部島小学校（6校）	各学校教室等

4 施策の推進体制

(1) 社会教育委員

- ①社会教育委員は社会教育法に基づき、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。（社会教育法第17条）
 - ア 社会教育に関する諸計画を立案
 - イ 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対し意見を述べる
 - ウ ア・イの職務を行うために必要な研究調査を行う
- ②社会教育委員は、教育委員会に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。
- ③市町村の社会教育委員は、当該市町村から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員会議



(2) 宮古島市青少年問題協議会

宮古島市青少年問題協議会（協議会条例第2条）

- ①青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する。
- ②青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- ③規定する事項に関し、宮古島市の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べるができる。

(3) 宮古島市地域学校協働本部推進事業

- ①宮古島市地域学校協働本部運営委員会（宮古島市地域学校協働本部推進事業実施要綱第5条）
 - ア. 事業計画・安全管理・広報活動の検討
 - イ. ボランティア等の人材確保策の検討
 - ウ. 地域実情に応じた活動プログラムの検討
 - エ. 事業実施後の検証・評価等の検討
- ②宮古島市地域学校協働本部地域コーディネーター（宮古島市地域学校協働本部推進事業実施要綱第12条）
 - ア. 地域ボランティア募集広報活動
 - イ. ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置
 - ウ. 学校・地域ボランティアとの連絡調整
 - エ. 地域の実情に応じた活動プログラムの企画・支援

地域コーディネーター	新城美津枝／池田結子
任 期	令和4年3月31日まで

(4) 宮古島市放課後子ども教室推進事業

①宮古島市放課後子ども教室推進事業運営委員会(宮古島市放課後子ども教室運営委員会設置要綱第2条)

ア. 放課後子ども教室事業計画の策定

イ. 活動プログラムの企画

ウ. ボランティア等の人材確保

エ. 広報活動の方策

オ. 事業実施後の検証・評価

②宮古島市放課後子ども教室コーディネーター(宮古島市放課後子ども教室コーディネーター配置要綱第2条)

ア. 保護者等に対する参加の呼びかけや、学校、関係機関・団体等との連絡調整

イ. ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置

ウ. 地域の実情に応じた活動プログラムの企画・支援

5 令和元年度社会教育・生涯学習活動スナップ集

(令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から研修会等中止したため)

少年団体育成者研修会



女性団体リーダー研修会



PTA指導者研修会



高齢者団体リーダー研修会



海外ホームステイ派遣事業



生涯学習フェスティバル



「青少年深夜はいかい防止」・「未成年者飲酒防止」県民一斉行動宮古島市民大会



成人式



2 節 公民館

1 現状と課題

本市には市民の学習施設として、中央公民館、城辺公民館、下地公民館、上野公民館、伊良部公民館、西原地区公民館、久松地区公民館、下崎地区公民館の他、自治公民館等が設置されている。

各公民館とも市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため各種講演会や発表会、講座、学級、教室等の諸事業を実施し、さらに市民の自主的なサークル活動を推進するなど、市民の学習能力向上に努めている。

市民の公民館活動に対する関心や学習への意欲は一段と高まりをみせ、公民館は市民の学習の場、ふれあいの場、憩いの場として多くの市民に活用されている。また、情報化、国際化、少子高齢化、週休2日制等自由時間の増える現代社会においては、市民の要求する学習内容も多様化、高度化してきている。

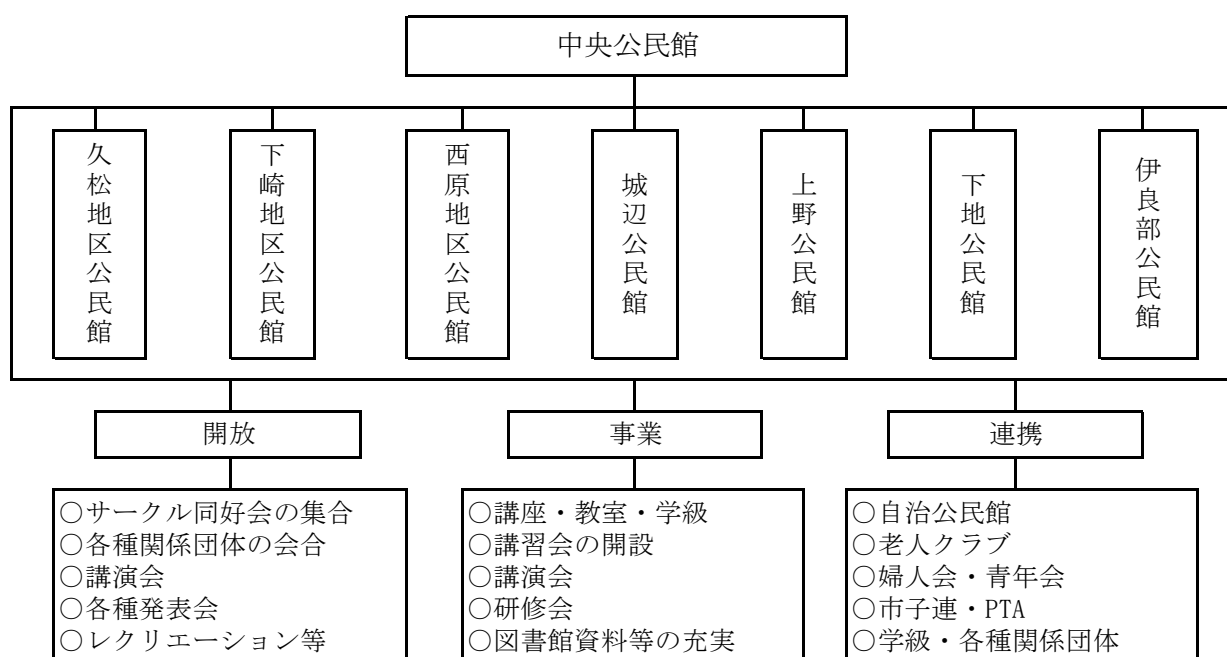
このような状況から公民館としては、今後市民の学習への意欲に応えられるような公民館運営が重要であり、そのために次のような課題について取り組まなければならないと考えている。

- (1) 中央公民館と各地区公民館、自治公民館及び各種団体との連携を図り、公民館活動の活性化を図る。
- (2) 公民館の独自性から、市民のニーズや社会の要求に即した事業の組み立て、地域の課題に対応できる物的、人的条件整備の充実を図る。
- (3) 生涯学習の推進につながる生活に密着した各種情報の資料を整備し活用を図る。
- (4) 生涯学習を共有する関係機関との連携を密にし、公民館運営の合理化を図る。
- (5) 積極的な公民館情報の発信に努める。

2 運営目標

社会の要求と男性の参加、市民の学習ニーズに対応した事業を企画実践するとともに、市民への学習の場を提供し、人づくり・地域づくりに貢献する拠点としての社会教育施設とする。

3 執行体制と活動内容



4 各公民館

(1) 中央公民館

宮古島市平良字東仲宗根 807 電話：73-1123 FAX：73-1136

① 施設の概要

構 造：PCaPc. 一部鉄骨 造
敷地面積：23,319.87㎡
延床面積：12,010㎡（地上3階）
建設年度：令和元年8月

② 主な施設

施 設 名		収容人数	備 考	
1階	多目的ホール（珊瑚）	300	講演会、発表会、展示会、レクレーションなどに利用できます。	
	スタジオ 1	40	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
	スタジオ 2	15	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
	スタジオ 3	15	吹奏楽、軽音楽、ダンスなどに利用できます。	
2階	ギャラリー	—	展示会などに利用できます。	
研修棟	研修室 1	間仕切りがあり、 2 室以上 使用可。	20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
	研修室 2		20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
	研修室 3		20	別棟にある研修室は、様々なイベント・研修会などに利用できます。
調理棟	和室	20	和室と調理室が隣接していて、和室で試食会などに利用できます	
	調理室（調理台 7 台）	—	別棟にある調理室は、IH調理器やオーブンを完備し、料理教室に利用できます。	

③ 令和2年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	エコバックづくり講座	7～8月	4	8	一般市民	10	22	佐和田 京子
2	型紙から作る、 シャツ・ブラウス講座	9～10月	10	20	一般市民	10	125	上里 強
3	親子ビーズアクセサリ講座	10月	1	2	一般市民	20	11	森 照子
4	ヨガ&ストレッチ講座	11～12月	8	16	一般市民	18	114	Mi（安藤 いずみ）
5	呼吸・発声・メンタル全部やります!! ボイストレーニング講座	10～1月	7	14	一般市民	15	88	儀間 寛子
6	おうちでカンタン!! クリスマス料理講座	12月	1	2	一般市民	15	14	神原 紀美代
7	豚まん作り講座	1月	1	2	一般市民	15	9	神原 紀美代
8	使える体幹&ストレッチ講座 ※中止回あり	1月	2	4	一般市民	20	28	和田 芳勝
9	スマホ講座 ※中止回あり	1月	5	10	一般市民	10	46	川平 穂世
10	油絵講座 ※中止回あり	11～1月	7	14	一般市民	15	47	下地 亜子
11	三線講座（初級）※中止回あり	1月	2	4	一般市民	14	26	池村 豊枝

講座合計	530
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人数 (延べ)
1	すなかぎサークル	砂川 カズ子	毎週火曜日	10:00～12:00	108
2	結の音	兒玉 広之	毎週火曜日	19:00～21:00	62
3	手話サークルがじゅまるの会	宮城 育子	毎週火曜日	20:00～21:30	102
4	天使のたまご	砂川 和子	毎週水曜日	13:00～15:00	0
5	Te Anapa Ora	石川 新	毎週水曜日	19:00～21:00	92
6	野村流古典音楽愛好会	奥平 恵津子	毎週水曜日	19:30～21:30	70
7	宮古フロイデ合唱団	新城 悦子	毎週水曜日	20:00～21:30	333
8	みやこギターアンサンブル	山里 佳代子	毎週木曜日	19:30～21:30	105
9	宮古島地域精神医療保険福祉研究会	無津呂 雄貴	毎週木曜日	19:00～21:00	16
10	琉球國祭太鼓	下地 ゆかり	毎週木曜日	20:00～22:00	0
11	ひらら女声コーラス「きらきら」	高里 廣子	毎週金曜日	10:00～12:00	585
12	美座(かざぎ)	前里 昌吾	毎週金曜日	20:00～22:00	526
13	宮古島サンゴ礁ガイドのなかまたち	友利 博一	第1金曜日	19:00～21:00	34
14	yoga & branch	真壁 美州	毎週金曜日	19:30～21:30	16
15	あばらぎラフターヨガサークル	平良 慶子	毎週土曜日	10:00～11:00	200
16	Saya's hula ohana miyakojima	タギネジャドカ シャニ 直美	毎週土曜日	13:00～15:00	129
17	手話サークル「虹」	仲間 望	毎週土曜日	14:00～16:00	137
18	和音の会	北村 隆和	第2、4日曜日	14:00～16:00	18

サークル合計	2533
--------	------

⑤ 令和2年度利用状況(4月～3月) ※未来創造センター

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
多目的ホール													
利用日数	1	0	2	10	1	8	12	18	9	11	0	11	83
利用者数	10	0	141	598	18	258	487	1,326	359	521	0	434	4,152
スタジオ1													
利用日数	3	1	12	20	2	10	21	15	17	12	0	12	125
利用者数	26	7	68	204	5	111	284	153	248	81	0	239	1,426
スタジオ2													
利用日数	8	2	12	14	1	12	15	15	9	5	0	6	99
利用者数	20	8	70	86	1	69	132	84	34	22	0	21	547
スタジオ3													
利用日数	2	1	4	5	0	2	10	9	11	8	0	11	63
利用者数	21	1	11	22	0	7	79	48	53	24	0	34	300
和室													
利用日数	1	4	8	9	2	6	9	9	9	7	0	1	65
利用者数	17	16	90	75	8	25	80	73	86	45	0	16	531
調理室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	2	0	4	2	0	1	9
利用者数	0	0	0	0	0	0	28	0	39	25	0	6	98
研修室													
利用日数	1	2	15	23	1	6	16	14	22	16	0	20	136
利用者数	7	60	287	543	7	90	297	388	511	318	0	241	2,749

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ギャラリー													
利用日数	0	0	2	0	0	6	9	10	17	10	0	0	54
利用者数	0	0	40	0	0	94	483	708	495	68	0	0	1,888
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計													
開館日数	15	16	24	25	26	24	27	23	24	18	0	25	247
利用者数	101	92	707	1,528	39	654	1,870	2,780	1,825	1,104	0	991	11,691

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	ヨガ&ストレッチ講座	ヨガ、ストレッチ運動でカラダをほぐしストレス解消しよう。	5月	16	一般市民	20
2	スマホ講座（前年度中断分）	簡単に、安心してスマートフォンを使いこなせるようになる。	5月～6月	14	一般市民	10
3	太極拳講座	太極拳を通して心身を癒やし、鍛えよう。	7月～8月	16	一般市民	15
4	こども将棋講座	基礎駒の動かし方から学び、眠れる才能を開花させる。	8月	14	一般市民	15
5	水彩画講座	絵画を通して美的教養を高め、水彩画を楽しく学ぼう。	8月	20	一般市民	10
6	ビーズアクセサリー講座	貝がらとビーズであなただけのアクセサリーを作ろう	8月	4	一般市民	20
7	キッズフラメンコ講座	子どもたちがフラメンコを通して踊りの楽しさや感情表現を学ぶ。	8月	16	一般市民	10
8	パッチワーク講座	ものづくりの楽しさを学び、オリジナルの作品を作る。	9月～10月	10	一般市民	10
9	シャツ・ブラウス講座	型紙から作る本格的な被服製作を体験しよう	9月～10月	20	一般市民	15
10	アンディラ講座	伝統的な編み方を習い、郷土の文化にふれよう！	9月～10月	4	一般市民	15
11	民具づくり講座	地域の素材をつかい伝統工芸を体験しよう！	10月～11月	10	一般市民	15
12	はじめての三線講座	県民の宝、【三線】を学び人気の楽曲を弾いてみよう。	10月～11月	20	一般市民	15
13	手作り干支ぬいぐるみ講座	手作りの干支ぬいぐるみを作って、新年を迎えよう。	11月	12	一般市民	10
14	紅型講座	伝統工芸を体験し、理解を深める	11月	6	一般市民	10
15	クリスマス料理講座	自宅で作れる料理を習得し、クリスマスをより楽しく。	12月	3	一般市民	10
16	スマホ講座（新規開催分）	簡単に、安心してスマートフォンを使いこなせるようになる。	1月～2月	20	一般市民	10
17	バレンタインチョコ講座	手作りお菓子の作り方を学ぼう。	2月	3	一般市民	10
18	エアロビクス講座	楽しくカラダを動かして、美ボディを手に入れよう。	2月～3月	16	一般市民	20

(2) 城辺公民館（城辺農村環境改善センター）

宮古島市城辺字福里579-2 電話：77-4903 FAX：77-4227

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート造り
敷地面積：24,950㎡
延床面積：1,460㎡（1階：1,422㎡/2階：38㎡）
建設年度：平成2年4月

② 主な施設

施設名		収容人数	備 考
1階	大ホール	800	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
	会議室	100	憩いの場所として、談話や小展示などに利用できます。
	研修室	30	講座、研修会などに利用できます。
	料理講習室	30	調理台7台、季節の料理、各種料理などに利用できます。
2階	映写室	—	映写機を利用した学習会、映写会などに利用できます。
	音響室	—	音響や照明の調整を行う

③ 令和2年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	棒針で編むベスト作り講座	7月	4	8	一般市民	15	16	佐和田 京子
2	味噌作り講座	7月	2	6	一般市民	10	30	下地 初江 平良 克子
3	三味線講座	9月～12月	10	20	一般市民	15	28	川満 健功
4	琉球舞踊講座	10月	10	20	一般市民	15	45	神里 美代子
5	方言講座	10月	10	20	一般市民	15	74	砂川 春美
6	凧作り講座	11月	10	20	一般市民(親子)	10	63	砂川 信夫 与那覇 敏之
7	健康運動講座	11月～12月	5	10	一般市民	15	47	佐久川 稔
8	三味線講座	11月～1月	4	12	一般市民	15	78	川満 健功
9	月桃でまるかご作り講座	1月	2	4	一般市民	5	8	池田 波子

講座合計	389
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者名	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	城辺女声コーラス「すなかぎ」	砂川 春美	毎週火曜日	20:00～21:30	50
2	ていだサークル	豊見山 ハツ	第2・4木曜日	14:00～16:00	28
3	24式太極拳サークル「パニパニ」	砂川 美智子	毎週水曜日	10:00～11:00	237
4	新舞踊サークル	狩俣 ひろ子	毎週土曜日	20:00～21:30	180

サークル合計	445
--------	-----

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	2	1	4	15	2	3	17	26	15	9	0	1	95
利用者数	85	4	38	183	13	23	197	332	116	2,854	0	32	3,877
会議室													
利用日数	0	0	4	5	0	2	3	7	6	15	0	1	43
利用者数	0	0	546	19	0	6	46	95	91	149	0	7	959
研修室													
利用日数	1	4	8	11	2	1	2	1	6	10	0	7	53
利用者数	1	4	10	23	2	11	13	6	9	70	0	7	156

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
調理実習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	0	65
その他 (駐車場)													
利用日数	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	4
利用者数	0	0	0	30	0	0	160	0	0	0	0	0	190
合 計													
利用日数	3	5	16	33	4	6	24	34	26	38	0	9	198
利用者数	86	8	594	255	15	40	416	433	216	3,138	0	46	5,247

⑥ 令和3年度事業計画

	事 業 名	学習内容・テーマ	時 期	時間数	対 象	定員 (人)
1	月桃でまるかご作り講座	月桃の葉を使ってまるかご作りを体験し良さを発見する	4月	4	一般市民	5人
2	スマホ講座	スマートフォンの基本操作を習得する	4月～5月	20	一般市民	10人
3	味噌作り講座	地域の伝統みそ作りを学ぶ	5月	6	一般市民	12人
4	毛糸で帽子作り講座	編み方を学び今年の冬を暖かく過ごそう	5月～6月	10	一般市民	10人
5	ハーバリウム講座	花や緑を生活に取り入れて心豊かに	6月	2	一般市民	8人
6	チガヤで民具作り講座	伝統工芸の良さを知りながら製作する	7月	10	一般市民	10人
7	夏休み子ども絵画教室	絵画、写生をとおして子ども達の豊かな情操を培う	8月	8	児童	12人
8	夏休み子ども書道教室	習字をよおして正しく美しい文字の基本を習得する	8月	8	児童	12人
9	琉球舞踊講座	琉球舞踊に慣れ地域の人々との交流を図る	8月～10月	20	一般市民	15人
10	三味線講座	三味線を日々の生活に取り入れる	9月～11月	20	一般市民	12人
11	手染紅型講座	伝統工芸を体験し良さを発見する	10月	4	一般市民	10人
12	親子で凧作り講座	昔ながらの宮古凧を親子で作り空高く揚げよう	11月～12月	12	親子	10組
13	クリスマスリース作り講座	季節の小物で生活を楽しく彩る	11月	2	一般市民	8人
14	方言講座	楽しんで宮古方言を学び日々の生活に取り入れる	12月～2月	20	一般市民	15人
15	健康体操講座	健康体操で心と体をリフレッシュ	1月	10	一般市民	15人
16	アロマ作り講座	アロマについて知識を深め楽しむ	2月	4	一般市民	8人
17	就活セミナー	就活の初めてを就活のプロに学ぼう	3月	2	一般市民	15人

(3) 上野公民館（上野農村環境改善センター）

宮古島市上野字野原708-1 電話：76-2483 FAX：76-6398

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：48,667㎡
延床面積：1,425㎡
建設年度：昭和53年8月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
会議室	30	サークル、会議、研修会などに利用できます。
生活研修室	20	会議、研修会などに利用できます。
調理実習室	—	調理台2台、回転釜1台設置。料理教室などに利用できます。
和室	40	サークル、会議、研修会などに利用できます。

③ 令和2年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	アロマオイル講座	6月	2	4	一般市民	10	18	奥谷 里佳
2	健康体操講座	6月～8月	10	20	一般市民	20	181	和田 芳勝
3	島ぞうり講座	7月～8月	4	8	一般市民	8	29	吉村 ひかり
4	いきいきシルバー講座	7月～11月	10	20	上野地区 60歳以上	10	39	仲宗根 満子
5	アロマバー講座	8月	2	4	一般市民	6	8	串田 恭子
7	琉舞講座	9月～11月	10	20	一般市民	10	61	仲宗根 満子
8	大人かわいいチュニック講座	10月～11月	6	12	一般市民	6	28	上地佳代子
9	ヨガ講座	10月～12月	10	20	一般市民	20	98	強瀬 絵理子
10	エコたわし作り講座	11月	1	3	一般市民	4	5	恩川 明希子
11	あだん葉でかご作り講座	11月～12月	8	16	一般市民	6	43	小西 比呂子
12	フラワーボール講座	12月	2	6	一般市民	4	7	長濱 沙羅
13	美文字ペン字講座	12月	2	4	一般市民	10	16	田場 啓子
14	腸活セルフケア講座	1月	1	3	一般市民	6	6	青柳 裕子
15	編み物講座	1月～3月	1	2	一般市民	6	6	川満 歩
16	美脚ウォーキング講座	1月～2月	2	4	一般市民	15	22	池間 亜希子
17	大人かわいいワイドパンツ講座	1月～2月	2	4	一般市民	6	13	上地佳代子

講座合計	580
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人数 (延べ)
1	健康体操サークル	来間 英子	毎週水曜日	20:00 ~ 22:00	449
2	プアエナ宮古フラサークル	垣花 恵子	毎週日曜日	9:00 ~ 11:00	202
3	プアエナ宮古ケイキクラス	川平 麻美	毎週日曜日	11:00 ~ 13:00	273
4	男塾 武一D o o	前里 昌吾	毎週土曜日	20:00 ~ 22:00	278
5	上野三線クラブ	宮城 育子	毎週水曜日	20:00 ~ 22:00	92

サークル合計	1,294
--------	-------

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	1	0	4	5	1	3	4	5	4	3	0	0	30
利用者数	31	0	262	296	15	105	271	297	241	167	0	0	1,685
会議室													
利用日数	1	0	7	1	1	1	5	6	5	4	0	0	31
利用者数	3	0	24	2	3	2	22	48	39	19	0	3	165
和室													
利用日数	1	0	8	10	1	2	8	9	8	1	0	0	48
利用者数	5	0	44	88	7	10	43	66	47	6	0	0	316
料理実習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活研修室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
図書コーナー													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多目的室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ピロティ													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計													
利用日数	3	0	19	16	3	6	17	20	17	8	0	0	109
利用者数	39	0	330	386	25	117	336	411	327	192	0	3	2,166

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
1	健康体操講座	簡単な体操で気持ち良い汗を流し、 楽しくリフレッシュを図る。	6月～8月	20	一般市民	30
2	いきいきシルバー講座	元気でいきいきと人生を過ごすように 踊りやレク、体操を取り入れて健康増進 を図る。	6月～10月	20	60歳以上	15

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
3	夏休み子ども英会話講座	外国人講師から、子どもたちに楽しく英会話を学んでもらう。	7月～8月	10	小学生	15
4	夏休み親子陶芸講座	宮古焼きの陶芸作りを楽しみながら、陶芸の基礎を学ぶ。	8月	4	小学生	5～10組
5	ハンドメイド講座	技術を学び作品作りを楽しむ。	9月～10月	6	一般市民	15
6	チュニック講座	好きな素材で手作りの洋服を作る。	9月～10月	10	一般市民	10
7	琉球舞踊講座	琉球舞踊を習いながら、心と体の健康を図る。	9月～10月	20	60歳以上	20
8	アクセサリ講座	普段着に合う、手作りのアクセサリを作って楽しむ。	10月～11月	4	一般市民	15
9	ヨガ講座	ヨガで気持ちよい汗を流し、楽しくリフレッシュを図る。	1月	12	一般市民	30

(4) 下地公民館

宮古島市下地字上地505 電話：76-6017 FAX：76-6018

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート1階建
敷地面積：948.5㎡
延床面積：836.25㎡
建設年度：平成18年5月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大講堂	100	各種団体の集会の会場や軽スポーツなどに利用できます。
和室	30	講座、サークル、会議、研修会などに利用できます。
調理実習室	20	料理講習などに利用できます。
小講堂	20	サークル、会議、研修会などに利用できます。

③ 令和2年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	タケアラ学校講座	6月	1	2	下地地区 60代以上	20	9	川平 よしゑ
2	健康体操講座	6月～7月	5	10	一般市民	15	96	佐久川 稔
3	琉球舞踊講座	7月～10月	10	20	一般市民	15	107	友利 久美子
4	アロマオイル講座	7月	2	6	一般市民	8	14	奥谷 里佳
5	美脚整体・ウォーキング講座	8月～10月	5	10	一般市民	15	36	池間 亜希子
6	はじめての刺繍講座	9月～10月	6	12	一般市民	8	38	三井 友香
7	おじいおばあに感謝をこめて☆ キッズステンシル講座	9月	2	6	児童	5	9	伊良部 映里
8	初めてでも安心スマホ講座	10月～11月	10	20	一般市民	8	97	川平 穂世
9	ズンバで楽しくエクササイズ講座	10月～11月	10	10	一般市民	15	78	荷川取 みなみ
10	古着リメイク講座	10月～11月	5	10	一般市民	10	49	宇山 真理子
11	リンパオイルマッサージ講座	11月～12月	5	10	一般市民	6	32	池間 亜希子
12	クリスマス・お正月が楽しめる壁 飾り講座	11月	2	4	一般市民	8	16	西平 富士子
13	香りを楽しむアロマバー講座	12月	2	4	一般市民	6	12	串田 恭子
14	生け花講座	12月	1	3	一般市民	6	6	斉藤 和美
15	お正月料理講座	12月	1	3	一般市民	8	8	友利 真知子

講座合計	607
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	ヨガサークル	幸地 キヨ	毎週火曜日	9:30～11:30	236
2	フラ・サークル・ケイキ	洲鎌 尋魅	毎週火曜日	17:30～19:30	330
3	プアナーナラ	伊波 憲絵	毎週水曜日	20:00～22:00	100
4	下地総合スポーツクラブ	川満 稔	毎週木曜日	19:30～21:30	330
5	げんきいきいき	友利 真知子	毎週金曜日	9:30～11:30	278
6	ウクレレフィーバーズ	小西 比呂子	毎週土曜日	19:30～21:30	153

サークル合計	1,427
--------	-------

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	3	3	16	19	1	12	21	17	20	0	0	0	112
利用者数	51	36	309	457	10	159	553	329	325	0	0	0	2,229
和室													
利用日数	1	0	0	7	1	8	6	5	4	0	0	0	32
利用者数	5	0	0	76	5	69	67	42	41	0	0	0	305
調理室													
利用日数	0	0	1	1	0	1	0	1	3	0	0	0	7
利用者数	0	0	9	20	0	15	0	15	33	0	0	0	92
視聴覚室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2
利用者数	0	0	0	0	0	0	8	9	0	0	0	0	17
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
合 計													
利用日数	4	3	17	27	2	21	28	24	28	0	0	0	154
利用者数	56	36	318	553	15	243	628	395	405	0	0	0	2,649

⑥ 令和3年度事業計画

	事 業 名	学習内容・テーマ	時 期	時間数	対 象	定員 (人)
1	タケアラ学校講座	健康で生き甲斐のある人生を送るため、時代に応じた教養を身につけ、楽しい学習活動を行う。	6～12月	12	下地地区 60代以上	20
2	リンパオイルマッサージ講座	リンパオイルマッサージの手技を学び、リンパの流れを活発にし、美容と健康に役立てる。	5月	8	一般市民	10
3	健康体操講座	気軽に始められるストレッチ方法を学び、健康な体づくりを行う。	5～6月	10	一般市民	20
4	ズンバ講座	気軽に楽しめるズンバを学び、健康な体づくりを行う。	6月～8月	10	一般市民	10
5	スマホ講座	初心者でも安心してスマートフォンを使えるように基本操作を学ぶ。	6月～7月	20	一般市民	10
6	アロマオイル講座	アロマの効能を学び、日々の生活に取り入れよう。	7月	12	一般市民	10

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
7	こども絵画講座	絵画を楽しみながらオリジナル作品を仕上げる。	8月	10	児童	10
8	親子陶芸講座	親子で夏休みの思い出作りを楽しみ、陶芸作品を完成させる。	8月	4	親子	20
9	はじめての刺繍講座	刺繍を学び、オリジナル作品を仕上げてみよう。	9月	12	一般市民	8
10	琉舞講座	琉舞の基本を学び、芸を身につけるとともに心身を豊かにする。	9月～11月	20	一般市民	20
11	ヨガ講座	基礎体力を向上させ、丈夫で健康な身体づくりを行う。	10月～11月	10	一般市民	15
12	三線講座	唄い継がれてきた民謡を通して、沖縄・宮古の文化を学ぶ。	9～11月	20	一般市民	20
13	有酸素運動講座	基礎体力を向上させ、丈夫で健康な身体づくりを行う。	11～12月	12	一般市民	20
14	手芸講座	手芸の手法を学びながら生活空間の色彩を楽しむ。(エコクラフト・ステンシル 他)	9～12月	20	一般市民	10
15	クッキング講座	季節に合わせて料理・お菓子づくり・パン作り等を行う。	6～12月	10	親子・一般	8

(5) 伊良部公民館

宮古島市伊良部字前里添 1056-1 電話：78-3558 FAX：78-6210

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：27,631㎡
延床面積：1,504㎡
建築面積：1,682㎡
建設年度：平成10年3月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	600	講演会、発表会、展示会、祝い会場などに利用できます。
和 室	30	各種講座、サークル、研修会などに利用できます。
実習室	30	料理教室、講習などに利用できます。
会議室	10	サークル、会議、研修などに利用できます。
高齢者・子供交流室	20	集会、談話、交流の場として利用できます。
視聴覚室	30	サークル、学習会、講演会などに利用できます。
控 室	20	発表会、祝いなどに利用できます。
図書室	5	読書、資料活用に利用できます。

③ 令和2年度事業実績

	講 座 名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	新舞踊講座	7月～8月	10	20	一般市民	15	167	佐和田 潮美
2	初めてのスマートフォン講座（シニア編）	7月～8月	10	20	一般市民	10	93	川平 穂世
3	麻紐大人夏バッグ講座	8月～10月	5	10	一般市民	8	40	具志堅 高子
4	涼やかにハワイアンクッション作り講座	9月	5	10	一般市民	8	40	中村 里美
5	いきいきシルバー新舞踊講座	9月	10	20	65歳以上の一般市民	10	91	佐和田 潮美 川満 光子
6	健康体操講座	10月	5	10	一般市民	15	87	佐久川 稔
7	初めての三線講座	9月～10月	10	20	一般市民	10	88	川満 弘子 濱川 利美
8	和風パッチワークのダブル・リングテーブル講座	10月	5	10	一般市民	8	40	中村 里美
9	月桃丸かご講座	12月	4	8	一般市民	6	24	池田 波子
10	リボンでXmasリース講座	12月	1	2	一般市民	4	4	具志堅 高子
11	本革で作る小物講座	12月	2	4	一般市民	6	12	国吉 安乃
12	宮古島の恵みでつくる正月しめ縄	12月	1	3	一般市民	10	10	堀金 芳美

講座合計	696
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	佐良浜三味線同好会	大浦 良子	毎週火曜日	19:00～21:00	292
2	大河流 サシバ会	川満 ひろ子	毎週水曜日	19:00～21:00	68
3	しなやかボディメイクサークル	池原 和子	毎週木曜日	10:00～12:00	400
4	琉球古典音楽野村流保存会三線サークル	友利 裕美	毎週木曜日	19:00～21:00	75
5	池書サークル	池原 豊	第1・3 木曜日	19:00～21:00	145
6	つむかぎ着つけサークル	池間 加代子	第2・4 日曜日	19:30～21:30	79
7	んきゃ～んじゅく	前里 昌吾	毎週水曜日	20:00～22:00	135

サークル合計	1,194
--------	-------

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	4	4	4	13	5	14	10	5	4	8	7	0	78
利用者数	55	43	28	166	55	131	132	48	34	90	103	0	885
和室													
利用日数	11	6	7	8	7	14	15	9	10	8	8	0	103
利用者数	64	28	38	36	37	34	52	51	47	45	41	0	473
実習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議室													
利用日数	0	0	2	8	3	6	14	0	0	0	0	0	33
利用者数	0	0	3	76	25	55	230	0	0	0	0	0	389
視聴覚室													
利用日数	2	0	4	2	2	2	2	2	10	2	2	0	30
利用者数	22	0	12	14	5	14	15	15	68	16	14	0	195
控室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
利用者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計													
開館日数	17	10	17	31	17	36	42	16	24	18	17	0	245
利用者数	141	71	81	292	122	234	430	114	149	151	158	0	1,943

*3月は新型コロナウイルス感染拡大防止の為に利用禁止

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時 期	時間数	対 象	定員 (人)
1	初めてのスマホ入門講座 (シニア編)	安心・安全・簡単なスマホライフを過ごそう	8月～9月	2	一般市民	8
2	いきいきシルバー 新舞踊講座	舞踊の基本と所作を身につけ歌謡曲に合わせ踊り華やかに舞う	8月～9月	2	65才以上の 一般市民	8
3	麻紐大人夏バッグ講座	カジュアル風麻紐バッグで夏を楽しもう！	8月	2	一般市民	8

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員 (人)
4	アレンジ熊手で福をかき 集めよう	オリジナルの熊手で福を呼ぼう！	9月	2	一般市民	8
5	簡単チュニック作り講座	毎日の生活を楽しく華やかに・・・	10月～11月	2	一般市民	8
6	しめ縄作り講座	手作りのしめ縄で新年を・・・	11月	3	一般市民	8
7	yoga講座	yogaでからだリラックス！	11月	2	一般市民	10
8	エコクラフト講座	エコクラフトでお洒落なバッグを作ろう	11月	2	一般市民	8
9	月桃丸かご講座	自然の月桃の葉で多目的に使えるかご作 りにチャレンジ	11月	2	一般市民	8
10	黒あずき入りくず餅作り 講座	伊良部島産の黒あずきで美味しいくず餅 を作ってみませんか	11月	3	一般市民	8
11	干支の置物講座	新しい年の干支の置物で新年を迎え佳き1 年を・・・	11月	2	一般市民	8

(6) 久松地区公民館

宮古島市平良字久貝 2 2 3 番地 電話：7 2－7 9 9 7 F A X 兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート平屋

敷地面積：1, 8 5 9. 3 7 m²

延床面積：6 2 5 m²

建築月日：昭和 6 2 年 3 月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
講堂（大ホール）	400	講演会、発表会、展示会、レクリエーションに使用できます。
ロビー兼展示室	－	憩いの場所として談話や小展示などに利用できます。
会議室	－	お茶や生け花などのお稽古やサークルの集まりなどに使用できます。
和室	－	学習、読書会、子供会などの集会に利用できます。
調理会議室	－	ガスレンジ付き調理台が 2 台があり、各種料理実習に利用できます。

③ 令和 2 年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	はじめてさんのギターで歌おう講座	7 月～8 月	11	22	一般市民	10	94	砂川 貴之
2	マイ箸と箸置き作り講座	7 月	1	2	一般市民	10	4	上地 みゆき
3	初心者さんのワンピース作り講座	7 月	2	4	一般市民	10	26	上地 みゆき
4	宮古島の草花でドライフラワーリース作り講座	1 0 月	2	4	一般市民	10	28	上地 みゆき
5	月桃コースター作り講座	7 月	2	4	一般市民	6	16	池田 波子
6	月桃で作る丸かご作り講座	1 1 月	2	4	一般市民	6	34	池田 波子
7	マスク刺繍講座	9 月	2	4	一般市民	10	19	三井 友香
8	大人のキャンドル作り講座	1 0 月	1	2	一般市民	6	6	岩切 泰輔
9	本草で小物作り講座	1 1 月	2	4	一般市民	6	18	国吉 安乃
10	クリスマスに灯すアロマキャンドル講座	1 2 月	1	2	一般市民	20	6	岩切 泰輔
11	ビーズ刺繍講座	1 月	1	2	一般市民	5	7	三井友香

講座合計

258

④ 令和 2 年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	吹矢サークル	齋藤 司	毎週水曜日	9：00～11：30	242
2	社交ダンスサークル	杉本 昌子	毎週水曜日	20：00～21：45	205
3	パステルコットン	桃原 美智子	毎週水曜日	20：00～22：00	6
4	久松ヨガサークル	山下 貴子	毎週木曜日	9：30～11：00	167
5	風の神太鼓	友利 裕子	毎週木曜日	19：30～21：00	128
6	仮名書道サークル	田場 啓子	毎週金曜日	14：00～16：00	142
7	Pumehana	川村 亜紀子	毎週土曜日	15：00～17：00	101
8	仮名作品正筆会	佐久田 敏子	毎週日曜日	14：00～16：00	102

サークル合計

1, 093

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	8	4	15	16	3	6	11	14	14	12	0	0	103
利用者数	94	36	206	236	34	52	179	516	212	155	0	0	1,720
和室													
利用日数	0	0	2	2	0	0	0	1	3	0	0	1	9
利用者数	0	0	14	6	0	0	0	6	18	0	0	5	49
料理講習室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議室													
利用日数	0	0	4	16	2	2	0	12	4	3	0	0	43
利用者数	0	0	23	161	16	10	0	368	16	12	0	0	606
合計													
開館日数	8	4	21	28	5	10	17	29	18	12	0	1	153
利用者数	94	36	243	403	50	62	179	890	246	167	0	5	2,375

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	キッズウクレ講座	基礎を学び、きれいな音色を出してウクレに親しむ。	5月～6月	14	小学生	10
2	昔ながらの手作りおやつ講座	家庭で美味しく食べられるよう、親子で昔ながらのおやつの作り方を学ぶ。	5月	2	親子	14
3	我が子をもっと可愛く！ 初心者向け一眼レフカメラ講座	一眼レフカメラを持っても、使いこなせない初心者向けの基本を学ぶ。	6月～7月	8	一般市民	10
4	キックボクササイズ講座	ボクササイズを取り入れた運動で健康増進と共に、ダイエット効果を図る。	6月～7月	12	一般市民	20
5	夏休み書道講座	姿勢を正し、座って落ち着いて取り組み、書道を通し集中力を身につける。	7月～8月	12	小学生	12
6	夏休みキャンドル作り講座	台風時にも便利なキャンドル。自分だけのオリジナルキャンドルを作り上げる。	7月～8月	4	小学生～	20
7	太陽染め・アダン葉小物作り講座	宮古島の天然素材を使い、太陽染めの柄に使用したり、昔ながらの小物を作る。	7月～8月	4	親子	20
8	押し絵講座	押し絵の基本を学び、オリジナル作品を作る。	10月	4	一般市民	10
9	ハワイアンキルト講座	ハワイの伝統工芸ハワイアンキルトならではの模様を楽しみながら縫う。	10月	12	一般市民	10
10	手芸講座	クリスマスまでの期間を数えるためのカレンダーをパッチワークで作る。	10月	12	一般市民	15
11	民具講座	作る魅力を味わいながら、作り上げる楽しさを知る。	10月	8	一般市民	20
12	いけ花講座 (お正月に向けてのアレンジ)	それぞれの個性を生かしつつ、花を生ける事を楽しむ。	11月	6	一般市民	10
13	ムーチー作り講座	家庭で美味しく食べられるよう、親子でムーチーの作り方を学ぶ。	12月	2	親子	14

(7) 下崎地区公民館

宮古島市平良字荷川取486-1 電話：73-0044 FAX兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート2階建
敷地面積：1,000㎡
延床面積：603㎡
建築年月：平成3年3月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションに使用できます。
図書館	—	学習、読書会などに利用できます。
会議室	15	小規模な集会や学習会などに利用できます。
和室	15	お茶や生け花などのお稽古やサークルの集まりなどに利用できます。
視聴覚室	—	視聴覚機器を利用した学習会などに利用できます。
調理室	10	料理講習会などに利用できます。

③ 令和2年度事業実績

	講座名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	可愛い花編み講座	7月	3	6	一般市民	10	28	平良 清美
2	三線入門講座	7月	4	8	一般市民	10	41	池村 豊枝
3	健康体操講座	7月	5	10	一般市民	15	77	和田 芳勝
4	エコクラフト（おしゃれなバック）講座	8月	4	8	一般市民	10	39	下地 廣子
5	パッチワーク（ウォールポケット収納）講座	8月	5	10	一般市民	10	45	与那覇 則子
6	琉球舞踊講座	9月～10月	10	20	一般市民	15	125	前里 博美
7	24式太極拳講座	11月～12月	8	16	一般市民	15	81	村山 美枝子
8	己書講座	11月	2	4	一般市民	8	18	酒井 三貴子
9	宮古民謡を三線で弾く講座	10月～11月	10	20	一般市民	10	92	垣花 貞子
10	リラックスヨガ講座	11月～12月	5	10	一般市民	15	62	山下 貴子
11	ヨガ&ストレッチ講座	1月	1	2	一般市民	15	15	安藤 いづみ

講座合計	623
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	フラサークル	友利 洋子	毎週水曜日	20:00～22:00	266
2	24式太極拳サークル	村山 美枝子	毎週木曜日	10:00～12:00	308

サークル合計	574
--------	-----

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	3	0	9	15	5	13	16	15	17	8	0	11	101
利用者数	68	0	201	384	64	171	330	351	327	209	0	278	2,383
和室													
利用日数	0	0	1	1	1	0	0	1	0	0	0	1	5
利用者数	0	0	6	6	6	0	0	5	0	0	0	18	41
調理室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
会議室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計													
利用日数	3	0	10	16	6	13	16	16	17	8	0	12	106
利用者数	68	0	207	390	70	171	330	356	327	209	0	296	2,424

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	エコクラフト講座(8回)	クラフトの色彩を楽しみながら手芸の手法を学ぶ。	6月	16	一般市民	10
2	三線講座(10回)	工工四の読み方の読み方の基礎から初歩の曲が弾けるまで。	6月～	20	一般市民	10
3	リメイク講座(8回)	着なくなった服リメイクして、上手に活用する。	9月	16	一般市民	10
4	日舞講座(10回)	歌謡曲に合わせて新舞踊を踊ります。	9月～10月	20	一般市民	15
5	パッチワーク(バック)講座(5回)	パッチワークを、楽しみながら作品を完成させる・。	8月	10	一般市民	10
6	健康体操講座(10回)	体力を向上させ健康増進を図る。	9月	20	一般市民	15
7	琉球舞踊講座(10回)	琉球舞踊の基礎を学びながら地域の人々との交流を図る。	7月～9月	20	一般市民	15
8	手作り(工芸)講座(5回)	手芸の手法を、学びながら生活の中にインテリヤとして楽しむ。	11月	10	一般市民	10

(8) 西原地区公民館

宮古島市平良字西原1078-2 電話：72-1732 FAX兼用

① 施設の概要

構 造：鉄筋コンクリート平屋
敷地面積：1,902㎡
延床面積：625㎡
建築年月：昭和63年5月

② 主な施設

施設名	収容人数	備 考
大ホール	300	講演会、発表会、展示会、レクリエーションなどに利用できます。
和 室	25	生け花、茶道、着付けなどのお稽古やサークルの集まりなどに利用できます。
料理講習室	25	各種調理実習に利用できます。
会議室	30	学習会、読書会、子供会などの小規模の集会に利用できます。
図書室	10	読書と資料の閲覧ができます。

③ 令和2年度事業実績

	講 座 名	期 間	回数	時間数	対象者	定員	受講者 (延べ)	講師名
1	クラフトで作るマスクケース講座	7月	3	6	一般市民	8	24	花城 愛子
2	デニムリメイク講座	7月～8月	6	12	一般市民	8	30	伊計 宏美
3	ローズ柄パッチワークトートバッグ講座	9月～10月	6	12	一般市民	8	49	与那覇 則子
4	ガラスアート講座	11月	3	6	一般市民	8	12	平良 清美
5	初心者三線講座	10月～12月	10	20	児童・生徒 一般市民	20	166	古波蔵 みね子
6	新舞踊講座	10月～12月	10	20	一般市民	20	192	砂川 アイ子
7	マクラメふくろう講座	12月	3	6	一般市民	8	23	下地 未来
8	タッセル付き正月orオールシーズンフ ラワーアレンジ講座	11月	4	8	一般市民	10	12	西平 富士子

講座合計	508
------	-----

④ 令和2年度サークル一覧

	サークル名	代表者	曜日	活動時間	人 数 (延べ)
1	コーラス 「ゆりの会」	仲間 忠	毎週火曜日	18:00～19:00	309
2	新舞踊 「友の会」	長崎 静江	毎週土曜日	15:00～17:00	98
3	三線 「蔵」	與那嶺 敏之	毎週木曜日	19:00～20:00	132

サークル合計	539
--------	-----

⑤ 令和2年度利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大ホール													
利用日数	3	7	22	20	4	11	20	18	17	7	0	13	142
利用者数	37	80	741	579	33	96	397	466	498	447	0	175	3,549
和室													
利用日数	0	0	1	1	0	0	0	1	2	0	0	0	5
利用者数	0	0	10	10	0	0	0	10	18	0	0	0	48

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
料理講習室													
利用日数	0	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	4
利用者数	0	0	7	10	0	0	0	8	10	0	0	0	35
会議室													
利用日数	2	0	2	12	5	5	6	7	8	0	0	0	47
利用者数	20	0	15	109	20	32	45	36	52	0	0	0	329
図書室													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8
合計													
利用日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	199
利用者数	57	80	773	708	53	128	442	520	586	447	0	175	3,969

⑥ 令和3年度事業計画

	事業名	学習内容・テーマ	時期	時間数	対象	定員(人)
1	リメイク&アレンジ DIY講座	一部を構成したり、全てを作り直したりとDIYを通して、自分流を生み出す。	6月	6	一般市民	15
2	あだんぼぞうり講座	伝統民芸のあだんぼぞうりの作り方を学び、後世に伝授していく。	6月	4	児童生徒 高齢者	15
3	西原古謡三線講座	宮古島でも西原地域に古くから伝わる古謡（アーク）の演奏法を学び、伝統継承する。	7月～9月	10	児童生徒 一般市民	20
4	サマー工作講座	テーマを決め、デザインを考え、道具を使用して作品を仕上げる。	8月	20	児童生徒	20
5	アイディア物作り講座	個々のアイディアで、こだわりの作品を作る。	8月～9月	10	一般市民	15
6	新舞踊講座	昭和の歌謡曲に合わせ基礎を習得し、心を一つにして、華麗に演舞する。	9月～11月	20	一般市民	20
7	ステンシル講座	ステンシルの技法を習得し、オリジナルの作品を完成させる。	10月	8	一般市民	10
8	古布でリメイク講座	タンスにしまっている古布や着物帯をリメイクし、活用する。	10月～11月	10	一般市民	10
9	フラワーショート ストール講座	お花のモチーフをアクセントに、編み物の基礎を学び、作品を仕上げる。	10月～11月	8	一般市民	10
10	眠る布の活用術講座	眠る布を活用して、再度使用出来る作品を仕上げる。	10月～11月	10	一般市民	10
11	ハートペンダントフラ ワーアレンジ講座	ハートペンダントアイアンをフラワーアレンジで仕上げる。	11月	8	一般市民	15
12	昔ながらのおもてなし かご講座	まーにの葉を使い、お皿代わりの食器を作り、自然の物でおもてなしをする。	11月	2	児童生徒 一般市民	10

3 節 図書館

1 現状と課題

現在の市立図書館のサービスは、宮古島市立図書館（未来創造センター内）・城辺分館の2館と移動図書館車「みらい号Ⅲ世」及び「夢の光号」で行っています。

令和2年度の図書館利用状況は、利用登録者数が前年より5.6%増の27,555人。延入館者数は、前年度より36%減の91,441人。貸出冊数は前年度より5%減の197,012冊となっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時閉館や利用制限が続き、入館者数貸出冊数とも減少しました。今後はコロナ禍で得た教訓を生かし、宮古島市の生涯学習拠点施設として、これまで以上に図書館資料の充実、図書館サービスの質の向上に努めてまいります。

2 運営の基本方針

宮古島市立図書館は、子どもから高齢者まで、誰でも、気軽に利用でき、市民の生涯学習と課題解決を支援する『市民のくらしに役立つ図書館』、地域の特性を生かした『地域文化の継承と創造に寄与する図書館』を目指します。

3 重点目標

（1）図書館基本サービスの充実

貸出、レファレンス（調べ物・読書案内）、リクエスト、予約などの図書館基本サービスを親切かつ迅速・的確に行い、市民の生涯学習向上と課題解決の支援に努めます。

（2）資料の収集・保存と整備

市民の多様な要求に即した資料の収集・整理及び保存に努め、利用に供します。

（3）移動図書館車の利用促進

遠隔地住民に図書館サービスが行き渡るように、移動図書館車の利用促進を図り、住民ニーズにあった資料を定期的に利用できるように努め、図書館遠距離地域への周知拡大を図ります。

（4）学校図書館機関等関係機関との連携

学校図書館や幼稚園、保育園、読み聞かせ団体への支援・連携を推し進め、子どもたちの読書環境の整備充実を図ります。また公民館、博物館等の関係機関との連携を密にし、資料提供や情報公開の相互協力に努めます。

（5）読書活動推進に係る事業の実施

おはなし会や講演会等の開催、ブックスタート事業等、市民が読書に親しむ機会となる事業を実施します。また、『宮古島市子ども読書活動推進計画』に基づき、読書活動を通じた心豊かな子どもたちの育成に取り組みます。

（6）郷土資料の充実と活用

本市に関する資料を網羅的に収集するとともに、郷土の歴史や文化に関する講座等を開催し、市民に郷土の魅力を伝え、地域文化の向上に寄与します。

（7）青少年向けサービスの充実

青少年向け資料を積極的に収集します。またビブリオバトルなどの参加型イベントを実施し、これまで図書館利用の少なかった中高生の利用促進を図ります。

4 令和3年度 事業計画

	市立図書館（未来創造センター）	城辺分館		市立図書館（未来創造センター）	城辺分館
4月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★子どもシアター	★おはなし会 ★子ども読書の日事業	10月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★ハロウィンおはなし会	★おはなし会 ★秋の読書月間行事 ・一日図書館員 ・学級招待 ★ハローウィン
5月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会	★おはなし会	11月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★郷土の歴史と文化講座 ★ぬいぐるみおとまり会	★おはなし会
6月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★ライブラリーライブ	★おはなし会 ★平和資料展	12月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★クリスマスおはなし会 ★ライブラリーライブ	★おはなし会 ★クリスマスおはなし会 ★クリスマス絵本展示
7月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★郷土の歴史と文化講座 ★七夕おはなし会 ★浴衣デー	★おはなし会 ★サマースクール	1月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★郷土の歴史と文化講座 ★カルタあそび	★おはなし会
8月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★納涼おはなし会 図書館へ集合	★おはなし会 ★サマースクール	2月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★せつぶんおはなし会 島外移住予定の子向け講	★おはなし会
9月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★郷土の歴史と文化講座	★おはなし会	3月	★ブックスタート ★移動図書館 ★おはなし玉手箱 ★DVD上映会 ★お名前かけるよ一年生 ★郷土の歴史と文化講座	★おはなし会

5 施策の推進体制

（1）宮古島市図書館協議会

①図書館協議会の任務（図書館法第14条）

図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う奉仕活動につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

6 事業実績

（1）貸出数

	平成31年度	令和元年度	令和2年度
市立図書館（未来創造センター）	82,399 冊	169,958 冊	171,282 冊
城辺分館	30,811 冊	21,601 冊	7,501 冊
移動図書館	17,295 冊	13,973 冊	18,229 冊
合 計	130,505 冊	205,532 冊	197,012 冊

(2) 施設等利用状況

館 名	レファレンス（資料紹介、調査研究の手助け）	複写サービス 件数
市立図書館（未来創造センター）	666	2857
城辺分館	39	45
合 計	0	2,902

(3) 図書館の行事

①市立図書館（未来創造センター）

(ア) おはなし玉手箱

実施月	行 事 名 ・ 内 容 等	回数	参加人数
4月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
5月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
6月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	4	62
7月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	4	82
8月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
9月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	2	39
10月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	4	45
11月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	4	72
12月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	4	83
1月	おはなし玉手箱（素話、絵本や紙芝居の読み聞かせなど）	3	16
2月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
計		25	399

※9月以降は、入場制限を設け実施。

(イ) 学級招待など

	団 体	回数	参加人数
学級招待	うららか保育園、未来保育園	2	36
出張おはなし会	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0

(ウ) その他イベント

イベント名	内 容	参加人数
ぬいぐるみおはなし会	子ども達からぬいぐるみを預かってアルバム作成	27
クリスマスコンサート	島内在住の天野夫妻によるヴァイオリンコンサート	30
ビブリオバトル	出場者がそれぞれオススメ本をプレゼンし競う。	15
クリスマスおはなし会	クリスマスがテーマのお話会。サンタも登場する。	38
レンタルライブラリー	閉館日を利用して図書館内でなぞときゲームを実施。	32
計		142

②城辺分館

(ア) おはなし会

実施月	内 容	回数	参加人数
4月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
5月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	1
6月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	2

実施月	内 容	回数	参加人数
7月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	3
8月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	1	0
9月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	1	0
10月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	1	31
11月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	1	7
12月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	2	27
1月	読み聞かせ・紙芝居・ペープサート・エプロンシアター等	1	16
2月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
3月	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	0	0
計		7	87

(イ) その他行事

	実 施 日	内 容
1	令和2年4月	子どもの読書週間にちなんだ図書展示
2	令和2年4年6月16～21日	平和資料展

(4) 移動図書館

①ステーション数

移動図書館名	種類	数	ステーション
みらい号 夢の光号 (未来創造センター)	小学校	12	平一小・東小・南小・鏡原小・西辺小・狩俣小・久松小 西城小・福嶺小・砂川小・上野小・来間小
	小・中学校	2	池間小中・結いの橋学園
	中学校	7	狩俣中・西辺中・西城中・砂川中・上野中・下地中
	その他	11	鏡原幼稚園・池間添児童館・佐和田児童館・上野児童館・下地児童館 下地公民館・くこりもや・ていだの子・はなぞのこどもえん 幼稚園、特別支援学校

(5) 蔵書統計

①蔵書冊数（令和3年3月31日現在）

区 分	市立図書館（未来創造センター）	移動図書館	城辺分館	計
一般図書	113,391	4,117	25,580	143,088
児 童 書	32,025	12,167	14,203	58,395
雑 誌	2,749	6	769	3,524
視聴覚資料	3,214	26	217	3,457
計	151,379	16,316	40,769	208,464

②雑誌・新聞種類

館 名	雑 誌	新 聞
市立図書館（未来創造センター）	95 種	19 種
城辺分館	27 種	5 種
合 計	122 種	24 種

5 章 文 化 振 興

～文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進～

1 節 文化振興

1 目標

宮古島市民が行う芸術活動を支援することで、市内各地域の伝統文化や新たな地域文化の振興を図ることを目標とします。

2 現状と課題

宮古島市教育委員会では、市民総合文化祭や文化ホール（マティダ市民劇場）、未来創造センターを活用した自主文化事業のほかに、一般社団法人宮古島市文化協会をはじめとする各文化団体への活動支援などを通して、文化の振興に取り組んでいます。

一方、近年は市民主体の文化活動が盛んに行われるようになり、市民の文化芸術に対するニーズは多様性に富み、高まりを見せています。

今後は、多様化する市民のニーズに応えるため、新たな文化活動のサポートや各文化団体との連携を行い、取り組みの支援強化を図ります。

また、本市は地理的な事情から、市民が優れた舞台芸術にふれる機会が多くないのが現状です。国や、県などの補助事業等を活用することで、質の高い芸術体験が市民にとってより身近なものとなるよう、機会の創出に努めます。

3 施策項目

- (1) 宮古島市児童・生徒・一般の文化活動発表の場として、宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」と「一般の部」を開催します。
- (2) 多くの市民が文化活動に関わることができるよう、多様な自主文化事業の開催に取り組みます。
- (3) 芸術・文化団体の育成及び支援に取り組みます。
- (4) 国や県が実施する文化普及事業等を活用し、芸術性の高い文化の提供に取り組みます。

4 令和3年度 事業計画

(1) 市単独事業

○宮古島市民総合文化祭

「創造する市民の文化」をテーマに、これまで培ってきた芸能や技術の向上を図るとともに発表の機会を設け、多くの市民が参加し芸術文化に対する理解と認識を深めることを目的とする。

事業名		開催日 / 場所
児童・生徒の部	展示部門	10月16日（土）～17日（日）／未来創造センター
	表彰式	調整中
一般の部	展示部門	10月22日（金）～24日（日）／未来創造センター
	史跡巡り	11月3日（水）／調整中
	こどもシアター	11月23日（火）／下地農村環境改善センター
	発表部門	音楽祭 11月20日（土）／マティダ市民劇場
		芸能祭 2022年1月16日（日）／マティダ市民劇場
		芸術劇場 調整中／調整中

(2) 主な共催事業

事業名	開催日・場所	概要
第5回宮古島文学賞	応募期間: 10月1日～31日 入賞作品発表: 2022年2月4日 授賞式・祝賀会: 2022年3月5日	古来より口承文芸や英雄叙事詩など個性豊かな土壌として、今日まで受け継がれてきた宮古島の文学風土の中で営々と流れる文学への思いを礎として、文芸活動の更なる振興を図り、島を渡る風と珊瑚礁に育まれる「文学」を宮古島から発信することを目的に実施。 主催：（一社）宮古島市文化協会
第27回鳴りとうゆんみや〜く方言大会	11月7日（日） マティダ市民劇場	地域の共有財産である宮古方言が、若年層のみならず中年世代においても話せない人々が増えていることを危惧し、文化の基層をなす方言に今一度思いを深め「みやーくふつ」の豊かさを共有し、各世代のさらなる認識を深め、継承することを目的に実施。 主催：（一社）宮古島市文化協会

(3) 主な助成事業

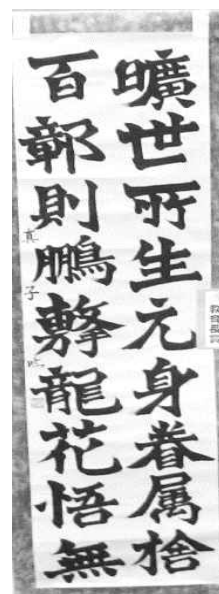
事業名	開催日・場所	概要
〈文化庁助成事業〉 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）	11月8日（月） 伊良部島小中学校 体育館	小学校・中学校・特別支援学校等において、一流の文化芸術団体による巡回公演を行うことにより、文化の担い手となる子供たちの発想力やコミュニケーション能力の育成を図り、将来の芸術家の育成や国民の芸術鑑賞能力の向上につなげることを目的とする。 公演団体：谷桃子バレエ団

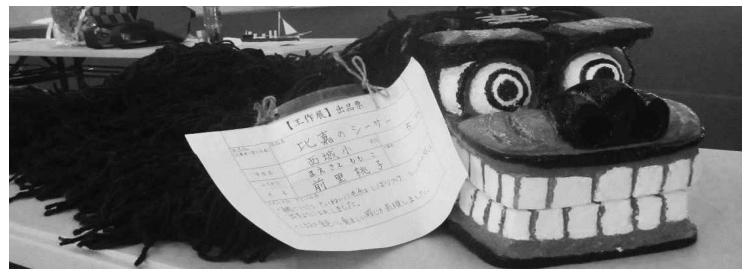
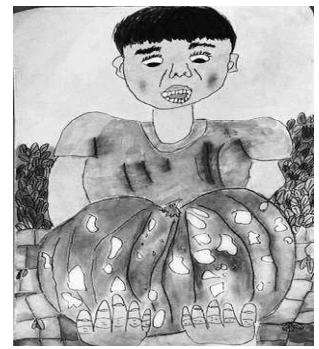
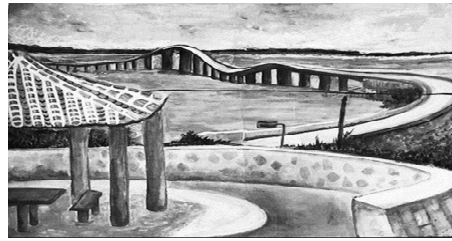
5 令和2年度 文化事業の実績

○第15回宮古島市民総合文化祭「児童・生徒の部」 表彰式：12月19日（土）

【応募作品数】 書道：502 美術：212 俳句：1015 短歌：496 作文：37
詩：263 自由研究：83 工作：223 総数：2831

【受賞者数】 書道：129 美術：100 俳句：92 短歌：78 作文：27 詩：54
自由研究：19 工作：53 総数：552





○第4回宮古島文学賞

【応募総数】 132

【受賞作品】

一席	「猫投祭（マユーナギー）」	野原 誠喜
二席	「レモン色の月」	仲間 望
佳作	「島の音」	中里 咲耶

【選考委員】 椎名誠、もりおみずき、大城貞俊



2 節 文化財

1 施策項目

(1) 文化財の保護・活用

- ①埋蔵文化財の発掘調査・出土資料整理
- ②宮古島市neo歴史文化ロード整備事業の推進
- ③文化財保護と調査・研究及び環境整備の推進
- ④宮古島市史の編さん
- ⑤歴史考古資料の活用
- ⑥文化財の学校教育への普及
- ⑦各文化財管理団体等との連携
- ⑧県指定天然記念物宮古馬の保護
- ⑨宮古島歴史文化資料館の利用

2 令和3年度 事業計画

(1) 文化財の保護・活用事業

- ①市内遺跡発掘調査事業
- ②市埋蔵文化財公開活用事業
- ③宮古島市neo歴史文化ロード整備事業
- ④文化財保護審議会の開催
- ⑤宮古上布伝承者養成事業
- ⑥宮古馬保存会事務局
- ⑦各種開発に係る緊急発掘調査（民間開発/県公共工事）
- ⑧文化財保存活用地域計画作成事業
- ⑨宮古島歴史文化資料館の整備

(2) 市史編さん事業

- ①「自然編第Ⅱ部」の刊行
- ②宮古島市史資料の発行

3 施策の推進体制

(1) 文化財保護審議会

- ①文化財保護審議会は教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議する。
- ②文化財保護審議会は、次の専門4部会で構成されている。

第1部会	有形文化財に関する事項
第2部会	無形文化財に関する事項
第3部会	民俗文化財に関する事項
第4部会	史跡・名勝・天然記念物に関する事項

(2) 宮古島市史編さん委員会

- ①市史編集に関する基本的大綱に関する事項
- ②市史編集に関する調査及び資料収集に関する事項
- ③その他市史編集に関する必要な事項

3 節 総合博物館

宮古島市総合博物館

所在地：〒906-0011 宮古島市平良字東仲宗根添1166番地287

電話：73-0567 FAX：73-0822

敷地面積：10,000㎡／建築面積：2,020㎡／展示面積：620㎡（常設展示及び特別企画展示室）

1 基本方針

宮古の歴史、民俗、自然科学、美術・工芸の4部門からなる総合博物館であり、宮古全域の自然と風土、歴史と文化にふれることができるような博物館づくりを目指している。

宮古圏域住民の文化活動・文化振興の拠点として、さらに島外から訪れる観光客や研究者へ宮古島を紹介するとともに、宮古にかかわる史資料の収集・保存・調査研究の成果を地域の人々に公開する場として、地域に根ざした様々な活用を図る。

2 常設展示

（1）第一展示室

①歴史部門

宮古が史書に登場するのは比較的新しく、14世紀になってからのことである。

以後、争乱時代・豊見親時代・人頭税制時代・廃藩置県・旧慣改正期・第二次世界大戦と宮古の人々は様々な経験を経てきた。また、考古・歴史部門では宮古に人々が住み着いた時代から太平洋戦争までの歴史の流れを編年体で紹介している。

渡来人と遺跡	世替わり前の事件と災害
婆羅公管下密牙古人	台湾遭害事件
按司時代と目黒盛豊見親	ロベルトソン号救助
与那覇勢頭豊見親	下地仁屋利社殺害(サンシー)事件
朝鮮人漂流民の見た宮古	学校創設
仲宗根豊見親	人頭税廃止運動と土地整理
人頭税制下の宮古	日露戦争と宮古
西洋人の見た宮古	太平洋戦争と宮古

②民俗部門

沖縄の復帰後、宮古の人々の生活も大きく変化してきた。しかし、昔から引き継がれてきた伝統芸能や民俗行事などは、今もなお各地に継承されている。

民俗部門では、明治から昭和初期のカヤヤー(茅葺き家)を復元、当時の住居生活を紹介するとともに民具やジオラマ展示を用いて農耕・漁業・信仰・各地の主な民俗行事などを展示している。

衣 食 住	水と生活	漁 業
農 耕	民俗行事、信仰	

（2）第二展示室

①自然科学部門

宮古諸島の原形はおよそ1万年前にできたといわれ、島全体が琉球石灰岩で覆われている。

自然科学部門では、宮古諸島の生い立ちを始め動物・植物・昆虫・天体・海洋・気象のコーナーを設け、実物資料やジオラマ展示を用いて宮古の自然を紹介している。特に「大野山林の鳥・ジオラマ」等は親子そろって楽しめるものである。

○宮古諸島の自然

気候、水の循環、地下水盆、地下ダム

○宮古諸島の成り立ち

島尻海岸の断層崖、陸橋の形成、不整合、石灰岩

- 宮古で発見された化石
ミヤコノロジカ（レプリカ）及び密集岩・ハシナガソデガイの化石・ゾウの化石
シマジリクジラの化石・サメの歯化石
- 宮古諸島の鳥類
大野山林の鳥、池間湿原の鳥類、サシバの渡り、アカハラダカの渡り
- 宮古諸島の植物、昆虫
- 宮古諸島のほ乳類、は虫類、両生類
- 宮古島の海水に生息するエビ、カニ類
- 潮間帯（磯）の小動物たち

②美術・工芸部門

他の地域と異なる歴史と風土の中で育まれた宮古の文化は、特色ある織物や焼き物等の美術工芸品を生み出してきた。美術工芸部門では、宮古島市指定文化財となっている「旧家所蔵品」を中心に宮古の人々が創作や使用、あるいは鑑賞してきた美術工芸品を紹介している。

扁 額 聯	宮古上布製作工程	焼 物
書(掛軸)	絵(掛軸)	焼物変遷コーナー
工 芸 品	絵 画	織 物

3 沖縄振興特別推進交付金事業を活用した取り組み

（１）デジタルコンテンツの整備

宮古島の歴史・文化・自然等の映像コンテンツを整備し、来館者へ情報をわかりやすく提供している。

①第一展示室

宮古の歴史と民俗を展示している。

島尻のパーントゥのレプリカの前にタッチパネル式端末を設置し、島尻のパーントゥと野原のパーントゥの映像を紹介している。御嶽コーナーでは、既存の押しボタン式のランプ点灯による御嶽の場所表示に加え、御嶽の写真や映像による紹介を追加し、よりわかりやすい情報提供を行っている。

②第二展示室

宮古の自然と風土を展示している。

「台風と地球温暖化について」のコーナーでは、宮古島の台風や地球温暖化の影響について映像とパネルで紹介している。地下水コーナーでは、地下水の活用の様子を分かりやすくジオラマで表現している。また、地下ダムのしくみも映像で見ることができる。「宮古上布と宮古の針突（ハジチ）」コーナーではタッチパネル式端末を設置し、上布の制作過程や針突（ハジチ）の図柄の解説などを映像で紹介している。

③ものしり博物館

宮古の総合的なコンテンツとして、「ものしり博物館」を設置している。

宮古島の民俗芸能、国指定、旧石器時代の遺跡、先史時代の遺跡、戦争遺跡、自然など85点の映像を大型モニターで見ることができる。バックパネルには東平安名崎や赤瓦屋根、石積みを描き宮古島の雰囲気表現している。

（２）収蔵品目録作成事業

調査研究や資料収集・展示・保存・教育の普及の基礎となる収蔵資料等の整理と目録作成は、博物館の課題とされてきた。

平成23年度の「旧家資料編」を皮切りに、順次、平成24年度に「自然資料編」、平成25年度に「歴史資料編」、平成27年度に「民俗資料編」と、収蔵品の目録収録の冊子を刊行した。

これら目録作成により、収蔵品を可視化することで、今後、研究活動や学習の場などで活用されることを目標とする。平成29年度は、「美術工芸資料編」の目録を刊行した。

4 令和3年度 事業計画

(1) 企画展 (*新型コロナウイルス感染状況により、変更する可能性あり。)

	内 容	期 間
第38回	「あなたの知らないサシバの世界」 サシバは、青森県以南に夏鳥として渡来し低山や丘陵地帯で繁殖し、寒露の頃、秋の渡りの際に大群で宮古諸島に立ち寄り羽を休めます。 かつて宮古では、サシバを捕獲し食糧やペットとして飼育され市場にも並ぶ貴重な換金動物であった。そのため、サシバが保護鳥に指定された後も密猟が相次ぎ、保護思想を地域住民に浸透させるのは至難の業であったが、行政や関係者の地道な努力が実を結び、現在、サシバの密猟はなくなった。 絶滅危惧Ⅱ類（VU）に分類されているサシバについて、その生態や宮古の人々とサシバの関わりなどとともに紹介し、市鳥であるサシバに親しむ機会とする。 【関連行事】 講話「サシバについて」 講 師：仲地 邦博 氏（宮古野鳥の会）	令和3年 9月～
第39回	「令和2年度新収蔵品展」 当博物館に寄贈及び寄託された資料を広く市民の皆様に周知することを目的とし、歴史、民俗、美術工芸、自然、視聴覚、図書資料を紹介することで、幅広い分野を学ぶ場とする。 また、当館に寄贈、寄託された皆様に感謝するとともに、今後の資料収集活動への協力を呼びかける機会とする。	令和4年2月

(2) 特別展示

	内 容	期 間
慰霊の日 関連平和 展	「特攻艇と宮古一知られざる特攻作戦一」 太平洋戦争中、宮古に配備されていた特攻艇部隊に焦点をあて、部隊の配備された経緯や特攻艇が格納された秘匿壕などの紹介をとおして、宮古における戦争について学ぶ機会とする。 【関連行事】 「特攻艇秘匿壕巡り」 講 師：久貝 弥嗣 氏（宮古島市教育委員会生涯学習振興課 職員）	令和3年5月28 日(金)～6月27 日(日) コロナの影響 により次年度 へ延期

(3) ミニ展示

	内 容	期 間
1	「宮原昌茂展」 宮原昌茂(1899～2006)は、宮古出身者で初めて本格的に西洋画を学んだ画家で、教鞭をとる傍ら創作を続け、戦中には宮古で初となる個展を開いた人物である。生活の拠点を京都に移してから宮古を訪れては、絵画や新聞投稿を通じて失われていく文化財の保護を訴えつづけた。 当館には宮原昌茂の油彩画41点、パステル画10点のほか2次資料が収蔵されているが、令和元年8月31日に新たに宮原昌茂の絵画が寄贈された。これは署名などから、京都在住の期間に描かれたと推測されるもので、宮原昌茂らしい作風の油彩画である。本資料の公開にあわせて、当館所蔵の宮原昌茂作品を展示し、広く市民が芸術に触れる機会とする。	令和3年11月

(4) 子ども博物館 (*回数・日程ともに新型コロナウイルス感染状況により変更の可能性あり。)

回 数	内 容	日 時	講 師
第1回	「開講式」、「綾道めぐり～平良地区」	5月(日) 9:00～12:00	久貝 春陽 (市生涯学習振興課職員)
	綾道をめぐり、史跡や遺跡を見学することで宮古の歴史を学ぶ機会とする。		
第2回	「宮古の古謡」	6月(日) 9:00～13:00	與那城 美和 氏
	宮古の古謡を知り、実演を聴くことで宮古の文化を学ぶ。		
第3回	「科学を楽しもう！」テーマ：電気	9月(日) 9:00～12:00	亀山 明子 氏 (元博物館嘱託職員、 元中学校理科教諭)
	科学実験をとおし、身近な科学を学ぶ。		
第4回	「沖縄電力見学」	9月下旬(日) 9:00～13:00	(株)沖縄電力職員
	第3回講座「科学を楽しもう！」のテーマである「電気」について、実際に電気ができる仕組みや、送電される仕組みを学ぶ。		
第5回	「野草の観察会と野草マップ作り」	11月(日) 9:00～13:00	川上 勲 氏 (元高等学校教諭)
	大野山林でみられる食べられる野草を観察し、野草マップを作成することで宮古の自然を学ぶ。		
第6回	「博物館を描く」、「閉講式」	2月(日) 9:00～13:00	調整中
	市指定文化財「仲宗根豊見親の墓」をモデルにしている博物館の外観を描くことで、美術に対する理解を深める。		

(5) 博物館講座 (*回数・日程ともに新型コロナウイルス感染状況により変更の可能性あり。)

回 数	内 容	日 時	講 師
第21回	講演会「わらざんについて(仮称)」	令和3年	佐々木健志氏(琉球大学博物館(風樹館)学芸員)
第22回	講演会「宮古の古謡講座(仮称)」	令和3年 秋～冬頃	與那城 美和 氏

5 令和2年度 事業実績

(1) 企画展

	内 容	期 間
第37回 企画展	「平成31・令和元年度 新収蔵品展」	令和3年3月5日 (金)～3月28日 (日)
	平成31・令和元年度に当博物館に寄贈及び寄託された資料を広く市民の皆様に周知させることを目的とし、これらの歴史、民俗、美術工芸、自然、視聴覚、図書資料を分類して紹介することで、幅広い分野を学ぶ場とする。 また、当博物館に寄贈、寄託された皆様に感謝するとともに、今後の資料収集活動への協力を呼びかける機会とする。 入館者数：642人	

(2) 特別展示

	内 容	期 間
慰霊の日 関連平和 展	「記憶が生んだ表現」	令和2年6月12日 (金)～6月30日 (日)
	令和2年度は太平洋戦争が終結して75年を迎える。現在、戦争体験者の減少とともに戦争の記憶が風化されつつある状況である。 本展示では、慰霊の日にあわせ、平成27年度に開催した慰霊の日特別展示「戦後70年 残されたモノ ～記憶・記録・モノ・遺跡～」を再編成し、過去の戦争を知り考える機会とする。 なお、当初予定していた平和展「特攻艇と宮古（仮）」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため次年度に延期とする。 入館者数：208人	

(3) ミニ展示

	内 容	期 間
1	「梅津茂雄氏収集宮古上布展」	令和2年7月17日 (金)～7月26日 (日)
	令和2年4月11日、埼玉県在住の梅津陽子氏より当館に宮古上布15点（反物1点、着物15点）、着物1点の寄贈があった。 当該資料は、寄贈者の夫である、故梅津茂雄氏が生前収集されていたもので、宮古を代表する宮古上布の制作者のひとりである下地恵康氏の作品や、糸が緻密で織り密度が高く最上級の宮古上布であるとの評価を得た作品も含まれている。 これらを一堂に展示し公開することで、宮古上布について理解を深める機会とする。 入館者数：285人	

(4) その他展示会

	内 容	期 間
事業目的	沖縄県立博物館・美術館主催 琉球王国文化遺産集積・再興事業 巡回展「手わざー琉球王国の文化ー」	令和2年11月8日 (日)～11月22日 (日)
	琉球王国時代から継承されてきた有形無形の文化遺産は、近代化や先の大戦などによりその多くを失ってきた。「琉球王国文化遺産集積・再興事業」は、残された文化遺産から得られる学術的知見や科学分析等の情報を集積するとともに、王国時代にあった八つの手わざ（絵画、木彫、石彫、染織、漆芸、陶芸、金工、三線）を現代の手わざで復元し、世界にほこる沖縄の手わざの力をモノを通して内外に発信し、琉球王国文化をブランドとした文化観光拠点として沖縄をアピールすることを目的とする。 平成27年度より実施設計を行い、平成28年度より65件の模造復元製作を行っており、令和元年度以降は、模造復元品と制作時に得た知見を通して王国時代のものづくりの様相と文化を紹介する展覧会等を開催する。 入館者数：1,052人	

(5) 子ども博物館 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できず。

(6) 博物館講座 新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できず。

4節 文化ホール

1 設置目的

市民の舞台芸術活動の振興拠点として、市民文化の創造に寄与するとともに、文化的な側面から市民生活の向上に繋げる。

2 施設の概要

所在地：〒906-0013 宮古島市平良字下里108-12

①延床面積	4,354.61㎡	892席	⑤舞 台	三菱重工メカトロシステムズ
②客 席	固定席	747席	間 口	18m
	移動席	133席	奥 行	14m
	(うち障害者車椅子席 25席)		高 さ	8m
	背たおれ席	12席	床面材質	桧集成材
	親子観覧室	8㎡×2室	パ ト ン	8本
③楽 屋	楽 屋 1 (洋室)	59.00㎡	反響板	有り
	楽 屋 2 (和室)	71.05㎡	緞帳	速度調整可
	楽 屋 3 (個室)	18.74㎡	⑥照 明	調光設備 松村電機製作所
④ホワイエ(ロビー)	347.91㎡		⑦音 響	音響設備 TOAエンジニアリング

3 施設の開館日及び開館時間

(1) 開館日

火曜日から日曜日（ただし、祝日法による休日、年末年始及び慰霊の日は除く）

(2) 開館時間

午前9時から午後10時まで（催物のない場合は、午前9時から午後5時まで）

4 施策の推進体制

宮古島市文化ホール運営委員会

委員の職務（文化ホール運営委員会規則第2条）

- (1) 宮古島市文化ホール（以下「文化ホール」という。）の運営基本計画に関すること。
- (2) 文化ホールの自主事業に関すること。
- (3) 文化ホールの利用普及に関すること。
- (4) その他教育長が必要と認めること。

5 自主文化事業

(1) 事業の基本理念

宮古島市文化ホールは“音楽もできる劇場型多目的ホール”という位置づけがされている。地域独自の風土の中で育まれた文化の育成と、質の高い芸術文化活動を鑑賞し、経験することで、新たな文化と伝統文化の融合・発展を先導するための文化拠点とする。

(2) 事業の内容

- ①鑑賞事業 市民に質の高い舞台芸術を鑑賞する機会を提供する。
- ②文化育成事業 市民の自主的な文化創造活動を支援する。
- ③文化交流事業 市民の芸術文化活動と他地域の芸術文化活動の交流促進を図る。

6 令和3年度事業計画

4月	通常業務（貸館）	
5月	通常業務（貸館）	
6月	通常業務（貸館）	
7月	通常業務（貸館）	
8月	通常業務（貸館）	※ 新型コロナウイルス感染症の状況により、年度と通じ、臨時休館、開館時間の制限等の対応措置が想定されます。
9月	通常業務（貸館）	
10月	通常業務（貸館）	
11月	通常業務（貸館）	
12月	通常業務（貸館）	
1月	通常業務（貸館）	
2月	第6回マティダお笑い劇場	
3月	通常業務（貸館）	

7 令和2年度 事業実績

	事業内容
1	劇団かなやらび支援事業 劇団かなやらびは、宮古島市内の子どもたちの表現力・創造力の向上を目指して、平成24年から活動を続けています。宮古島市文化ホールは、宮古島を舞台とするオリジナル劇の創作、そして鑑賞することとおし、地域文化の向上と地域の誇りの伝承を目的に、その活動を支援しています。令和2年度は「ニーリの花」を公演予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったものの、団員の家族のみを招待し、「通し稽古」という形で、成果を披露しました。 

	事業内容
2	「マティダストリートダンス5」 「2020サマーダンスキャンプin宮古島」 「生きる力」を育むことを目的に、学習指導要領に取り入れられている現代的なリズムのダンス(ストリートダンス)をとおして、学生による新しい地域文化の創造、仲間との共感を育むことを目的に、ダンスの公演等の取り組みを行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から中止としました。
3	宮古島市芸術文化支援事業 リフレッシュや疲労回復などを意味する方言「ブガリノース」をテーマに、宮古方言等の伝統文化の継承と新たな地域文化の創造、[笑い]の舞台を提供することで市民の明日への活力につなげることを目的に、平成27年度より「マティダお笑い劇場」を開催する実行委員会を支援しています。令和2年度の公演が令和3年2月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に伴い沖縄県への緊急事態宣言の発出を受け、令和元年度に引き続き中止となりました。

8 令和2年度利用状況

① 月間稼働率

	稼働可能日	稼働実日	稼働率(%)
4月	21	0	0.0
5月	20	0	0.0
6月	20	1	5.0
7月	20	4	20.0
8月	6	0	0.0
9月	13	1	7.7
10月	23	2	8.7
11月	16	11	68.8
12月	17	13	76.5
1月	16	6	37.5
2月	0	0	0.0
3月	21	11	52.4
合計	193	49	25.4

② 目的別利用状況

催し物の種別	回数	比率(%)
音楽	6	33.3
演劇	1	5.6
舞踊	3	16.7
伝統芸能	2	11.1
演芸	0	0.0
総合	5	27.8
上記以外の文化芸術系公演	0	0.0
文化芸術系以外の講演等	1	5.6
合 計	18	100.0

③ 入場者数月間稼働率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	1,570	2,830	800	600	0
5月	4,710	4,230	2,900	2,060	0
6月	2,770	5,630	4,832	3,850	400
7月	1,610	4,490	3,700	2,810	0
8月	2,180	1,450	1,700	3,200	0
9月	2,930	700	3,360	900	0
10月	8,170	5,590	3,850	3,600	100
11月	5,930	4,350	5,910	7,600	1,100
12月	5,170	2,240	6,472	5,900	1,720
1月	5,020	2,760	1,360	3,930	350
2月	2,580	2,295	2,630	3,800	0
3月	3,260	5,794	4,568	1,450	500
合計	45,900	42,359	42,082	39,700	4,170

6 章
スポーツ振興
～生涯スポーツの充実～

6章 スポーツ振興 ～生涯スポーツの充実～

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

社会環境は、高度情報化社会の到来により人々の生活に利便性をもたらしている反面、日常生活においては体を動かす機会の減少により、体力や運動能力の低下、人間関係の希薄化、ストレスの増大など心身両面に渡る健康上の諸問題が顕著化してきている。

このような中、人々が健康で明るく豊かな生活を形成するために、スポーツの果たす役割は重要であり、宮古島市においても国や県、スポーツ団体と連携・協働することにより新しい時代にふさわしいスポーツの振興を図ることとする。

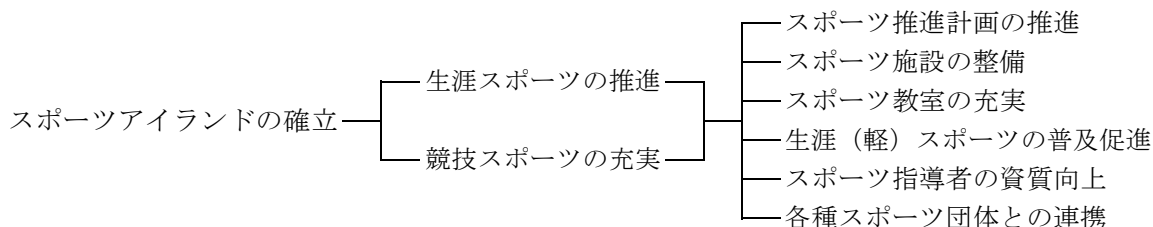
(2) 現状と課題

昨年より新型コロナウイルス感染拡大を受け、急激なライフスタイルの変化求められる中で、健康に対する意識や生活様式への関心が高まりを見せております。

このような中、各体育施設の閉鎖期間が長期化するにおいて、宮古島市では、生涯スポーツや競技スポーツの維持・拡大を推進していく上でも、スポーツ施設の充実と有効活用、指導者の育成強化、サークル活動の育成など、多くの市民がスポーツを安心安全に楽しめる新たな環境整備をより検討していかなければならない。

2 社会体育における重点施策

(1) 施策の体系



(2) 施策の内容

- ①宮古島市におけるスポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- ②各種キャンプの誘致ができる施設整備の充実と既存施設の整備促進を図る。
- ③市民の体力の向上と健康の保持増進のためスポーツ教室の充実を図る。
- ④子供から高齢者まで楽しむことができる生涯（軽）スポーツを促進する。
- ⑤各競技の指導者育成の充実とその活用を図る。
- ⑥民間活力を活かしたスポーツ振興を図る観点から、体育施設の指定管理者制度を導入した。

(3) 重点事業の内容と目標

①宮古島市スポーツ推進計画の推進

宮古島市スポーツ推進計画に基づき、本市の特徴である地理的・自然的条件とスポーツ資源を有効に活かし「スポーツアイランドの推進」と「生涯スポーツの充実」「競技スポーツの充実」を目指す。

②スポーツ施設の維持管理

- ア 市民球場の整備（グラウンド・ブルペン等環境の整備、芝生の改善）
- イ 多目的屋内運動場の整備（雨漏り修繕）
- ウ 既存施設の環境整備作業及び修繕

③各種スポーツ教室の充実

各種スポーツ教室を実施し、体力づくりと健康の保持増進に努める

④各種イベントの実施とキャンプの受入れ

- ア スポーツマネジメントプランに基づきスポーツトレーニングに親しめる環境の整備
- イ スポーツ合宿・キャンプの受入れやイベント実施のための施設整備

⑤体育施設の指定管理

各施設の特性に応じた指定管理者制度の計画的な導入を行った。

3 令和3年度事業計画

新型コロナウイルス感染症のため、事業計画を策定しておりません。

4 施策の推進体制

(1) スポーツ推進審議会委員

①審議会の設置

スポーツ基本法第31条「都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。」に基づき、本市においても、スポーツ推進審議会条例により設置している。

②委員定数・任期

審議会の委員定数は5人で教育委員会が委嘱し任期は2年となっている。

(2) スポーツ推進委員

①委員定数・任期

推進委員の定数は20人で教育長が委嘱し任期は2年となっている。

②推進委員の職務

- ア 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行う。
- イ 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図る。
- ウ 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力する。
- エ スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事に関し、求めに応じ協力する。
- オ 住民一般に対しスポーツについての理解を深める。
- カ 住民のスポーツ振興のための指導助言を行う。

5 令和2年度 事業実績

月	教室及び大会講習会	対 象	場 所	協力者等
3月	令和2年度体育施設年間利用計画調整会議	各スポーツ団体等	総合体育館 会議室	

※その他については、新型コロナウイルス感染症により中止

6 体育施設の概要

施 設 名	総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	施 設 の 概 要
宮古島市陸上競技場	31,665.00	19,239.00	第三種公認 夜間照明(付帯施設、マラソンコース)
宮古島市総合体育館	10,795.71	4,100.00	バレーボール(3面) バスケットボール(2面) バドミントン(8面) ハンドボール(2面) 小体育室(80㎡) 小トレーニング室(80㎡) 会議室(30.25㎡) その他
宮古島市民球場	23,180.00	19,713.00	硬式、軟式、管理棟、その他
多目的屋内運動場	23,114.00	11,300.00	小運動場(3,600㎡) ブルペン(560㎡) 運動広場(7,140㎡)
城辺陸上競技場	22,000.00	16,944.00	400mトラック
城辺トレーニングセンター	1,579.00	1,300.00	バレーコート(2面) バスケットコート(1面) バドミントン(4面)
上野陸上競技場	38,599.00	19,420.00	400mトラック 夜間照明(安全灯)

施 設 名	総面積 (㎡)	競技面積 (㎡)	施 設 の 概 要
上野体育館	3,333.00	1,554.00	バレーボール(2面) バスケットボール(2面) テニス(2面) ハンドボール(1面) バドミントン(4面)
下地陸上競技場	21,607.00		400mトラック 夜間照明
下地体育館	1,629.00	996.04	バレーボール(2面) バスケットボール(2面) テニス(1面) バドミントン(4面) ウエイトトレーニング室(36㎡)
下地野球場	16,300.00	16,000	硬式、軟式

資料編【各種委員等】

1. 各種委員名簿

(1) 宮古島市社会教育委員

任期：令和2年5月1日～令和4年3月31日

氏 名	構 成	備 考
渡久山 春吉	学 識 経 験 者	元高校事務長
與那嶺 敏之	社会教育関係	社会教育関係団体
川 満 好 信	社会教育関係	社会教育関係団体
島 尻 郁 子	家庭教育関係	社会教育関係団体
饒平名 和枝	家庭教育関係	元学校長
高 良 雅 一	学 識 経 験 者	社会教育関係団体
仲 間 勝 行	社 会 教 育 係	社会教育関係団体
池 間 恵 美	家庭教育関係	社会教育関係団体
下 地 操	学校教育関係	上野小学校長
濱 川 成 共	学校教育関係	下地中学校長

(2) 宮古島市放課後子ども教室推進事業及び地域学校協働本部推進事業運営委員会委員

任期：令和3年4月19日～令和4年3月31日

氏 名	構 成
仲 間 勝 行	宮古島市社会教育委員
砂 川 修	南小学校長
与那覇 正典	宮古教育事務所 社会教育主事
新城 美津枝	宮古島市地域学校協働本部コーディネーター
池 田 結 子	宮古島市地域学校協働本部コーディネーター
上 里 栄 子	北小学校教室教育活動推進員
川満 かおり	南小学校教室教育活動推進員
砂川 利賀子	西辺小学校教室教育活動推進員
佐 渡 山 誠	狩俣小学校教室教育活動推進員
漢 那 景 子	伊良部島小学校教室教育活動推進員
砂 川 身 和	平一小学校教室教育活動推進委員

(3) 宮古島市文化財保護審議会委員

任期：令和2年5月1日～令和4年3月31日

氏 名	構 成	住 所	備 考
下 地 和 宏	宮古郷土史研究会会長	宮古島市平良	考古
○佐 藤 宣 子	宮古島市史編さん室嘱託職員	宮古島市平良	植物
◎金 城 透	沖縄県立宮古高校校長	宮古島市城辺	考古

氏 名	構 成	住 所	備 考
島 田 剛	修士（水産学） 宮古島市水産課・海業センター主任技師	宮古島市平良	海洋
仲 地 邦 博	宮古野鳥の会会長	宮古島市平良	野鳥の専門
我 那 覇 念	元沖縄県立浦添高等学校校長	浦添市経塚	歴史
仲 間 明 典	元市議会議員 元伊良部町企画室長	宮古島市伊良部	郷土史

◎会長 ○副会長

（４）宮古島市史編さん委員

任期：令和２年６月１日～令和４年３月３１日

氏 名	構 成	住 所	備 考
下 地 和 宏	宮古郷土史研究会会長	宮古島市平良	祭祀編小委員会
上 原 孝 三	沖縄尚学高等学校教諭	那覇市小禄	祭祀編小委員会
砂 川 博 秋	宮古野鳥の会副会長	宮古島市平良	自然編小委員会
下 地 利 幸	元宮古島市教育委員会文化振興課長	宮古島市平良	祭祀編小委員会
平 良 勝 保	沖縄大学非常勤講師	那覇市首里	祭祀編・自然小委員
豊見山 和行	琉球大学教育学部教授	浦添市前田	祭祀編・自然小委員
長 濱 幸 男	元宮古島市教育委員会教育部長	宮古島市平良	祭祀編小委員会
川 満 好 信	元宮古島市上下水道部長	宮古島市下地	祭祀編小委員会
當 山 昌 直	沖縄県資料編集室 沖縄生物学会員	那覇市銘苅	自然編小委員会
仲 地 邦 博	宮古野鳥の会会長	宮古島市平良	自然編小委員会
久 貝 勝 盛	宮古野鳥の会顧問	宮古島市平良	自然編小委員会
島 尻 澤 一	元県立高等学校教諭	宜野湾市新城	祭祀編小委員会
城 間 恒 宏	沖縄県教育庁文化財課資料編集班	浦添市宮城	自然編小委員会
渡 久 山 章	琉球大学名誉教授	那覇市首里石嶺	自然編小委員会
下 地 博 盛	元宮古島市議会議員	宮古島市城辺	祭祀編小委員会

（５）宮古島市スポーツ推進委員

任期：令和２年４月１日～令和４年３月３１日

氏 名	職 業	専 門
上 地 堅 司	会社員	バレーボール
友 利 玄 三	公務員	水泳
砂 川 さとみ	事務職	陸上競技
佐久本 茂樹	無職	バレーボール
川 満 めぐみ	教員	バレーボール
豊見山 春美	会社員	バドミントン

氏 名	職 業	専 門
上 地 智 美	会社員	ソフトテニス
盛 島 優 季	事務員	ドッジボール
前 泊 里 奈	主婦	軽スポーツ
前 泊 清	無職	バレーボール
上 地 栄 作	会社員	軽スポーツ
本 永 健 一	事務員	軽スポーツ
仲 宗 根 均	無職	ソフトテニス

(6) 宮古島市スポーツ推進審議会委員

任期：令和2年8月1日～令和4年3月31日

氏 名	所 在	備 考
砂 川 恵 助	宮古島市平良	宮古島市スポーツ協会会長
友 利 和 広	宮古島市平良	宮古地区中学校体育連盟会長
大 山 正 吾	宮古島市平良	宮古地区高等学校体育連盟会長
洲 鎌 菜保子	宮古島市下地	下地総合スポーツクラブ理事長
下 地 晃	宮古島市城辺	城辺中央クリニック院長

(7) 宮古島市公民館運営審議会委員

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

氏 名	所 在	委 員 区 分
◎中 村 雅 弘	宮古島市伊良部	社会教育関係者
○川 満 好 信	宮古島市下地	社会教育関係者
下 地 昭五郎	宮古島市平良	学識経験者
与那嶺 敏之	宮古島市平良	社会教育関係者
与那城 美和	宮古島市平良	社会教育関係者
上 地 真理子	宮古島市下地	家庭教育関係者
垣 花 泰 克	宮古島市伊良部	学識経験者
本 永 安 子	宮古島市平良	社会教育関係者
喜屋武 則吉	宮古島市城辺	学識経験者
垣 花 徳 亮	宮古島市上野	学識経験者

(8) 宮古島市総合博物館協議会委員

任期：令和2年8月14日～令和4年5月31日

区 分	分 野	委員名	備 考
学 識 経 験 者	考 古	◎下地 和宏	宮古島市史編さん委員長
	自 然	仲地 邦博	宮古野鳥の会会長 宮古島市史編さん委員会委員
	美 術	與那嶺 一子	沖縄県立博物館・美術館主任学芸員
	民 俗	小 禄 裕子	元宮古島市総合博物館学芸員
	民 俗	○稲福 政斉	沖縄国際大学非常勤講師 沖縄大学非常勤講師
	工 芸	新里 玲子	宮古上布保持団体代表
学 校 教 育		砂川 靖夫	宮古島市立北小学校校長
		比嘉 豊樹	宮古島市立西城中学校（校長会会長）
社 会 教 育		饒平名 和枝	宮古島市文化協会会長
	植 物	佐藤 宣子	宮古島市文化財保護審議委員会委員

◎会長 ○副会長

(9) 宮古島市文化ホール運営委員会委員

任期：令和3年9月28日～令和5年3月31日

委員名	所 在	備 考
前里 昌吾	宮古島市平良	宮古島創作芸能団んきやーんじゅく 主宰
平山 茂治	宮古島市平良	(一社) 宮古島観光協会 専務理事
松谷 初美	宮古島市平良	(一社) 宮古島市文化協会 事務局長
池間 美代子	宮古島市平良	琉球舞踊家
仲宗根 優	宮古島市平良	自営業
宮国 貴子	宮古島市平良	みやこ少年少女合唱団 団長
佐渡山 武士	宮古島市平良	クイチャーファエスティバル実行委員長

(10) 宮古島市立図書館協議会委員

職 名	氏 名	委 員 区 分	
委 員	上地 栄作	学識経験	元生涯学習部長
委 員	饒平名 和枝	学識経験	元学校教諭
委 員	島尻 郁子	社会教育	沖縄県社会教育委員
委 員	砂川 美恵子	社会教育	保育園長
委 員	瑞慶覧 愛実	学校教育	学校図書館司書
委 員	勝連 真由美	社会教育	読み聞かせボランティア
委 員	与那覇 周作	学校教育	学校教育課長
委 員	松谷 初美	社会教育	社会教育団体

職 名	氏 名	委 員 区 分	
委 員	謝 敷 勝 美	学校教育	中学校教諭
委 員	仲 間 明 典	学識経験	元市議会議員

2. 社会教育団体等名簿

(1) 宮古島市子ども会育成連絡協議会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：75-3004（FAX兼用）

① 令和3年度宮古島市子ども会育成連絡協議会役員

役 職	氏 名	備 考
会 長	奈良 俊一郎	
副会長	狩 俣 勝 成	
副会長	石 原 順 子	
役 員	砂 川 勝 美	下地地区
役 員	下 地 菜緒美	下地地区
役 員	下 地 漁 子	伊良部地区
役 員	平 良 和 彦	城辺地区
役 員	下 地 克 美	平良地区
役 員	野 田 健 二	上野地区
監 事	奥 濱 実	
監 事	砂 川 肇	
事務局	友 利 初 美	

(2) 宮古地区婦人連合会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：73-0255（FAX兼用）

① 令和3年度宮古地区婦人連合会役員

役 職	氏 名	地 区
会 長	島 尻 清 子	平良地区
副会長	本 永 安 子	平良地区
副会長	砂 川 恵 子	上野地区
副会長	下 地 菊 江	平良地区
副会長	砂 川 美紀子	城辺地区
理 事	佐和田 貴美子	伊良部地区
理 事	渡真利 幸子	上野地区
理 事	上 地 真理子	下地地区
監 事	佐渡山 利子	城辺地区
監 事	渡真利 侑子	上野地区

(3) 宮古地区PTA連合会

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：75-3655（FAX兼用）

① 令和3年度宮古地区PTA連合会役員

	役 職	氏 名	出身単P
1	会長	上 地 庸 一	下地小学校
2	副会長	與 那 覇 齊	城東中学校
3	副会長	川 満 かおり	平良中学校
4	副会長	嵩 原 明 美	伊良部島中学校
5	副会長	与 那 覇 淳	校長会
6	総務委員長	上 原 強 史	北中学校
7	文化委員長	根 間 悟	鏡原中学校
8	広報委員長	砂 川 葉 子	下地中学校
9	保健体育委員長	砂 川 昌 也	砂川小学校
10	健全育成委員長	砂 川 直 喜	狩俣中学校
11	家庭教育委員長	伊良波 文代	北中学校
12	監事	佐 和 田 功	
13	監事	宮 國 幸 夫	平良中学校
14	事務局長	源 河 雅 人	北中学校

(4) 宮古島市青少年育成市民会議

所在地：〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根 807 番地（未来創造センター内）

電 話：75-3004（FAX兼用）

① 令和3年度宮古島市青少年育成市民会議役員

役 職	氏 名	備 考
顧 問	楚 南 幸 哉	宮古島市教育委員会
顧 問	湧 川 博 昭	宮古島市教育委員会
顧 問	砂 川 栄	
顧 問	與那嶺 敏之	
顧 問	川 満 好 信	
顧 問	島 袋 正 彦	
会 長	奈良 俊一郎	宮古島市子ども会育成連絡協議会長
副会長	上 地 庸 一	宮古地区PTA連合会長
副会長	親 泊 ゆかり	宮古地区県立学校PTA連合会長
副会長	上 里 由利子	宮古地区婦人連合会副会長
監 事	川 満 啓 徹	狩俣中PTA会長
監 事	渡久山 研吾	伊良部島中PTA会長
事務局	友 利 初 美	

3. 歴代教育委員

◎教育委員長 ◇委員長職務代理者（H28.4.1～教育長職務代理者）

氏 名	期 間
狩 俣 廣 一	◎ 平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
砂 川 恵 良	◇ 平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
洲 鎌 勝 彦	平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
前 泊 直 喜	平成 17 年 10 月 1 日 ～ 平成 17 年 12 月 4 日（暫定教育委員）
	平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日（任期満了）
濱 川 隆	◎ 平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 20 年 12 月 4 日
	◎ 平成 20 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日（任期満了）
新 里 玲 子	◇ 平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	◎ 平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 20 年 12 月 4 日（任期満了）
羽 地 芳 子	平成 17 年 12 月 5 日 ～ 平成 18 年 12 月 4 日
	◇ 平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 19 年 12 月 4 日
	平成 19 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日（任期満了）
池 間 照 夫	平成 18 年 12 月 5 日 ～ 平成 19 年 12 月 4 日
	◇ 平成 19 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日
	平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日（任期満了）
下 地 由 子	平成 20 年 12 月 5 日 ～ 平成 21 年 12 月 4 日
	◎ 平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日
	平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 24 年 12 月 4 日（任期満了）
池 村 直 記	◇ 平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 23 年 10 月 27 日（辞職）
宮 國 博	平成 21 年 12 月 5 日 ～ 平成 22 年 12 月 4 日
	◎ 平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 25 年 12 月 4 日
	◎ 平成 25 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日（再任）(教育長へ)
佐和田 貴美子	平成 22 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日
	◇ 平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 26 年 12 月 4 日
	◇ 平成 26 年 12 月 5 日 ～ 平成 28 年 2 月 24 日（再任）
	◎ 平成 28 年 2 月 25 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日
	◇ 平成 28 年 4 月 7 日 ～ 平成 30 年 12 月 4 日（任期満了）
佐 平 博 昭	◇ 平成 23 年 11 月 30 日 ～ 平成 25 年 12 月 4 日
	◇ 平成 25 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 2 月 28 日（再任）
	◎ 平成 26 年 3 月 1 日 ～ 平成 28 年 2 月 24 日
	平成 28 年 2 月 25 日 ～ 平成 28 年 3 月 2 日（辞職）
下 地 信 輔	平成 24 年 12 月 5 日 ～ 平成 26 年 3 月 7 日（辞職）
佐和田 勝 彦	平成 26 年 3 月 20 日 ～ 平成 28 年 12 月 4 日（任期満了）

氏 名	期 間
野 原 敏 之	平 成 26 年 3 月 20 日 ～ 平 成 27 年 12 月 4 日
	平 成 27 年 12 月 5 日 ～ 平 成 28 年 2 月 24 日 (再任)
	◇ 平 成 28 年 2 月 25 日 ～ 平 成 28 年 3 月 31 日
	平 成 28 年 4 月 1 日 ～ 平 成 30 年 12 月 4 日
	◇ 平 成 30 年 12 月 5 日 ～ 令 和 1 年 12 月 4 日 (任期満了)
池 間 雅 昭	平 成 28 年 3 月 31 日 ～ 平 成 29 年 12 月 4 日
	平 成 29 年 12 月 5 日 ～ 令 和 2 年 3 月 31 日 (再任)(辞職)
中 尾 忠 作	平 成 28 年 12 月 5 日 ～ 令 和 1 年 12 月 25 日
	◇ 令 和 1 年 12 月 26 日 ～ 令 和 2 年 12 月 4 日 (再任)
	◇ 令 和 2 年 12 月 4 日 ～ 令 和 6 年 12 月 4 日 (再任)
渡久山 ひろみ	平 成 30 年 12 月 5 日 ～ 令 和 4 年 12 月 4 日
下 地 一 美	令 和 1 年 12 月 24 日 ～ 令 和 5 年 12 月 23 日
新 城 久 恵	令 和 2 年 6 月 29 日 ～ 令 和 3 年 12 月 4 日

4. 歴代教育長

氏 名	期 間
久 貝 勝 盛	平 成 17 年 10 月 1 日 ～ 平 成 17 年 12 月 4 日 (暫定教育委員)
	平 成 17 年 12 月 5 日 ～ 平 成 19 年 12 月 4 日 (任期満了)
下 地 恵 吉	平 成 19 年 12 月 5 日 ～ 平 成 22 年 2 月 28 日 (辞職)
川 上 哲 也	平 成 22 年 3 月 2 日 ～ 平 成 23 年 12 月 4 日 (任期満了)
川 満 弘 志	平 成 23 年 12 月 5 日 ～ 平 成 26 年 2 月 28 日 (辞職)
宮 國 博	平 成 26 年 3 月 1 日 ～ 平 成 28 年 3 月 31 日
	平 成 28 年 4 月 1 日 ～ 平 成 31 年 3 月 31 日 (新制度移行)
	平 成 31 年 4 月 1 日 ～ 令 和 3 年 1 月 24 日 (再任)(辞職)
大 城 裕 子	令 和 3 年 2 月 12 日 ～ 令 和 4 年 3 月 31 日

資料編 【学校・教育機関】

1. 令和3年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師配置一覧

(1) 小学校

2021年4月1日～2022年3月31日

学校名	科目	氏名	勤務先	学校名	科目	氏名	勤務先	学校名	科目	氏名	勤務先
平良第一小学校	内科医	宮城 博子	みやぎM s , クリニック	久松小学校	内科医	安谷屋 正明	自宅会員	西城小学校	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック
	内科医	安谷屋 正明	自宅会員		歯科医	吉田 司	あだん歯科クリニック		歯科医	岡村 英人	岡村歯科医院
	歯科医	平良 和枝	K A Z Uデンタルクリニック		薬剤師	鈴木 美佐	宮古島徳州会病院		薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院
	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス	鏡原小学校	内科医	中村 献	中村胃腸科内科	城辺小学校	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック
	薬剤師	前里 由紀子	コジャ薬局 市場前店		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院		歯科医	平良 博也	たいら歯科クリニック
北小学校	内科医	岸本 邦弘	きしもと内科医院		薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院		薬剤師	上里 雅江	くがに薬局
	歯科医	小禄 清美	おろく 歯科	西辺小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科	福嶺小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
	薬剤師	鈴木 美佐	宮古島徳州会病院		歯科医	下地 盛叶	かのう 歯科医院		歯科医	下地 森夫	もりお歯科
南小学校	内科医	砂川 明雄	おおはらクリニック		薬剤師	大槻 広明	琉薬		薬剤師	上里 雅江	くがに薬局
	内科医	安谷屋 正明	自宅会員	狩俣小学校	内科医	中村 献	中村胃腸科内科	砂川小学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
	歯科医	羽地 都映	羽地歯科口腔外科医院		歯科医	岡村 英人	岡村歯科医院		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院
	歯科医	大城 智	佐良浜歯科医院		薬剤師	平良 由紀子	病院前薬局		薬剤師	平良 由紀子	病院前薬局
	薬剤師	古澤 孝太	宮古島徳洲会病院	池間小中学校	内科医	下地 輝子	下地眼科医院	下地小学校	内科医	打出 啓二	下地診療所
東小学校	内科医	池村 幸	いけむら小児科		歯科医	羽地 都映	羽地歯科口腔外科医院		歯科医	波平 真樹	下地中央歯科医院
	歯科医	小禄 清美	おろく 歯科		薬剤師	山崎 今日太	ミント薬局腰原店		薬剤師	下地 厚子	むつみ薬局
	歯科医	平良 博也	たいら歯科クリニック	伊良部島小中学校	内科医	安谷屋 正明	自宅会員	上野小学校	内科医	宮里 不二雄	自宅会員
	薬剤師	上川畑 剛	病院前薬局		歯科医	波平 篤樹	伊良部中央歯科医院		歯科医	方 肇靖	永和歯科医院
					薬剤師	小松 沙織	上地薬局 よこだけ店		薬剤師	前里 由紀子	コジャ薬局 市場前店

※幼稚園は小学校と兼務する

(2) 中学校

2021年4月1日～2022年3月31日

学校名	科目	校医名	医療機関名称
平良中学校	内科医	奥平 忠寛	奥平産婦人科医院
	内科医	泰川 恵吾	ドクターゴン診療所
	歯科医	真喜屋 建	サンデンタルクリニック
	歯科医	我如古 充	がねこ歯科クリニック
	薬剤師	古澤 孝太	宮古島徳洲会病院
北中学校	内科医	竹井 太	うむやすみゃあす・ん診療所
	内科医	宮里 不二雄	自宅会員
	歯科医	松原 正明	松原歯科医院
	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス
	薬剤師	大槻 広明	琉薬
久松中学校	内科医	稲村 達哉	稲村耳鼻咽喉科
	歯科医	岡村 英人	岡村歯科医院
	薬剤師	鈴木 美佐	宮古島徳州会病院
鏡原中学校	内科医	岸本 邦弘	きしもと内科医院
	歯科医	本永 昌代	宮古島デンタルオフィス
	薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院

学校名	科目	校医名	医療機関名称
西辺中学校	内科医	池村 栄作	いけむら外科
	歯科医	真喜屋 建	サンデンタルクリニック
	薬剤師	大槻 広明	琉薬
狩俣中学校	内科医	中村 献	中村胃腸科内科
	歯科医	我如古 充	がねこ歯科クリニック
	薬剤師	平良 由紀子	病院前薬局
城東中学校	内科医	下地 晃	城辺中央クリニック
	歯科医	砂川 貴	すながわ歯科クリニック
	薬剤師	砂川 裕美子	宮古島リハビリ温泉病院
下地中学校	内科医	打出 啓二	下地診療所
	歯科医	波平 真樹	下地中央歯科医院
	薬剤師	下地 厚子	むつみ薬局
上野中学校	内科医	宮里 不二雄	自宅会員
	歯科医	松原 正明	松原歯科医院
	薬剤師	前里 由紀子	コジャ薬局 市場前店

2. 令和3年度宮古島市立小学校・中学校・幼稚園・こども園一覧

【小学校】

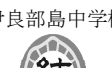
令和3年4月1日現在

学校名		所在地	電話／FAX番号	教育目標	校 長	教 頭
1	平良第一小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里1141	72-3030／72-0708	可能性をひらき・のぼす ～一人一人に、それぞれの可能性～	佐久本 聡	宮城 敬之
2	北小学校 	〒906-0012 宮古島市平良字 西里217	72-3025／72-1002	○ ともに学び合う子 ○ 思いやりのある子 ○ 健康で明るい子	砂川 靖夫	下地 忠夫
3	南小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里1068	72-0223／72-6007	「自ら学び 心豊かで たくましい子」の育成	砂川 修	大澤 幸司
4	東小学校 	〒906-0007 宮古島市平良字 東仲宗根698	73-0919／73-1611	○ 気づく ○ 伝える ○ 活かす	下地 辰彦	福原 保
5	久松小学校 	〒906-0015 宮古島市平良字 久貝933	72-3246／72-3250	○ よく考え進んで学ぶ子（かしこく） ○ 思いやりの心を持ち助け合う子（やさしく） ○ 健康でたくましい子（たくましく）	友利 直喜	亀川 はるみ
6	鏡原小学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里3107-2	72-3146／72-6687	○ よく考え工夫する子（知） ○ 思いやりがあり助け合う子（徳） ○ 健康でねばり強い子（体）	前泊 一郎	根間 貴士
7	西辺小学校 	〒906-0005 宮古島市平良字 西原1081	72-2114／72-2135	○ よく考え 進んで学ぶ子（知） ○ 明るく 思いやりのある子（徳） ○ 健康で ねばり強い子（体）	与那覇 淳	鶴町 利之
8	狩俣小学校 	〒906-0002 宮古島市平良字 狩俣1242	72-5151／72-5100	○ 自らすすんで学ぶ子ども ○ 思いやりのある広い心の子ども ○ 健康で明るくたくましい子ども	松原 伸一	下地 美和子
9	池間小中学校 	〒906-0421 宮古島市平良字 池間903	75-2013／75-2330	○気づく ○伝える ○活かす	平良 吉嗣	平良 覚
10	西城小学校 	〒906-0106 宮古島市城辺字 西里添1048	77-4102／77-4114	認め合う心と向上心をもった豊かな実践力のある子の育成 — やさしく かしこく たくましく —	国仲 克紀	前川 和昭
11	城辺小学校 	〒906-0106 宮古島市城辺字 福里878	77-4103／77-4129	しっかりと根をはり、しなやかに伸びる児童の育成	池村 敏弘	川根 智恵美
12	福嶺小学校 	〒906-0102 宮古島市城辺字 新城448	77-4105／77-4127	ゆたかな心で 自分の考えを伝え 学び方を身につけ 自分を成長させる子	西里 純二	荷川取 大輔

学校名		所在地	電話／FAX番号	教育目標	校 長	教 頭
13	砂川小学校 	〒906-0108 宮古島市城辺字 砂川605	77-4106／77-4130	○ 進んで学ぶ子（知育） ○ 心豊かな子（徳育） ○ たくましい子（体育）	松本 尚	下地 万寿子
14	下地小学校 	〒906-0303 宮古島市下地字 洲鎌305	76-6008／76-6953	創造性に溢れた心豊かでたくましく生きる児童の育成	與那覇 修	上田 達大
15	上野小学校 	〒906-0201 宮古島市上野字 野原734-2	76-6906／76-6701	○ 自ら学びよく考える子（知） ○ 思いやりのある心豊かな子（徳） ○ 健康でたくましい子（体）	下地 操	林 史子
16	伊良部島小学校 	〒906-0501 宮古島市伊良部字 池間添1720	78-4570／78-4566	ふるさとに誇りを持ち 世界へはばたく いらぶの子 －賢い子(知) 優しい子(徳) 逞しい子(体)－	與那覇 盛彦	砂川 誠

【中学校】

令和3年4月1日現在

学校名		所在地	電話／FAX番号	教育目標	校長	教頭
1	平良中学校 	〒906-0012 宮古島市平良字 西里724	72-2227／72-2127	凡事に至誠を貫き、可能性を伸ばす生徒	宮國 幸夫	村上 健輔
2	北中学校 	〒906-0006 宮古島市平良字 西仲宗根500	72-9737／73-5732	自ら学び、思いやりに溢れ、心身共に逞しい生徒	久高 三彦	砂川 泰範
3	久松中学校 	〒906-0015 宮古島市平良字 久貝932	72-3247／72-2100	健康で思いやりがあり、主体的に学び合う生徒の育成	垣花 秀明	濱川 泰成
4	鏡原中学校 	〒906-0013 宮古島市平良字 下里3107-3	72-3147／72-3117	より良く考え 進んで学び 粘り強く実践する生徒	天久 康	新崎 慶
5	西辺中学校 	〒906-0005 宮古島市平良字 西原1138	72-4047／72-4049	自ら学び、心身ともに健やかで思いやりのある生徒の育成	友利 和広	與那覇 正人
6	狩俣中学校 	〒906-0002 宮古島市平良字 狩俣4337	72-5203／72-5705	豊かな知性と品性を持ちたくましく生きる生徒	平良 満洋	友利 尚子
7	城東中学校 	〒906-0106 宮古島市城辺字 西里添1080番地	77-4702／77-4738	自らに誇りを持ち、確かな知性で未来を拓く生徒	比嘉 豊樹	與那覇 慎也
8	下地中学校 	〒906-0303 宮古島市下地字 洲鎌250	76-6509／76-3153	○ 豊かな心を持つ生徒 ○ 自ら学ぶ意欲を持つ生徒 ○ 健康でねばり強い生徒	濱川 成共	嘉手苺 美智恵
9	上野中学校 	〒906-0202 宮古島市上野字 新里356-1	76-6402／76-6417	○ よく考える生徒（知） ○ 心豊かで思いやりのある生徒（徳） ○ 健康でねばり強い生徒（体）	渡久山 英徳	下地 直樹
10	伊良部島中学校 	〒906-0506 宮古島市伊良部字 池間添1720	78-4570／78-4566	ふるさとに誇りを持ち 世界へはばたく いらぶの子 ー賢い子(知) 優しい子(徳) 逞しい子(体)ー	與那覇 盛彦	名城 歩

※池間小中学校は、小学校の欄に記載

【幼稚園】

令和3年4月1日現在

幼稚園名		所在地	電話／FAX番号	園 長	備 考
1	平一幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里1141	72-3884（FAX兼用）	佐久本 聡	
2	北幼稚園	〒906-0012 宮古島市平良字西里217	72-4261／72-4270	砂川 靖夫	
3	南幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里1068	73-1545（FAX兼用）	砂川 修	
4	東幼稚園	〒906-0007 宮古島市平良字東仲宗根698	73-2146（FAX兼用）	下地 辰彦	
5	久松幼稚園	〒906-0015 宮古島市平良字久貝933	72-8891（FAX兼用）	友利 直喜	
6	鏡原幼稚園	〒906-0013 宮古島市平良字下里3107-2	72-0196（FAX兼用）	前泊 一郎	
7	西辺幼稚園	〒906-0005 宮古島市平良字西原1081	72-2088（FAX兼用）	与那覇 淳	
8	狩俣幼稚園	〒906-0002 宮古島市平良字狩俣1242	72-5718（FAX兼用）	松原 伸一	
9	池間幼稚園	〒906-0421 宮古島市平良字池間903			休 園
10	西城幼稚園	〒906-0106 宮古島市城辺字西里添1048	77-4502（FAX兼用）	国仲 克典	
11	城辺幼稚園	〒906-0103 宮古島市城辺字福里878-1	77-4503（FAX兼用）	池村 敏弘	
12	福嶺幼稚園	〒906-0101 宮古島市城辺字新城448			休 園
13	砂川幼稚園	〒906-0108 宮古島市城辺字砂川605	77-4711（FAX兼用）	松本 尚	
14	佐良浜幼稚園	〒906-0501 宮古島市伊良部字前里添717	78-4060（FAX兼用）	與那覇 盛彦	

【こども園】

令和3年4月1日現在

こども園名		所在地	電話／FAX番号	園 長	備 考
1	下地こども園	〒906-0303 宮古島市下地字洲鎌309-4	76-6849／76-6969	砂川 ルミ子	
2	上野こども園	〒906-0202 宮古島市上野字新里506	74-7201（FAX兼用）	根間 敬子	
3	伊良部こども園	〒906-0506 宮古島市伊良部字長浜1394	78-3559（FAX兼用）	仲田 友実	

3. 令和3年度児童・生徒・園児数

(1) 宮古島市立小学校児童数

令和3年5月1日現在

学校名	1 年		2 年		3 年		4 年		5 年		6 年		合 計	
	児童数													
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
平良第一小学校	50	46	37	42	42	45	37	55	43	37	31	39	240	264
	4	1	4	3	9	4	10	4	8	3	5	0	40	15
	101		86		100		106		91		75		559	
北小学校	33	22	22	22	19	20	22	18	25	23	26	24	147	129
	0	0	2	0	1	0	1	1	1	2	6	0	11	3
	55		46		40		42		51		56		290	
南小学校	55	36	36	50	47	41	36	38	33	29	36	37	243	231
	2	0	4	0	7	3	4	1	7	2	3	2	27	8
	93		90		98		79		71		78		509	
東小学校	47	33	24	30	37	32	33	40	33	27	27	44	201	206
	2	1	5	1	6	2	7	2	3	5	4	1	27	12
	83		60		77		82		68		76		446	
久松小学校	25	33	37	36	20	29	31	29	31	29	24	25	168	181
	0	0	1	0	1	2	1	2	4	0	2	1	9	5
	58		74		52		63		64		52		363	
鏡原小学校	13	22	23	12	18	26	19	20	23	22	20	18	116	120
	0	1	1	0	0	0	2	1	0	0	3	0	6	2
	36		36		44		42		45		41		244	
西辺小学校	7	3	12	7	6	5	10	9	8	4	9	10	52	38
	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	2	1
	10		19		12		21		12		19		93	
狩俣小学校	1	1	3	0	1	1	0	2	3	2	2	2	10	8
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2		3		2		2		5		4		18	
池間小学校	1	3	1	1	0	0	2	1	0	1	1	0	5	6
	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	5		2		0		3		1		1		12	
西城小学校	7	5	7	3	4	5	9	9	11	4	6	7	44	33
	0	0	2	1	0	0	1	0	1	2	3	0	7	3
	12		13		9		19		18		16		87	
城辺小学校	8	3	6	6	4	4	2	6	7	6	6	5	33	30
	1	0	1	1	1	0	2	0	2	0	1	0	8	1
	12		14		9		10		15		12		72	
福嶺小学校	0	0	0	1	0	1	2	0	1	0	1	2	4	4
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0		1		1		2		1		3		8	
砂川小学校	2	4	3	6	4	6	6	4	3	6	6	4	24	30
	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	1
	7		13		10		10		9		11		60	
下地小学校	13	17	21	17	11	23	25	20	20	13	21	6	111	96
	4	0	1	1	1	1	0	0	1	0	0	0	7	2
	34		40		36		45		34		27		216	
上野小学校	17	28	19	22	13	19	29	21	23	19	17	12	118	121
	4	1	2	1	3	0	0	0	2	1	0	0	11	3
	50		44		35		50		45		29		253	
伊良部島小学校	19	16	10	18	15	14	20	17	17	10	19	17	100	92
	3	1	1	1	7	0	3	1	4	0	0	2	18	5
	39		30		36		41		31		38		215	
合 計	298	272	261	273	241	271	283	289	281	232	252	252	1616	1589
	21	6	28	9	36	13	33	12	33	15	28	6	179	61
	597		571		561		617		561		538		3445	

(2) 宮古島市立中学校生徒数

令和3年5月1日現在

学校名	1 年		2 年		3 年		合 計	
	生徒数							
	男	女	男	女	男	女	男	女
平良中学校	82	92	82	75	81	60	245	227
	6	15	15	1	5	0	26	16
	195		173		146		514	
北中学校	63	49	61	64	59	65	183	178
	10	5	5	0	11	5	26	10
	127		130		140		397	
久松中学校	24	34	22	15	22	26	68	75
	1	1	1	1	4	0	6	2
	60		39		52		151	
鏡原中学校	15	21	18	17	17	20	50	58
	2	0	0	1	2	0	4	1
	38		36		39		113	
西辺中学校	6	5	6	6	7	10	19	21
	0	0	0	0	0	1	0	1
	11		12		18		41	
狩俣中学校	2	3	3	1	2	2	7	6
	0	0	0	0	0	0	0	0
	5		4		4		13	
池間中学校	2	3	1	1	2	3	5	7
	0	0	0		0	0	0	0
	5		2		5		12	
城東中学校	22	10	31	26	15	9	68	45
	2	0	1	0	2	0	5	0
	34		58		26		118	
下地中学校	9	17	18	16	14	13	41	46
	0	0	0	0	1	0	1	0
	26		34		28		88	
上野中学校	24	23	20	17	16	13	60	53
	0	0	0	0	1	0	1	0
	47		37		30		114	
伊良部島中学校	27	9	21	10	12	24	60	43
	1	1	1	1	2	0	4	2
	38		33		38		109	
合 計	276	266	283	248	247	245	806	759
	22	22	23	4	28	6	73	32
	586		558		526		1670	

(3) 宮古島市立幼稚園園児数

令和3年5月1日現在

施設名	学級数	4歳児	5歳児	合 計
平一幼稚園	2		52	52
北幼稚園	2		43	43
南幼稚園	2		44	44
東幼稚園	2		53	53
久松幼稚園	2		43	43
鏡原幼稚園	2	7	36	43
西辺幼稚園	1		14	14
狩俣幼稚園	1	4	6	10
城辺幼稚園	1	5	4	9
西城幼稚園	1	2	6	8
砂川幼稚園	1	0	7	7
佐良浜幼稚園	1		21	21
合 計		18	329	347

支援対象児数：14名

(4) 預かり保育利用園児数

令和3年5月1日現在

施設名	学級数	4歳児	5歳児	合 計
平一幼稚園	2		35	35
南幼稚園	2		35	35
北幼稚園	2		32	32
東幼稚園	2		34	34
久松幼稚園	2		34	34
鏡原幼稚園	2	3	28	31
西辺幼稚園	1	0	13	13
狩俣幼稚園	1	4	5	9
城辺幼稚園	1	5	2	7
西城幼稚園	1	2	4	6
砂川幼稚園	1	0	4	4
佐良浜幼稚園	1		11	11
合 計		14	237	251

(5) 認定こども園園児数

令和3年5月1日現在

施設名	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
下地こども園(1号)	1	1	3	5
上野こども園(1号)	3	7	5	15
伊良部こども園(1号)	1	2	1	4
合 計	5	10	9	24

支援対象児数：1名

4. 宮古島市立学校施設

(1) 小学校の敷地及び施設面積

令和3年9月1日現在

事 項 小学校名		児童・学級数		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)				屋内運動場 (㎡)			水泳プール (㎡)
		児童数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率	水面面積
1	平良第一	559	26	19,156	0	7,113	0	6,850	5,683	83.0	1,167	1,215	1,049	86.3	400
2	北	290	16	7,465	0	8,035	0	4,423	4,922	111.3	△ 499	919	900	97.9	400
3	南	506	26	11,348	0	9,800	0	5,282	5,524	104.6	△ 242	1,215	1,049	86.3	400
4	東	446	22	17,954	0	9,289	0	5,438	5,229	96.2	209	1,215	919	75.6	400
5	久 松	363	16	18,805	0	7,539	0	4,404	2,611	59.3	1,793	919	919	100.0	
6	鏡 原	243	13	10,139	0	5,785	0	3,108	2,501	80.5	607	919	572	62.2	413
7	西 辺	93	7	7,763	0	6,924	0	2,636	2,092	79.4	544	894	797	89.1	0
9	狩 俣	18	3	7,147	0	6,567	0	1,326	1,703	128.4	△ 377	894	584	65.3	400
10	池 間	12	4	7,208	0	6,900	0	1,494	853	57.1	641	894		0.0	400
11	砂 川	60	8	8,000	0	4,950	0	2,636	2,143	81.3	493	894	894	100.0	400
12	西 城	87	8	10,586	0	5,500	0	2,424	2,680	110.6	△ 256	894	894	100.0	400
13	城 辺	72	8	7,653	0	6,300	0	2,256	2,650	117.5	△ 394	894	894	100.0	410
14	福 嶺	8	3	14,975	0	12,696	0	1,326	1,855	139.9	△ 529	894	864	96.6	400
15	上 野	254	13	12,801	0	7,071	0	4,153	2,936	70.7	1,217	919	919	100.0	400
16	下 地	217	10	6,488	0	9,675	0	3,630	2,938	80.9	692	894	919	102.8	400
18	伊良部島	215	12	28,258	0	0	0	3,293	3,635	110.4	△ 342	894	915	102.3	0
計		3,443	195	195,746	0	114,144	0	54,679	49,955	91.4	4,724	15,367	13,088	85.2	5,223

(2) 中学校の敷地及び施設面積

令和3年9月1日現在

事 項 中学校名		生徒・学級数		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)				屋内運動場 (㎡)			武道場 (㎡)	水泳プール (㎡)
		生徒数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率	保有面積	水面面積
1	平 良	514	24	17,767	0	8,540	0	6,297	4,716	74.9	1,581	1,476	1,138	77.1	350	400
2	北	396	19	18,898	0	11,564	0	6,120	5,905	96.5	215	1,138	1,476	129.7	450	400
3	久 松	151	8	10,054	0	8,425	0	3,006	2,472	82.2	534	1,138	830	72.9	0	400
4	鏡 原	113	7	9,045	0	9,996	0	2,318	1,969	84.9	349	1,138	1,138	100.0	0	0
5	西 辺	41	4	9,543	0	14,269	0	2,318	2,130	91.9	188	1,138	900	79.1	0	400
6	狩 俣	13	2	14,343	0	19,185	0	1,499	1,922	128.2	△ 423	1,138	1,138	100.0	0	400
7	池 間	12	2	6,046	0	300	0	1,499	1,162	77.5	337	1,138	598	52.5	0	0
12	上 野	114	6	8,960	0	15,651	0	2,942	2,671	90.8	271	1,138	830	72.9	350	0
13	下 地	88	4	11,397	0	14,928	0	2,515	2,744	109.1	△ 229	1,138	1,136	99.8	350	0
14	伊良部島	109	7		0		0	2,318	2,486	107.2	△ 168	1,138	1,162	102.1	265	0
15	城 東	118	7	13,500	0	18,661	0	2,662	2,859	107.4	△ 197	1,138	830	72.9	0	0
計		1,551	83	106,053	0	102,858	0	30,832	28,177	91.4	2,655	11,718	10,346	88.3	1,765	2,000
小・中 合計		4,994	278	301,799	0	217,002	0	85,511	78,132	91.4	7,379	27,085	23,434	86.5	2,492	7,223

(3) 幼稚園の敷地及び施設面積

令和3年9月1日現在

事 項 園 名		児童・学級数		校舎敷地面積 (㎡)		運動場面積 (㎡)		校 舎 (R C 造) (㎡)				屋内運動場 (㎡)			水泳プール (㎡)
		児童数	学級数	保有面積	借用面積	保有面積	借用面積	必要面積	保有面積	保有率	整備資格	必要面積	保有面積	保有率	水面面積
1	平 一	52	2	1,885				648	407	62.8	241				
2	北	43	2	1,421				648	400	61.7	248				
3	南	45	2	812				648	525	81.0	123				
4	東	53	2	1,898				648	411	63.4	237				
5	久 松	43	2	787				648	360	55.6	288				
6	鏡 原	43	2	0				857	420	49.0	437				
7	西 辺	13	1	587				395	200	50.6	195				
9	狩 俣	10	1	1,386				604	196	32.5	408				
10	池 間	0	0	0				0	196	0.0	△ 196				
11	砂 川	7	1	0				395	381	96.5	14				
12	西 城	8	1	0				604	334	55.3	270				
13	城 辺	9	1	0				604	397	0.0	207				
14	福 嶺	0	0	0				0	223	0.0	△ 223				
15	上野こども園	15	3	854		1,011		725	299	41.2	426				
16	下地こども園	5	3	2,738				725	368	50.8	357				
17	来 間	0	0	0				0	57	0.0	△ 57				
18	伊良部こども園	4	1	0				725	500	69.0	225				
19	佐良浜	21	1	0				395	327	82.8	68				
合 計		371	25	12,368	0	1,011	0	9,269	6,001	64.7	3,268	0	0	0.0	0

第2次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)

(平成29年度～令和3年度)

宮古島市教育委員会

平成29年4月

はじめに

日本を取り巻く国際情勢は、少子高齢化や情報化、技術革新やグローバル化の進展、さらには、日本の国際社会での相対的地位等、大きく変革しています。

また、環境問題やエネルギー問題、食糧問題、地域温暖化等解決しなければならない地域規模の新たな課題も山積み、社会を取りまく情勢が、より多様化・複雑化しております。

国際情勢や社会情勢の急激な変化、それに伴うライフスタイルの多様化は、人々の価値を多様化させ、個人主義の拡大、人間関係の希薄化、規範意識の低下等を招き、我が国の発展を支えてきた地域社会の連携を弱め、教育力の衰退が懸念される状況となっています。

このような中で、時代に対応した新たな教育のあり方が問われており、平成18年には制定以来初めて教育基本法が改正され、新しい教育基本法の理念に基づき、幼稚園、小学校及び中学校の教育要領や学習指導要領が、順次、改訂・実施されました。また、平成27年には教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置を柱とする、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律も施行されました。

宮古島市においても、少子高齢化や核家族化の進展、産業構造の変化等、社会情勢の大きな変化は、市民のライフスタイルや価値観の多様化を促進しております。

教育を取りまく情勢についても、学校教育においては、学力向上への取組、増加傾向にある複式学級への対応、環境教育の導入、合理的配慮を基礎とした特別支援教育の充実等、新旧の様々な課題への対応、平成30年度から実施される次期幼稚園教育要領、小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施される次期学習指導要領への円滑な移行が求められています。また、社会教育においても、多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した学習機会やプログラムの創出と関連施設の充実、市町村合併を経て生じた地域文化財の整理・保存、さらには新たな文化の発信等課題が山積みしております。

平成27年の法改正に伴い平成28年4月から宮古島市でも、新「教育長」制度へと移行しました。今回策定する『第2次宮古島市教育ビジョン（教育振興計画）』は、このような地域社会や市民の要請に応えるべく、国や県の教育基本計画を参酌しながら、宮古島市の教育の目指す目標を明らかにし、宮古島市の教育振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

宮古島市教育委員会

目 次

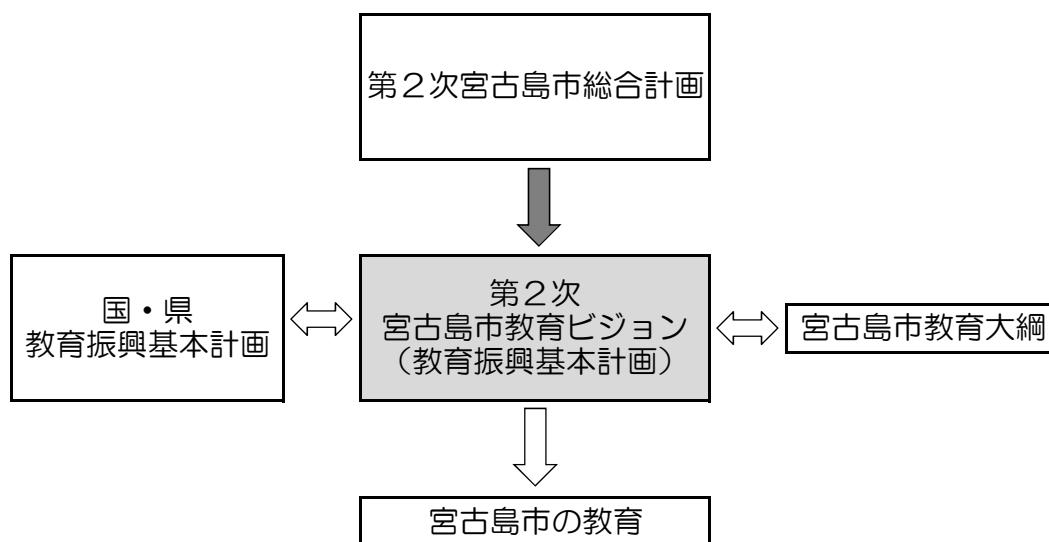
第1章 計画策定の基本的な考え方	・・・	1
1 計画策定の趣旨		
2 計画の期間		
3 第一次計画の検証		
第2章 教育の目標	・・・	3
1 基本理念		
2 教育目標		
3 宮古島市の子ども像		
第3章 宮古島市の教育の現状と課題	・・・	4
第1節 学校教育	・・・	5
1 基本方針		
2 幼稚園教育		
3 義務教育		
4 教職員の資質向上		
5 家庭教育の充実		
6 教育環境の整備と学校施設の充実		
第2節 社会教育	・・・	13
1 基本方針		
2 社会教育の推進と生涯学習の振興		
3 青少年健全育成		
第3節 スポーツ振興	・・・	16
1 基本方針		
2 生涯スポーツの推進		
3 競技スポーツの充実		
第4節 文化振興	・・・	18
1 基本方針		
2 文化活動の充実強化		
3 文化財の保存と活用		
4 博物館活動の推進		
第5節 教育行政の充実・強化	・・・	21
1 基本方針		
2 教育委員会の活性化		
3 組織・体制の見直し		
各分野ごとの目標値	・・・	24
資料編		
1 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会設置要綱	・・・	26
2 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会名簿	・・・	27
3 宮古島市教育振興基本計画について(諮問)	・・・	28
4 宮古島市教育振興基本計画について(答申)	・・・	28

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

宮古島市教育委員会は、平成24年に策定した「宮古島市教育ビジョン（平成24年度～平成28年度）」、また平成27年に市長が策定した「宮古島市教育大綱（平成27年度～平成29年度）」において、「郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として教育施策に取り組んできたところです。

現在、沖縄県においては「沖縄県教育振興基本計画（後期計画）」（平成29年度～平成33年度）、宮古島市においては「第2次宮古島市総合計画（平成29年度～平成38年度）」の策定を進めています。そこで、宮古島市教育委員会は、第1次計画の検証を行うとともに、上記計画等との整合性を図りつつ本市教育行政の更なる発展、次期学習指導要領への円滑な移行・実施に向けて「第2次宮古島市教育ビジョン」を策定致します。



2 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 第1次計画の検証

第1次計画では、各分野ごとの目標値を14項目掲げその達成に向けて取り組んでまいりました。その結果、目標値を達成できた項目が4項目、おおむね達成できた項目が7項目、未達成だった項目が3項目となっております。

○達成項目

公民館利用者数の増加
総合博物館の入館者数の増加
文化ホール（マティダ市民劇場稼働率の向上）
体育施設利用者数の増加

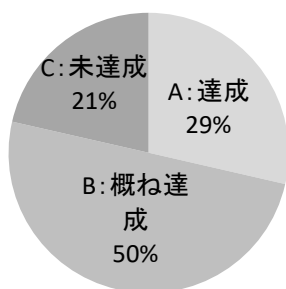
○おおむね達成

全国学力・学習状況調査
学校施設の耐力化
学校給食の地産地消の拡大
子ども会などの団体・会員の育成
図書館サービスの充実（貸出冊数）
教育委員活動の推進
組織の見直し

○未達成

不登校の児童生徒の人数
新図書館建設
市指定文化財の推進

第1次目標値達成状況



第2章 教育の目標

1 基本理念

第2次宮古島市総合計画では、島づくりの基本理念として「心かよう夢と希望に満ちた島 宮古～みんなで創る 結いの島～」を掲げ、6つの基本目標を設定しています。その中で教育・文化については、「子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古」として設定されています。

第2次宮古島市総合計画における島づくりの基本理念や基本目標、宮古島市教育大綱、沖縄県教育振興基本計画の基本理念を参酌し、第2次宮古島市教育ビジョンでは、『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念として教育の振興を図ってまいります。

2 教育目標

宮古島市教育委員会では『心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本とし、次に掲げる3本の柱を目標に推進してまいります。

○幼児・児童・生徒の自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指す。

○誇りある郷土文化の継承・普及に寄与するとともに、島の未来を拓く新たな時代に対応できる創造性溢れる人材育成を目指す。

○学校・家庭・地域社会が相互に連携を密にし、生涯学習社会の実現を目指す。

3 宮古島市の子ども像

宮古島市の教育の基本理念や教育目標、アンケート調査結果等を踏まえて

～ 宮古の自然や文化に誇りを持ち 国際化時代をたくましく生きる

創造性に溢れた明るい子 ～

を将来の子ども像として目指します。

第3章 宮古島の教育の現状と課題

社会情勢の急激な変化や関係法令の改正等、教育を取りまく環境が大きく変化する中で、児童生徒の「生きる力」を育むために「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育成することが求められています。

宮古島市においては、児童・生徒の学力向上は依然として大きな課題となっており、住民の要望に応える幼稚園教育の検討、防災教育やキャリア教育、情報化教育等学校教育における新たな教育課題への対応も求められています。

ほとんどの生徒が高等学校へ進学するという状況の中で、中高一貫教育を推進する高校もあり、青少年の健全育成という観点からも高等教育との連携が必要となっています。

また、市町村合併により誕生した宮古島市においては、少子化の進展や旧町村部から中心市街地への人口流入による過小規模校や小規模校の増加への対応、地域の学習ニーズや独自の文化の継承、地域文化財の保護にどう取り組みながら一体的な教育振興をどう進めていくか大きな課題となっています。

加えて、地方分権や行政改革、変化していく教育需要への対応等、教育機関を含めて効率的な教育行政をどう確保するかも大きな課題となっています。

一方、住民の生活様式や価値観が多様化する中で、生涯学習への需要も多様化、高度化してきており、住民一人一人が生き生きと輝く社会の実現を目指して、充実した生涯学習環境の構築が求められています。

宮古島市は、スポーツアイランドとして健康な島づくりを目指し、その基礎となる市民スポーツの振興に取り組んでおり、市の体育施設の利用状況も増加しております。今後も市長部局との連携により、生涯スポーツ推進体制の整備や施設の充実、競技スポーツとスポーツ関係団体の強化等を図りながら市民の健康増進に寄与することが求められています。



第1節 学校教育

～ 子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の推進 ～

1 基本方針

「たくましい身体をもち、高い知性と徳性を身につけ、広い視野と豊かな想像力を有する人間性豊かな幼児児童生徒の育成を目指します。」

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どものために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てることが大切です。

近年全国的に、子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分なこと、いじめ、問題行動、体力の低下など、子どもの心と体の状況に課題があるといわれています。また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ないこと、学習や将来の生活に対して無気力であったり、不安を感じたりしている子どもが増加していること、友達や仲間のことで悩む子どもが増えていることなど人間関係の形成が困難かつ不得手になっているとの指摘もあります。

本市においても、核家族化や都市化といった社会的要因による人間関係の希薄化が懸念されます。また、早寝早起き、食事、あいさつ、マナー、整理整頓及び物を大切にすることなど、基本的な生活習慣がおろそかになっている子どもも見受けられます。心豊かでたくましい子どもを育成するため、学校だけではなく、学校と家庭や地域社会との連携の強化及び家庭や地域社会の教育力向上が必要です。

これまでの学力向上対策、生活習慣など様々な要素を検証するとともに、子どもに目的意識を持たせる取り組みや家庭における学習の取り組みについても対策を講ずる必要があります。また、それぞれの学校の実態に応じた教育を推進することも重要です。

子ども一人一人の育ちを支援するため、教職員が子どもに向かい合う十分な時間を確保することや特別支援教育、不登校、問題行動への対応等、校内外の支援体制を整備することが大切になります。

学校教育施設は、建築基準法による新耐震基準を満たしていない施設が多く残っていましたが、計画的に整備を実施しており着実に整備は進んでいます。

また、校内LAN*の整備等、教育の情報化等に対応した設備の整備も進める必要があります。

変化する社会情勢の中で、小中学校の規模適正化に伴う統廃合の議論が活発化しており、学校施設の長期整備計画と学校規模適正化基本方針との整合性を図る必要があります。

* 「LAN（Local Area Network：複数のコンピューターを通信回線で接続し相互にデータを伝送・共同利用するネットワーク。」

2 幼稚園教育

現状と課題

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、より良く生きるための基礎を獲得していきます。

幼稚園においては、幼稚園教育の基本が環境を通して行う教育であることを踏まえ、幼児一人一人の発達の特性を生かした幼稚園教育の改善・充実を図ることが重要です。

そのためには、園や地域の特色を生かした指導方法や指導体制の工夫を行うとともに、学校評価を生かして改善・充実を進める必要があります。また、教職員の特別支援教育への理解を深め、障がいのある幼児のニーズに応じた適切な対応について必要な支援を図るための研修を充実することが大切です。

文部科学省では、「幼児教育振興プログラム」を策定し、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園における子育て支援の充実、幼稚園と小学校の連携の推進、幼稚園と保育所の連携の推進といった幼稚園教育の条件整備を中心としつつも、併せて家庭教育や地域社会における子育て支援機能を検討することも示しています。

平成29年度からは、幼稚園業務を、福祉部児童家庭課に移管し、「ワンストップサービス^{*1}の実現」、「カリキュラムの統一化」、「管理運営体制の効率化」を図り、幼保連携型認定こども園への移行についても検討を進めていきます。また、幼稚園教諭の資質・向上のために研修会を開催します。

*1 「ワンストップサービス」さまざまな行政サービスを1か所で一度に受けられるサービス。

重点施策

(1) 幼稚園教育の充実

- 各地域の複数年保育や預かり保育のニーズを調査し、宮古島市の幼児教育振興プログラムを策定することにより、幼稚園教育を計画的に推進します。
- 幼稚園教諭研修会を充実させ、教職員の資質向上を推進します。
- 研修をとおして教職員の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、校内委員会を設置するなど、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- 就園奨励補助事業を推進します。

(2) 各幼稚園の特色ある教育の推進

- 特色ある教育課程の編成等、各幼稚園や地域の実態に合わせた教育を推進します。
- 学校評価を充実させ、点検と改善を繰り返すことにより、特色ある教育を推進します。
- 各園の実態に応じて、外国の文化に親しむ教育を推進します。

(3) 幼稚園を活用した子育て支援の推進

- ・幼稚園の施設や人材を活用し、幼児期の教育に関する相談や保護者同士の交流など、子育て支援活動を推進します。

(4) 保育所や小学校との連携の推進

- ・研修会や行事の連携を通して、幼稚園と小学校との連携を推進します。
- ・幼稚園と保育所の合同研修会や人事交流を通して、幼保連携を推進します。

(5) 次期幼稚園教育要領への円滑な移行・実施

- ・平成30年度から実施される次期幼稚園教育要領への円滑な移行を視野に、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」という5領域を育むとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の育成を推進します。

3 義務教育

現状と課題

知識基盤社会の到来と情報通信技術の急速な発展、少子高齢化や人口減少が進展するなど、社会環境の変化に伴い学校に求められる教育内容は多様化しています。

本市においては、学力の向上が喫緊の課題となっており、確かな学力、豊かな心、健やかな体等、「学力の3要素」をバランスよく育成し、子どもたちの「生きる力」を育む学校教育の充実が求められています。また、学校と家庭の共通理解を深め、「早寝・早起き・朝ごはん」等、家庭での基本的な生活習慣の確立について重点的に取り組む必要があります。

平成28年度全国学力・学習状況調査において、小学校では概ね全国水準となっています。また、中学校では全国平均を下回っているものの、全国との学力の差が縮小傾向にあるなど、これまでの取り組みの成果が着実に表れています。

今後は、子どもたち一人ひとりに対し確かな学力の確立に向け、教職員の研修機会の拡充や指導方法の工夫・改善を図るとともに、学校教育の情報化を推進し「わかる授業」の構築により、引き続き全国水準の学力の向上に向け取り組む必要があります。さらに、外国語教育や国際理解教育の充実を図り、高い国際性や専門性に富む人材育成に取り組む必要があります。

重点施策

(1) 開かれた学校づくりの推進

- ・各学校が独自に企画・運営する取り組みを推進し、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・学校評議員の活用や学校評価の充実を通して、PDCA^{*2} マネジメントサイクルに基づく学校経営の充実を図ります。
- ・教育委員会による計画的な学校訪問を通して、行政と学校現場の連携を推進します。

*2 P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）

(2) 確かな学力の育成

- ・児童生徒が社会の一員として自己の存在を理解し、社会での職業や勤労及び学校での学習や諸活動に積極的にかかわる意欲・態度をもつよう指導・援助することなど、キャリア教育の視点を踏まえ、自ら学ぶ意欲の育成を推進します。
- ・標準学力調査等で実態把握に努め、課題を明らかにし、実態に応じた学力向上に取り組めます。
- ・地域・学校・児童生徒の実態に応じた、創意工夫のある学習の展開を図ります。
- ・教育の情報化を推進し、教育の質を高めるとともに、教職員が子どもと向かい合う時間の確保を行います。
- ・学校図書館の活用と読書指導の充実を推進します。
- ・ＩＣＴ教育^{*3}を推進します。
- ・特別支援学級における指導の充実と、校内における特別支援教育体制を推進します。
- ・適切な就学指導と特別支援教育支援員の配置等により、自立した子どもの育成に努めます。
- ・教材備品の計画的な整備と適切な管理に努めます。
- ・各小中学校へ外国語指導助手（ＡＬＴ^{*4}）を派遣し、外国語教育の充実を図るとともに、国際理解教育を推進します。
- ・国内外の友好都市・姉妹都市交流事業や全日本トライアスロン宮古島大会等の外国人選手との異文化体験・交流活動等を通して、豊かな人間性の育成を目指します。
- ・児童・生徒を海外に派遣し、広く海外での研修体験を通して、将来国際人として活躍すべき感性と教養の育成を推進します。

*3 「ＩＣＴ（Information and Communications Technology：情報コミュニケーション技術）教育」とは情報技術を用いて、学習者に新しいコミュニケーション環境を提供しようとする教育のこと。

*4 「ＡＬＴ（Assistant Language Teacher）：外国語指導助手」

(3) 豊かな心・健やかな体の育成

- ・生命を大切にする心や思いやりの心を育むため、人権教育、平和教育を推進します。
- ・健康で安全な生活ができるよう、健康安全教育の充実を図ります。
- ・食育の充実と栄養教諭の配置等、学校給食関係者の意識の高揚及び資質の向上に努めます。
- ・体力テストや泳力調査等による実態把握を行い、課題に応じた体力向上の施策を進めます。
- ・生徒指導関連事業（スクールソーシャルワーカー、教育相談室、適応指導教室、問題行動等に対する学習支援者）を展開し、問題を抱える児童生徒の自立支援を促進します。
- ・早寝・早起き・朝ごはん運動をはじめとした、基本的生活習慣の確立のための事業を推進します。

- ・「エコアイランド宮古島宣言」*⁵の趣旨を踏まえ、環境教育を推進します。

*⁵ 2008年に宮古島市は、地球環境にやさしい「我(ばん)たが美(か)ぎ島(すま)・みゃーく」をつくることを宣言しました。

(4) 次期学習指導要領への円滑な移行・実施

- ・小学校では平成32年度から、中学校では平成33年度から全面実施される次期学習指導要領への円滑な移行を図り、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善をさらに充実させ、子どもたちがこれからの時代に求められる資質・能力を身につけ、生涯にわたって能動的に学び続ける教育を推進します。
- ・情報技術を手段として活用する力やプログラミング的思考を育む「プログラミング教育」の充実。
- ・小学校では、中学年で「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動により、外国語に慣れ親しみ、学習への動機付けを高め、高学年で段階的に文字を「読むこと」「書くこと」を加え、系統性を持たせた指導を推進する。
- ・言語能力の育成と国語教育、外国語教育の改善・充実。
- ・「特別な教科 道徳」において、「考え、議論する」道徳の授業を展開することや、各教科で「学びに向かう力、人間性等」を育てることで道徳性を養う。

(5) 幼小連携、小中連携の推進

- ・幼小連携では、幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続が行えるよう、接続期カリキュラムを活用し、幼児期に総合的に育まれた資質・能力や子どもたちの成長を、各教科等の特性に応じた学びをつなぐ取組を推進します。
- ・小中連携では、義務教育9年間を通じて、子どもたちに必要な資質・能力を育むことを目指し、「確かな学力」の向上に焦点を当てた小中連携の取組を充実させる。
- ・中学校区において、小中学校で相互の授業参観と指導内容の系統性の確認や小中合同学習スタンダード（学習規律・学習指導等）の共通した取組を実践します。

(6) 家庭への支援体制の充実

- ・教育相談体制の充実を図ります。
- ・就学奨励補助事業を推進します。
- ・スクールソーシャルワーカー*⁶等を配置し、家庭への支援を行います。

*⁶ スクールソーシャルワーカー（SSW）は、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく役目をもちます。

4 教職員の資質向上

現状と課題

教職員は、子どもたちの教育に直接かわり、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える存在であり、研修を充実させることにより、その資質・能力を向上させるこ

とが必要です。

本市においては、市立教育研究所を中心として、教職員の研修の充実に取り組んでいます。本市は、離島地区であるため、他地区での研修会に参加する機会が少ないことが課題です。そのため、更なる研修の工夫が必要となっています。

学校においては、学校課題を解決するため校内研修を行っています。指導助言者を派遣するなど、校内研修の充実のための方策を立てる必要があります。

また、教職員一人一人の資質向上を図り、学校全体を活性化させその教育力を高めるため、教職員評価システムの充実が求められています。

重点施策

(1) 教育に関する専門的・技術的事項の実践的研究及び研修の充実

- ・教育研究所事業の充実を図ります。
- ・県教育委員会との連携をはじめ、琉球大学教育学部との連携事業等、外部教育機関との連携を推進します。
- ・管理職をはじめ、生徒指導、教育相談、学力向上推進等の研修会を充実します。

(2) 児童・生徒の理解や指導方法の向上

- ・研究指定校の指定と成果の波及を図ります。
- ・文部科学省教科調査官等の招聘による研修会を充実します。

(3) 校内研修の充実

- ・校内研修の指導助言者の派遣、学対だよりや校務支援システムによる市全体での共有を通して、校内研修の充実を図ります。
- ・教職員評価システムの評価者面談を通して、各学校の現状の把握及び支援を行います。



初任者研修会

5 家庭教育の充実

現状と課題

保護者は子どもの教育に第一義的な責任を有するものであり、学校教育においても家庭の協力は必要です。子どもたちが、学校で充実した時間を過ごすために、基本的な生活習慣を確立し、健康的な日々を送ることは重要です。また、日々新しいことに取り組んでいる子どもたちにとって、家庭学習で基礎的・基本的事項を習熟することが必要です。

学校は、家庭に対して、学校で行う事や家庭の役割を周知し、それぞれ連携して子どもの教育に携わることが必要になります。

重点施策

(1) 学校と家庭の連携の強化

- ・沖縄県家庭教育推進計画「家（や）～なれ～運動」*⁷を推進します。
- ・保護者や地域の方に家庭教育力促進「やーなれー」事業における『夢実現「親のまなびあい」プログラム』*⁸の積極的な活用の推進。
- ・「家庭学習の手引き」「家庭学習のすすめ」等を活用し、平日及び休日の家庭における学習習慣の確立を図る。
- ・早寝・早起き・朝ごはん運動、Go家運動*⁹等、基本的生活習慣確立を推進します。
- ・授業参観日・学校行事等で学校の公開を推進します。
- ・学校評価を充実し、学校経営への保護者の意見を取り入れることを推進します。
- ・行事や授業等への保護者の参加を推進します。

(2) 学校の家庭支援の推進

- ・面談等を通して、個に応じた支援を推進します。
- ・生活実態調査を行い、状態に応じた支援を推進します。
- ・幼稚園による子育て支援を推進します。

*⁷ 「家（や）～なれ～運動」とは、沖縄県教育委員会が平成25年度より、県民総ぐるみで家庭教育力の向上を推進する運動です。

*⁸ 「家庭教育力促進「やーなれー」事業における『夢実現「親のまなびあい」プログラム』とは、沖縄県教育委員会が平成26年度より立ち上げた、保護者が家庭教育について、共に気づき、共に考え、共に楽しく学び合うことができる学習プログラムのことです。

*⁹ 「Go家（ごーやー）運動」とは沖縄県教育委員会が平成23年度から取り組んでいる全県的な運動で、青少年の深夜はいかい防止や事件・事故から青少年を守るため、地域のみんなで子どもたちへ声かけを行う運動です。

6 教育環境の整備と学校施設の充実

現状と課題

本市の小中学校では、少子化の進展に伴い、児童生徒数の減少が顕著に表れており、小規模校や複式学級のある過小規模校が増加しています。

将来の児童・生徒数の予測等を踏まえ、地域住民との対話を図りながら学校規模適正化を推進し、老朽化に伴う改築など、学校施設の計画的な整備を進める必要があります。

21世紀にふさわしい学校教育の実現のため、「教育の情報化ビジョン」（平成23年、文部科学省）に基づいた教育環境の整備が求められています。

食育と密接に関連する学校給食は、地産・地消を進める一方で、食物アレルギーへの対応等が課題となっています。調理業務の委託や既存調理場の統合も含め、検討していく必要があります。

重点施策

(1) 整備計画に基づく年次的な整備と設備の充実

- 学校施設整備については、基本方針に基づいて策定される基本的な計画と長期整備計画の整合性を図りながら年次的な整備を進めます。
- 施設の維持管理や維持補修に努め、円滑な学校運営と安全で快適な施設環境の確保を図ります。
- 校内LANの整備等、教育の情報化等に対応した設備の整備を進めます。
- 学校給食の充実のため、学校給食調理場の規模を検討します。

(2) 学校規模の適正化

- 一定の集団規模が確保される教育環境の整備を図るため、学校規模適正化の基本方針及び将来の児童生徒数の予測、そして、地域住民との合意形成を図りながら基本方針（学校規模の適正化）の実現に向けて取り組みます。

第2節 社会教育

～ みんなで学ぶ生涯学習 ～

1 基本方針

「市民の生涯にわたる学習活動を推進するため、生涯学習の視点に立って学校教育、家庭教育、社会教育の相互の連携を図りつつ、市民の学習ニーズに応じた生涯各期における多様な学習機会を提供するとともに、社会教育施設、設備の充実や社会教育指導者の養成・確保等、社会教育活動の充実と生涯学習の振興を図ります。」

本市では、市民一人一人が、社会の変化に主体的に対応し、自らの課題を自らの手で解決し、充実した人生を創造するという生涯学習社会の充実を目指し、社会教育の推進と生涯学習の振興に努めています。そのような中、少子・高齢化の進行や国際化・情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中で、多くの市民が生涯を通して学び続けたいという状況があります。

核家族化・少子化など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安をもつ保護者の増加など家庭の教育力の低下が指摘されています。そうした中、本市においても少年による飲酒、喫煙、深夜はいかいなど不良行為少年の補導は後を絶ちません。今後は家庭、地域、学校と連携を密にし、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組む必要があります。

市立図書館は、これまで資料や情報の集積・提供を通じ市民の生涯学習を支援しており、移動図書館（みらい号Ⅱ世・夢の光号）での巡回サービスや子どもたちを対象にした読み聞かせ、読書会の開催を通じて、図書館利用者は年々増加傾向にあります。

しかし、既存の3つの図書館はスペースが手狭で、老朽化が進んでいる施設も存在することから、新たな図書館の早期建設が望まれており、現在、図書館と中央公民館の持つ機能の効果を相乗的に発揮できる複合施設として「未来創造センター」の整備に向け取り組みを進めています。

今後は、どの地区に住んでいても図書館サービスが受けられるような「図書館サービスネットワーク」の構築を進め、図書資料の拡充・整備を図るとともに、情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した新たなサービス提供や、子どもたちや高齢者・障がい者の利用に配慮・対応した新たな施設整備を図る必要があります。

その方策として、地域の教育力向上、体験活動の推進のため、関係機関、団体との連携強化を図り、社会体験や自然体験等の社会参加型活動を推進する必要があります。また、生涯学習社会を構築するため、学校、企業、社会教育団体、NPO^{*1}などの各種団体や関係機関と連携・協力し、生涯学習推進体制の強化、学校教育と社会教育が連携した取り組みを推進するため、研修会や地域ごとの連絡会議を開催するなど、地域連携担当職員や社会教育関係職員及び地域住民との連携の強化を図る必要があります。

*1 NPO・・・Non-Profit Organizationの略称。

民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体。

2 社会教育の推進と生涯学習の振興について

現状と課題

国際化や情報化の進展に伴い、市民の学習ニーズも多様化、高度化するなど、市民の学習意欲が新たな高まりを見せるなか、各地域においては、個人、団体等による自主的な学習活動が盛んに行われています。

今後も、各種講座の開催、指導者育成の研修会、生涯学習フェスティバルの開催など、市民の学習機会の拡充に努めるとともに、「いつでも、どこでも、だれでも」学習でき、その成果が適切に評価、活用される機会・場の創設を図り、市民の生涯各期における多様な学習ニーズを満たす取り組みが必要です。

また、自発的な学習活動を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図り、市民が高い満足度と充実感を持って社会生活が送れるような生涯学習の実現に努める必要があります。

重点施策

- (1) 「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる機会を創出し、市民の生涯各期における多様な学習ニーズを満たす取り組みを推進します。
- (2) 生涯学習の普及、啓発のための生涯学習フェスティバルの開催や多くの市民の学習成果発表の場の提供に努めます。
- (3) 青少年団体、婦人団体、PTA等社会教育団体の育成援助と活動の促進を図ります。
- (4) 市民の自主的な学習を支援するため、生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の活用に向け周知活動を展開するとともに、新たな地域人材の発掘・強化を図ります。
- (5) 市民の多様な学習ニーズに応えるため、図書資料の充実を図ります。
- (6) 生涯学習の中核施設である、図書館と中央公民館の複合施設である「未来創造センター」の早期建設を図ります。
- (7) 宮古島市全域の市民の生涯学習や地域の情報拠点として、どの地区に住んでいても図書館サービスが受けられるような「図書館サービスネットワーク」の構築を図ります。
- (8) 図書資料の充実や図書館司書の資質向上に努めるとともに、みんなに利用しやすい図書館としての情報発信を図ります。



生涯学習フェスティバル

3 青少年健全育成について

現状と課題

本市においては、少年少女の飲酒、喫煙、深夜はいかいの補導が見られ、低年齢層による補導件数が年々増加傾向にあります。

これらの問題には、都市化、少子化、核家族化など、ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、地域における人間関係の希薄化の進展や、家庭・地域社会の教育力の低下といった社会状況の変化も関係していることから、家庭・学校・地域との情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組むなど、青少年の健全育成に努めることが重要です。

重点施策

- (1) 家庭・学校・地域間の情報共有や行動連携の強化を図り、問題行動の未然防止、早期対応、早期解決に取り組み、青少年の健全育成に努めます。
- (2) 地域の人材を活用し、勉強やスポーツ、文化活動などの様々な体験活動（リーダーバンク活用）や放課後子ども教室などの充実を図ります。
- (3) 青少年問題協議会の活動を強化し、関係行政機関、家庭、地域、学校関係者の連携のもと、青少年を取り巻く諸課題の解決に努めます。
- (4) 青少年団体、婦人団体、PTA等、社会教育団体の研修会を開催し指導者の資質の向上と活動促進を図ります。



青少年の深夜はいかい防止市民大会

第3節 スポーツ振興

～ 生涯スポーツの充実 ～

1 基本方針

「気軽にスポーツに親しむ環境づくりと健康の保持増進及び体力向上を目指します。」

宮古島市においては、体育施設として、合併前の旧市町村ごとに整備された陸上競技場や体育館、野球場等の類似施設が多く、環境面においては恵まれています。その一方で施設管理が大きな課題となっています。また、地域によって利用頻度の隔たりが生じている実態が明らかになっています。

関連事業として、市民を対象とした体力テスト及び各種のスポーツ教室を実施しています。

今後は、県域宮古総合運動公園（仮称）計画の中にサッカー競技場、武道館、体育館、ラグビー場、野球場などの施設を整え、スポーツアイランドの環境づくりを行う必要があります。

また、体育施設の充実を図るとともに指定管理者制度を含めた既存施設の有効活用においても年次的・計画的な取り組みが必要となっています。

2 生涯スポーツの推進

現状と課題

本市は、年間を通して温暖な気候にあり、豊富なスポーツ施設を有していることから、市民が気軽にスポーツに親しめる環境にあります。また、市民の体力向上と健康増進を図るため各種スポーツ教室などが開催されています。

スポーツは、地域の一体感や活力の醸成、心身の健康の保持・増進など、重要な役割を果たすとされており、本市においても、近年の健康志向の高まりにより「自ら運動する意識」が県平均を上回る状況にあります。

一方で、運動しない子どもの割合が全国平均より高くなっており、今後、運動をしている子どもとの間で体力差が生じる「運動・体力の二極化」が進む恐れがあります。



ニュースポーツ教室

重点施策

- (1) 全ての市民が個人の体力や年齢に応じて気軽に実践できる生涯（軽）スポーツの普及発展に努めます。
- (2) スポーツ指導者の育成により、各種スポーツ教室・講習会の充実を図ります。
- (3) スポーツ施設の計画的かつ効率的な整備を行い、施設の有効活用を図ります。
- (4) 総合型地域スポーツクラブを広め、年齢・技術・種目等の多様性により、市民一人一人のスポーツニーズに応じた活動が展開されるよう努めます。

3 競技スポーツの充実

現状と課題

各競技とも協会・連盟が地域の底辺拡大と競技力の向上を目指し、大会を年次計画で実施しています。

又、サークルやスポーツ少年団も定期的に活動を行っています。

今後は更に各競技の指導者育成の充実及び活用していくことが必要となっています。



少年野球教室

重点施策

- (1) 指導者育成講習会の充実と毎年県大会の受け入れ体制を強化します。
- (2) 各競技団体を中心に、講師（スーパーアドバイザー(助言者)）を招聘して講習会及び実技指導を推進します。
- (3) リーダーバンクに登録されている人材やスポーツ推進委員を広く活用します。
- (4) 各種スポーツ団体の活動を支援するとともに、連携して競技者の拡大と競技力の向上を図ります。
- (5) 児童生徒が全国や県大会レベルで活躍できるアスリートの育成に努めます。

第4節 文化振興

～ 文化の振興と文化財の保存・保護並びに活用の推進 ～

1 基本方針

「市民文化の向上を図るため、芸術文化活動を推進し、郷土文化や文化財、新たな地域文化の振興を目指します。」

本市は、地域ごとに特性のある文化を有しており、その多様性が本市の魅力となり、「地域を愛する心」を育むものとなっています。

各地域においては、市民主体による地域文化を活かしたイベント等も開催されており、市民の地域文化への関心は高まっています。また、総合博物館では、史資料と情報を集積し、展示会や学習支援を通して広く活用されており、宮古郷土史研究会や宮古野鳥の会など、数多くのサークル、団体と連携し文化活動を活発に展開しています。

今後は、文化活動に参加する市民の底辺拡大と関係団体への支援強化を図りながら、創造性豊かな魅力溢れる地域づくりに向け、芸術文化の振興に取り組むことが求められています。

具体的には、市民文化の向上と、創造発展を図るため、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、心身の成長期にある児童・生徒にすぐれた芸術を鑑賞する機会を提供し、豊かな創造性と情操の育成を図るため、芸術文化活動を



子ども博物館事業

推進する必要があります。また、市民一人一人が地域の自然、歴史、文化を大切にすることを育み、市民が等しく、郷土文化に触れ、文化に対する理解や関心を深めるとともに、新たな地域文化の振興と推進に努める必要があります。

2 文化活動の充実強化

現状と課題

本市は離島圏域のさらに離島にあり、都市部と比較して多彩な芸術文化に接する機会が少ない状況にあります。こうした中、文化団体や各種実行委員会等と連動し、市民総合文化祭や文化ホールを活用した自主的文化事業など、各種文化事業に取り組んでいます。

今後は、若年層から高齢者まで幅広く、市民の知的関心や要求に応えた文化活動の実施を図る必要があります。

また、市民文化活動に参加する市民の拡大と関係団体への支援強化を図るとともに、子どもたちの学習の場としても活力溢れる地域づくりに向け、市民ニーズにあった文化活動を推進し、優れた芸術文化に触れる機会の充実や新たな文化を創造することが必要です。

重点施策

- (1) 沖縄県と連携し、専門家による芸術文化の鑑賞や体験機会の創出に努めます。
- (2) 国立劇場おきなわ普及促進事業を活用し、同劇場で上演された演目の公演を本市で鑑賞する機会の創出を図ります。
- (3) 芸術文化活動の素晴らしさや夢を持って生きることの大切さを伝え、豊かな心や感性を有する児童・生徒の育成を図るため、「日本芸術院会員」による講話、実技披露、実技指導の機会を創出します。
- (4) 一流の芸術文化団体等が小・中学校を巡回し公演する機会を提供します。
- (5) 管内小・中学校及び文化協会と連携を図り、市民総合文化祭の充実を図ります。
- (6) 市民自ら企画・運営する自主文化事業を推進するとともに、芸術文化団体等の支援・育成を図ります。
- (7) 各地域の方言の保存・継承に向け、文化協会等と連携した取り組みを推進します。
- (8) 新しい芸術文化を創造する事業を展開します。

3 文化財の保存と活用

現状と課題

近年、土地開発の動きが活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損・消失・減少が見られ、特にカラスバト、キンバト、ズアカアオバト、ミフウズラ等の野鳥が極端に減少しており、絶滅の危機にさらされています。

市指定文化財については115件、国・県指定の文化財を含めると150件となっています。これまで文化財web公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、市内遺跡発掘調査や埋蔵文化財公開活用など各事業を展開していますが、これらの文化財の管理、保護が重要な課題となっています。

地域特有の史跡等の管理や民俗文化財等の保存・継承については、地域住民やボランティアに支えられていますが、都市部への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されています。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要があります。

重点施策

- (1) 天然記念物である野鳥の減少に対し、文化庁や専門機関との調整を図り、原因調査と保護対策を推進しつつ、生息域の回復に努めます。

- (2) 地域の民俗文化財と民俗行事の技能・技術等の保存や伝承者の育成を支援します。
- (3) 文化財の保全や修復、周辺環境整備に努めます。
- (4) 文化財に関する資料の収集・展示・保管・調査研究等を行うとともに、企画展や史跡案内、市史編さん事業等を通じて、本市の歴史・伝統文化を市民に広く伝えられるように努めます。
- (5) 先人の残した文化財を貴重な財産として守り、次代に引き継ぐため、文化財保護思想の普及・高揚に努めます。
- (6) 文化財資料室及び市史編さん室の整備を行い、各施設に散在する民俗文化財、発掘遺物、史料等を集約整理し、市民がいつでも閲覧できるように努めます。

4 博物館活動の推進

現状と課題

市民や地域・各種団体が博物館に求めるニーズは多様化・高度化しており、専門的知識を有した学芸員の確保が必要です。また、既存の施設は、収蔵品の増加に伴う保管スペースや紫外線、照明設備、害虫対策など展示品や収蔵品の適切な保存管理に支障をきたしており、施設の充実強化が課題となっています。

今後は、史資料の収集・保存、調査研究、展示公開等、博物館活動の基盤の強化を図るとともに、地域住民の学習の場及び文化活動の拠点としての新たな総合博物館の建設が求められます。

重点施策

- (1) 収蔵資料や展示品等の充実を図り、市民が満足できる施設の充実強化を推進します。
- (2) 貴重な文化財を後世へ伝え残すため、適切な保存管理に努めます。
- (3) インターネットの活用や関係機関との連携など、効果的な広報活動に取り組み博物館の活用を促進します。
- (4) 各分野の学芸員の確保、強化を図り、来館者の受け入れ体制の充実を図ります。
- (5) 地域住民の学習の場及び文化活動の拠点となる新宮古島市総合博物館（仮称）の建設を推進します。

第5節 教育行政の充実・強化

～ 教育の使命を尊重する開かれた教育行政を目指して ～

1 基本方針

「人格の完成を目指し、幸福な生涯を実現するという教育の普遍的で崇高な使命を尊重し、本市の教育理念の実現に向けて、住民の教育行政に対するニーズを的確に把握し、迅速かつ計画的な教育課題の解決に取り組みます。」

社会情勢が急激に変化していく中で、教育基本法の改正等教育関係法令が改正され、幼稚園、小学校及び中学校の教育要領や学習指導要領が実施されるなど、教育も大きな変革の時を迎えています。

一方、コミュニティの人間関係が希薄化し、社会の規範意識が低下しているといわれる中で、人格の完成を目指し、幸福な生涯の実現に資するという教育の普遍的な使命は、ますます重要になってきています。

このような教育を取りまく情勢の中で、本市においては、学力向上推進、学校規模の適正化、市民の学習ニーズに対応した生涯学習の振興、老朽化が進む施設の整理・充実、地域文化財の保存・継承等様々な教育課題が山積しており、教育委員会の積極的な取り組みが求められています。

そのため、今後は、本市教育の基本理念に沿った教育課題の解決に向けて、主体的な教育行政を展開し、教育委員会の活性化を図ります。

また、策定した方針に基づいた行政施策の効率的で迅速な実施に向けて、専門職を配置するなど、組織・体制の見直しに取り組んでまいります。

2 教育委員会の活性化

現状と課題

本市教育委員会は、毎月1回開催される定例会や臨時会等で、教育行政に係わる方針等の決定を行っています。会議の様子や結果は、地元マスコミへの記事掲載や教育委員会が発行する広報誌、会議録等のホームページでの公開などを行っていますが、教育委員会の組織や取り組みに対する市民の理解が充分とはいえず、重要施策への市民の意見の反映や市民のニーズに対応した教育施策の展開も大きな課題となっています。

また、教育を取りまく情勢が大きく変化する中で、本市教育の基本理念や目標に沿った施策決定に向けて教育委員会の積極的な取り組みが求められます。しかし、定例会や臨時会だけでは、活発な議論の機会を確保し、適切な意志決定を行うことは難しく、研修会や勉強会、協議会等の活用によって教育施策の研究と委員間の議論を深め教育委員会の活性化を図る必要があります。

生涯学習の振興や市民スポーツの振興等、市長部局と連携を強化することによって、より効果的に推進することが出来る施策等も多く、市長部局との連携強化も大きな課題となっています。

重点施策

- (1) 教育委員会ホームページのこまめな更新や広報誌の発行、教育委員会会議の公開等を行い、広報公聴活動の充実に取り組みます。
- (2) 研修会や勉強会、協議会等を活用した教育課題の研究に取り組み、教育委員や事務局職員の資質の向上と教育課題への迅速な対応を強化します。
- (3) 学校訪問を積極的に行い、小中学校との連携を推進します。
- (4) 市長と教育委員会で構成される「総合教育会議」を活用し、連携の強化を図ります。
- (5) 事務事業の点検・評価を充実させ、効率的な行政運営に努めます。

3 組織・体制の見直し

現状と課題

5つの市町村の合併により誕生した本市は、効率的な財政運営や適正な人員管理等行財政改革が大きな課題となっています。

教育委員会においては、旧市町村においてそれぞれ整備されたスポーツ施設や社会教育施設等がそのまま移管され、これらの施設の維持管理と適切な運営が大きな課題となっています。

また、適正な人員管理に向けて職員の削減が進められる中、施設の整理統合が進まないため、職員定数枠外の臨時的な職員の配置等により対応する状況にあり、組織体制の全体的な見直しが求められています。

また、教育に対する住民ニーズが多様化、高度化する中で効率的な教育行政の運営に向けて専門的に高度な知識や技能を有する専門職員の配置による事務局体制の強化が必要となっています。

重点施策

- (1) 指定管理者制度の導入を含めた関係施設の維持管理の効率化を図り、老朽化が著しく利用率の低い施設等については、廃止を含めた検討を行います。
- (2) 公民館施設については、連携を強化し地区公民館を含めた運営の効率化を図り、組織体制の見直しを検討します。
- (3) 効率的な教育行政の運営に向けて、事務局全体の組織・体制の見直しを検討します。
- (4) 質の高い教育を提供するため、社会教育主事や学芸員、司書等の専門的な職員の配置を強化し、職員の資質向上に努めます。
- (5) 幼稚園については、臨時的任用の教諭の割合が増えていることから、規模の適正化を進めながら適正な教職員の確保に努めます。



平成28年度「教育の日標語」最優秀賞作品

勉強は 夢につながる 第一歩
下地小学校6年 横田 依璃

学びこそ 未来を変える 第一歩
池間中学校2年 奥平 姫音

ランドセル 夢つめ走る 君のかお
平良地区 伊良部 朝美

各分野ごとの目標値

ここでは、施策項目について、現状値（平成28年度）と目標値（平成33年度）に区分し、数値で示しました。目標達成に向けて取り組んでまいります。

1	全国学力・学習状況調査	小学校 概ね全国水準 中学校 全国水準以下 (平成28年度)	全国水準 (平成33年度)
---	-------------	--------------------------------------	------------------

(参考) 平成28年度調査結果(平均正答率)

小学校(6年)	国語A	国語B	算数A	算数B
宮古島市平均	71.2%	55.4%	79.1%	47.3%
全 国 平 均	72.9%	57.8%	77.6%	47.2%
中学校(3年)	国語A	国語B	数学A	数学B
宮古島市平均	70.7%	58.1%	54.3%	36.9%
全 国 平 均	75.6%	66.5%	62.2%	44.1%

2	不登校の児童生徒の人数	48人 (平成28年度)	5割減 (平成33年度)
---	-------------	-----------------	-----------------

(参考) 平成27年度1,000人当たりの不登校児童生徒数
(沖縄県：14.9、全国：12.6)

3	学校施設の耐力化	未整備校舎 5棟 学校数(4校) (平成28年度)	未整備校舎 0棟 学校数(0校) (平成33年度)
---	----------	---------------------------------	---------------------------------

(参考) 幼稚園数19園、小学校数19校、中学校14校となっています。

4	リーダーバンク制度の活用数の増加(年間)	51回 (平成28年度)	100回 (平成33年度)
---	----------------------	-----------------	------------------

(参考) 市では、47の単位子ども会育成会があります。

5	図書館サービスの充実 (貸出冊数)	200,000冊 (平成28年度)	300,000冊 (平成33年度)
---	----------------------	----------------------	----------------------

(参考) 図書館には、平良図書館・北分館・城辺図書館があり、蔵書冊数は全体で、16万冊余所蔵しています。

6	未来創造センターの整備	— (平成28年度)	開館済 (平成33年度)
---	-------------	---------------	-----------------

(参考) 宮古病院跡地に建設します。

7	公民館を活用した研修会・講座の増加（年間）	97回 （平成28年度）	120回 （平成33年度）
---	-----------------------	-----------------	------------------

（参考）中央公民館をはじめ、各地域及び地区公民館（8館）において、各種講座を開設しています。

8	総合博物館の入館者数の増加	14,000人 （平成28年度）	15,000人 （平成33年度）
---	---------------	---------------------	---------------------

（参考）常設展示のほか特別企画展や子ども博物館を開催しています。

9	文化ホール（マティダ市民劇場稼働率の向上）	52% （平成28年度）	53% （平成33年度）
---	-----------------------	-----------------	-----------------

（参考）平成27年度の入場者数は、52,167人となっています。

10	綾道・歴史文化ロードコースの策定	4コース （平成28年度）	10コース （平成33年度）
----	------------------	------------------	-------------------

（参考）現在、「砂川・友利コース」「平良北、下地・来間コース」「新里・宮国コース」「戦争遺跡コース」があります。

11	体育施設利用者数の増加	151,000人 （平成28年度）	160,000人 （平成33年度）
----	-------------	----------------------	----------------------

（参考）総合体育館をはじめ、野球場、陸上競技場、屋内運動場、テニスコートなど体育施設は15箇所あります。

平成23年4月28日

宮古島市教委訓令第7号

(設置)

第1条 宮古島市の教育の基本指針となる「宮古島市教育ビジョン」の策定に向け、教育委員会内に宮古島市教育ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育ビジョンの策定に向けて、次に掲げることを検討する。

- (1) 本市教育の基本方針に関すること
- (2) 本市教育の振興に関すること
- (3) 本市の子ども像に関すること
- (4) その他教育ビジョンに関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に定める「宮古島市教育ビジョン」の策定までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査・検討させるため部会を置く。

2 部会は、学校教育部会、社会教育部会、スポーツ振興部会及び文化振興部会とする。

3 委員は、いずれかの部会に属するものとする。

4 部会に、部会長及び副部会長を置く。

5 部会長は、部会に属する委員の中から互選し、副部会長は、部会長が指名する。

6 部会長は、部会の会務を掌理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報償金)

第7条 委員に対する報償金は、予算の範囲内で決定し、これを支払うことができる。

(事務局)

第8条 委員会の庶務を処理するため、教育委員会教育部教育総務課に事務局を置く。

2 事務局員は、教育委員会教育部教育総務課の職員をもって充てる。

(部会の事務局)

第9条 部会の庶務を処理するため、教育委員会事務局内に次のとおり部会の事務局を置く。

- (1) 学校教育部会の事務局は、学校教育課に置く。
- (2) 社会教育部会と文化振興部会の事務局は、生涯学習振興課に置く。
- (3) スポーツ振興部会の事務局は、市民スポーツ課に置く。

2 事務局員は、それぞれの課の職員をもって充てる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

資料編2 第2次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会委員名簿

番号	区分	所属・役職名	氏 名	所属部会
1	有識者	宮古島商工会議所会頭	下 地 義 治	スポーツ振興
2		宮古島市子ども会育成連絡協議会会長	奈 良 俊一郎	社会教育
3		宮古島市体育協会会長	長 濱 博 文	スポーツ振興
4		宮古島市文化協会会長	大 城 裕 子	文化振興
5		宮古島市婦人連合会会長	島 尻 清 子	社会教育
6		宮古島警察署生活安全課長	池 原 健 治	社会教育
7	教育関係	宮古島市教育研究所所長	田 場 秀 樹	学校教育
8		宮古島市社会教育委員	與 那 嶺 敏 之	社会教育
9		宮古地区県立学校長会会長	本 村 博 之	スポーツ振興
10		幼保連携型認定こども園代表	新 城 久 恵	学校教育
11		宮古地区小学校校長会会長	島 尻 政 俊	学校教育
12		宮古地区中学校校長会会長	宮 国 敏 弘	文化振興
13		宮古地区PTA連合会会長	友 利 正 治	学校教育
14	地域関係	城辺地区地域づくり協議会会長	神 里 清 春	文化振興
15		伊良部地区地域づくり協議会会長	比 嘉 臣 雄	文化振興

資料編3 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(諮問)

宮教総第 1052 号
平成29年2月27日

宮古島市教育ビジョン
検討委員会 殿

宮古島市教育委員会
教育長 宮 國 博

第2次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(諮問)

みだしのことについて、宮古島市総合計画の下、宮古島市教育委員会の事業施策展開に向け、宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)検討委員会設置要綱(平成23年宮古島市教委訓令第7号)に基づき、基本計画についての意見を頂きたく、ご審議のうえ、答申下さるようお願い申し上げます。

資料編4 宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(答申)

宮教ビ検委第 1 号
平成29年3月28日

宮古島市教育委員会
教育長 宮 國 博 殿

宮古島市教育ビジョン検討委員会
委員長 田 場 秀 樹

第2次宮古島市教育ビジョン(教育振興基本計画)について(答申)

平成29年2月27日付、宮教総第1052号により、諮問のあったみだしのことについて、下記の意見を付して別添のとおり答申します。

記

宮古島市教育ビジョンが着実に実行される計画となるよう教育委員会全体で取り組むとともに、市民への周知を図られるよう要望します。

令和3年度

宮古島の教育

発行年月 令和3年11月

発 行 宮古島市教育委員会

電 話 0980-73-1970
